社会福祉法人 認可申請ハンドブック

令和6年5月改訂版

三重県 子ども・福祉部 福祉監査課

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

電 話 059(224)2258

FAX 059(224)2041

E-mail kansa@pref.mie.lg.jp

ホームページ https://www.pref.mie.lg.jp/KANSA/HP/index.htm

目 次

第1	社会福祉法人とは	1
第2	社会福祉法人の機関	8
第3	社会福祉法人の資産	- 18
第4	社会福祉法人設立認可申請手続き	- 22
第5	社会福祉法人設立認可申請書一覧表	- 25
第6	設立認可後に必要な手続き	- 90
第7	定款変更認可申請、届出手続き	- 92
第8	基本財産処分、担保提供承認手続き	106
第9	合併、解散認可等手続き	114
第 10	その他	
1	社会福祉法人現況報告	123
2	社会福祉充実残額の算定根拠(算定シート)	123
3	社会福祉充実計画	123
4	監事監査報告	124
5	法第59条の規定に基づく上記1、2及び4以外に届出が必要な書類	124
6	不動産使用証明願い(登録免許税の非課税措置用)	126
7	税額控除対象となる社会福祉法人の証明	127
8	理事長変更届	129
9	理事の在任証明	129
Ξ	重県内所轄庁一覧	163
第 11	社会福祉連携推進法人	164

注 各所轄庁において、このハンドブックの内容と異なるルール(ルールブック)や指示がある場合は、<u>その内容を優先</u>してください。 また、登記関係及び税務関係に係る事項につきましては、<u>各法人においてご確認</u>のうえ運用をお願いします。

主な提出書類の例

1 定期提出書類の例

	社会福祉法人	所轄庁
4月	(決算整理)	
~	社会福祉充実残額の仮算定(初めて残額発生が見込まれる場合、所輸	瞎庁事前協議)
5月	監事監査報告 124 頁 (選任時期:就任承諾書、履歴書、申立書等の徴取(様式例23、 21、24、25・74、72、75~83頁)) 理事会(様式例34-2・99頁) (選任時期:評議員選任・解任委員会の開催)	
6月	(決算理事会から中2週間) 定時評議員会(様式例34-1・98頁)	
	社会福祉法第 59 条に基づく届出(独立行政法人福祉医療機構 人の財務諸表等電子開示システム」により届出)123~125 頁	
	(初めて社会福祉充実残額が発生する場合)社会福祉充実計画	画の申請 123頁
	法人資産・理事長登記	
	(理事長の変更の場合(重任を除きます。))理事長変更届 12	29 頁

2 新規事業所開設の例

土地購入に係る理事会・評議員会 (敷地を理事長から購入する場合等) 理事の在任証明願い 129 頁 (抵当権を設定する場合(福祉医療機構・同協調融資を除きます。の担保提供承認申請 106 頁 敷地契約・購入 不動産使用証明願い(登録免許税の非課税措置用): 敷地 126 頁 不動産登記 定款変更に係る理事会・評議員会 定款変更届(基本財産の追加(土地)) 92 頁	
(抵当権を設定する場合(福祉医療機構・同協調融資を除きます。の担保提供承認申請 106 頁 敷地契約・購入 不動産使用証明願い(登録免許税の非課税措置用): 敷地 126 頁 不動産登記 定款変更に係る理事会・評議員会 定款変更届(基本財産の追加(土地))92 頁	
の担保提供承認申請 106 頁 敷地契約・購入 不動産使用証明願い(登録免許税の非課税措置用): 敷地 126 頁 不動産登記 定款変更に係る理事会・評議員会 定款変更届(基本財産の追加(土地))92 頁)) 基本財産
不動産使用証明願い(登録免許税の非課税措置用): 敷地 126 頁 不動産登記 定款変更に係る理事会・評議員会 定款変更届(基本財産の追加(土地))92 頁	
不動産登記 定款変更に係る理事会・評議員会 定款変更届(基本財産の追加(土地))92頁	
定款変更に係る理事会・評議員会 定款変更届(基本財産の追加(土地))92頁	
	(事前協議)
市光に決然になる四市人	
事業所建築に係る理事会 建築契約 :	(事前協議)
建築終了・表示登記	
不動産使用証明願い(登録免許税の非課税措置用): 建物 126 頁	
不動産登記定款変更に係る理事会・評議員会	(事前協議)
定款変更届(基本財産の追加(建物))92頁	
(事業目的の追加の場合)定款変更認可申請(事業目的の追加)92	2 頁
(所轄庁変更の場合)定款変更認可申請(条文整理)92頁	
事業開始	

注 各法人・新規事業の状況、理事会・評議員会の議決内容等によっても、申請書類は異なります。全ての届けや申請を必ず個別に提出するとは限りません。なお、申請等にあたっては、所轄庁あてできるだけ事前協議を行ってください。場合によっては手戻り、理事会・評議員会の再開催が必要となる場合があります。

1 社会福祉法人とは

社会福祉法人とは、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法(以下「法」といいます。)の定めるところにより設立された法人をいうとされています(法第22条)。

1 社会福祉事業

- (1) 社会福祉事業とは、法第2条第2項(第1種社会福祉事業)及び第3項(第2 種社会福祉事業)に掲げられた事業をいいます(別表1・3~6頁参照)。
- (2) 社会福祉事業を行うことを主たる目的としない法人は、社会福祉法人となり得ず、また、第1種社会福祉事業は、公共性の特に高い事業であり、その対象は、社会的弱者ともいうべき人々であることから、国、地方公共団体又は社会福祉法人が経営することが原則とされています(法第60条)。
- (3) ただし、第2種社会福祉事業は、これにより社会福祉の増進を図ることを主な 目的とする事業であり、これに伴う弊害のおそれが比較的少ないことから、その 経営主体には、特に制限は設けられていません。
- (4) 社会福祉法人は、上記以外にその経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益事業又はその収益を社会福祉事業若しくは公益事業の経営に充てることを目的とする収益事業を行うことができます(法第26条)。
- (5) 社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に 行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービス の質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならないことを社会福祉 法人の経営の原則としています(法第24条第1項)。
- (6) また、社会福祉法人は、社会福祉事業及び公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならないとされています(法第24条第2項)。

2 社会福祉法の定めるところにより設立された法人

- (1) 法人とは、一定の人の集まり又は財産の集まりが、それ自体(具体的には、法人代表者の名前)で、あたかも個人と同様に法律上の権利を取得したり、義務を負担したりすることのできる制度をいいます。したがって、法人代表者名で行った契約の効果は、代表者個人とは関係なく、その法人自体に帰属します。
 - これにより、事業経営の健全化及び安定化を図ることができます。
- (2) 社会福祉法人を設立するには、その公共性の強さから一定の事項を定め、所轄 庁の認可を受けることが必要とされています(法第31条第1項)。
 - 所轄庁は、その法人の行う事業の及ぶ区域により次のように区分されています (法第30条)。

所 轄 庁	範囲
± E	主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人であって、
市長	その行う事業が当該市の区域を越えないもの
都道府県知事	所轄庁が市長又は厚生労働大臣でないもの
原件兴趣士氏	2 以上の地方厚生局の管轄区域にわたるものであって、
厚生労働大臣 	厚生労働省令で定めたもの

(3) 社会福祉法人は、この設立の認可後、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることにより成立することになります(法第34条)。

3 その他

法人の行う事業については、<u>「最低基準その他の要件を現に満たして事業を行っているか、又は近い将来それらの要件を満たす見込みが確実である」</u>場合のみ認可されることになっています。将来行うとする事業(即ち、社会福祉法人が設立された場合、直ちに行うことのできない事業)を、定款に列挙することは許されません。

このような事業については、将来必要な要件を具備し、着実な計画のもとに確実に事業を行い得る段階に至った時、定款変更の認可申請をし、その法人の事業の中に当該事業を加えることになります。このことは、公益事業及び収益事業についても同じです。

要するに、定款に掲げる事業は、それが社会福祉事業であると否とを問わず、<u>その事業の裏付けとなる資産を備えることを要し、それがまた法人の事業計画、収支予算書等と一体となり、さらに、法令その他で定められた必要な要件を具備してい</u>ることが要求されています。

なお、社会福祉事業のために使用する土地及び建物について、都市計画法、建築 基準法等により制限を受ける場合や許可等が必要になる場合があるので、事前に確 認が必要です。

別表1 主な第1種社会福祉事業(法第2条第2項)

根拠法	事業	県 庁 担 当 課	備考
	・救護施設の経営	地域福祉課	
	・更生施設の経営	"	
生活保護法	・その他生計困難者を無料又は低額な料金		
土/山木暖/公	で入所させて生活の扶助を行うことを	"	
	目的とする施設の経営		
	・生計困難者に対して助葬を行う事業	"	
	・乳児院の経営	児童相談支援課	
	・母子生活支援施設の経営	家庭福祉・施設整備課	
 児童福祉法	・児童養護施設の経営	児童相談支援課	
70至旧证/公	・障害児入所施設の経営	障がい福祉課	
	・児童心理治療施設の経営	児童相談支援課	
	・児童自立支援施設の経営	家庭福祉・施設整備課	
	・養護老人ホームの経営	長寿介護課	
老人福祉法	・特別養護老人ホームの経営	"	(注3)
	・軽費老人ホームの経営	"	
障害者の日			
常生活及び			
社会生活を	・障害者支援施設の経営	障がい福祉課	
総合的に支			
援するため			
の法律			
困難な問題			
を抱える女			
性への支援	・女性自立支援施設の経営	家庭福祉・施設整備課	
<u>に関する法</u>			
<u>律</u>	ᄺᆉᄹᆟᇝᄼᄱᄽ	11L 1-2 4= 41 4m	
	・授産施設の経営	地域福祉課	
社会福祉法	・生計困難者に対して無利子又は低利で	"	
	資金を融通する事業		

主な第2種社会福祉事業(法第2条第3項)

根拠法	事業	県 庁 担 当 課	備考
根拠法 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	事 業 ・ 障害 ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ に ・ に ・ に ・ に ・ に ・ に ・ に ・ に ・ に ・ に ・ に ・ に ・ に ・ に ・ に ・	県	(注 1)

根拠法	事業	県 庁 担 当 課	備考
就ども有いとなる。 就学もでは、 では、 では、 では、 ののは、 ののは、 ののは、 はは、 はは、 はは、 はは、	幼保連携型認定こども園の経営	子どもの育ち支援課	
民間とはというでは、というでは、というでは、というでは、というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	養子縁組あっせん事業	児童相談支援課	
母子及び父 子並びに寡 婦福祉法	・母子家庭日常生活支援事業・父子家庭日常生活支援事業・寡婦日常生活支援事業・母子・父子福祉施設の経営	<u>家庭福祉・施設整備課</u> <u>"</u> <u>"</u> <u>"</u> <u>"</u>	母子・父子福祉センター
老人福祉法	・老人居宅介護等事業 ・老人デイサービス事業 ・老人短期入所事業 ・小規模多機能型居宅介護事業 ・認知症対応型老人共同生活援助事業 ・複合型サービス福祉事業 ・老人デイサービスセンターの経営 ・老人短期入所施設の経営 ・老人福祉センターの経営 ・老人荷護支援センターの経営	長寿介護課""""""""""""""""""""""""""""""""""""	(注3) "" "" ""
障害活法と 管生法と 総する の法 を を を を を を を を を を を を を	 ・障害福祉サービス事業 ・一般相談支援事業 ・特定相談支援事業 ・移動支援事業 ・地域活動支援センターの経営 ・福祉ホームの経営 ・身体障害者生活訓練等事業 ・手話通訳事業 ・介助犬訓練事業 ・聴導犬訓練事業 ・身体障害者福祉センターの経営 	障がい福祉課 " " " " " 障がい福祉課 " "	

根拠法	事業	県 庁 担 当 課	備考
	・補装具製作施設の経営	"	
	・盲導犬訓練施設の経営	"	
	・視聴覚障害者情報提供施設の経営	"	点字図書館、点字
			出版施設、聴覚障
			害者情報提供施
			設
	・身体障害者の更生相談に応ずる事業	"	(注1)
知的障害者 福祉法	・知的障害者の更生相談に応ずる事業	障がい福祉課	(注1)
生活困窮者 自立支援法	・認定生活困窮者就労訓練事業	地域福祉課	
	・生計困難者に対して、その住居で衣	地域福祉課	
	食その他日常の生活必需品若しく		
	はこれに要する金銭を与え、又は生		
	活に関する相談に応ずる事業		
	・生計困難者のために、無料又は低額	"	
	な料金で、簡易住宅を貸し付け、又		
	は宿泊所その他の施設を利用させ る事業		
	・生計困難者のために、無料又は低額 な料金で診療を行う事業	地域福祉課	
社会福祉法	・生計困難者に対して、無料又は低額	し 長寿介護課	(注2)
	な費用で介護保険法に規定する介		
	護老人保健施設又は介護医療院を		
	利用させる事業		
	・隣保事業	人権課	
	・福祉サービス利用援助事業	地域福祉課	
	・第1種及び第2種社会福祉事業に関	"	社会福祉協議会
	する連絡又は助成を行う事業		の主たる事業は
			これに当たりま
			す。

注1 相談事業は、各種法制度に対する正しい理解、施設の状況等の的確な把握ができている者が行うことが適当と考えられており、現在、地方公共団体が広汎に実施するようになってきています。

そのため、社会福祉法人審査基準(「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)においても、「公的相談機関の整備充実の状況を考慮しつ、財政基盤、事業従事者の資質、事業実績等を充分に審査し、慎重に取り扱う」とされており、公的相談機関との重複を避け、かつ、主に従来からの実績を判断し、永続性及び安定性のあるものについてのみ社会福祉法人の設立が認められます。

- 注2 無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設又は介護医療院を利用させる事業についての基準は、それぞれ厚生労働省社会・援護局、老健局長連名通知において示されています。
- 注3 老人福祉法上の事業名と介護保険法上の事業名との比較は、次のとおりです。

老人福祉法	介護保険法
特別養護老人ホーム	介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
老人デイサービスセンター	通所介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 第1号通所事業
老人短期入所施設	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護
老人居宅介護等事業	訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 第 1 号訪問事業
老人デイサービス事業	通所介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 第1号通所事業
老人短期入所事業	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護
小規模多機能型居宅介護事業	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護
認知症対応型老人共同生活援助事業	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
複合型サービス福祉事業	複合型サービス

第2 社会福祉法人の機関

社会福祉法人には、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置かなければならないとされています(法第36条)。

1 評議員及び役員(理事及び監事)

- (1) 関係行政庁の職員が法人の評議員又は役員となることは、法第61条に規定する公私分離の原則に照らし適当でないので、差し控えることとなります。ただし、社会福祉協議会にあっては、評議員又は役員の総数の5分の1の範囲内で関係行政庁の職員が、その評議員又は役員となっても差し支えありません。
- (2) 所轄庁退職者が評議員又は役員に就任する場合においては、法人における評議員又は役員の選任の自主性が尊重され、不当に関与することがないよう、所轄庁においては、法人との関係において適正な退職管理を確保することとなります。
- (3) 実際に法人運営に参画できない者を、評議員又は役員として名目的に選任することは適当ではありません。
- (4) 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に、理事長に就任したり、評議員又は役員として参加したりすることは適当ではありません。
- (5) 次に掲げる者は、評議員又は役員となることはできません。 ア 法人
 - イ 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断 及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - ウ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は法の規定に違 反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるま での者
 - エ ウに該当する者を除くほか、禁<mark>錮</mark>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、 又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - オ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
- (6) 暴力団員等の反社会的勢力の者は、評議員又は役員となることはできません。

2 評議員

(1) 評議員の選任及び解任の方法については、法第31条第1項第5号において、 法人が定款で定めることとしていますが、同条第5項において理事又は理事会が 評議員を選任・解任する旨の定めは無効とされています。

定款で定める方法としては、外部委員が参加する機関を設置し、この機関の決定 に従って行う方法等があります。

- (2) 評議員については、法第39条において「社会福祉法人の適正な運営に必要な 識見を有する者」のうちから選任することとしており、法人において「社会福祉 法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として適正な手続により選任されて いる限り、制限を受けるものではありません。
- (3) 評議員は、法人の理事、監事又は職員を兼ねることはできません。
- (4) 評議員には、各評議員又は各役員の配偶者又は三親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各評議員又は各役員と特殊の関係がある者も含まれてはなりません(注1(2)。
- (5) 評議員の数は、理事の員数を超える数です。

3 理事

- (1) 理事は、社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職 責を果たし得る者です。
- (2) 理事のうちには、次に掲げる者が含まれなければなりません。
 - ア 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
 - イ 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている 者(注2)
 - ウ 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者
- (3) 理事は、6人以上でなければなりません。
- (4) 理事には、理事本人を含め、その配偶者及び3親等以内の親族その他各理事と特殊の関係のある者(以下この(4)において「理事の親族等特殊関係者」といいます。)が理事の総数の3分の1を超えて含まれてはなりません。ただし、理事の親族等特殊関係者の上限は3人です。(注1)
- (5) 理事長は、理事会の決定に基づき、法人の内部的・対外的な業務執行権限を有します。
- (6) 理事長以外にも社会福祉法人の業務を執行する理事(以下「業務執行理事」といいます。)を理事会で選定することができます。
- (7) 社会福祉協議会は、地域福祉の推進役として、社会福祉事業経営者、ボランティア活動を行う者等との連携を十分に図っていく必要があることから、当該社会福祉協議会の区域において社会福祉事業を経営する団体の役職員及びボランティア活動を行う団体の代表者を理事として加えることとされています。

4 監事

- (1) 監事は、当該社会福祉法人の理事又は職員を兼ねることができません。
- (2) 監事には、次に掲げる者が含まれなければなりません。
 - ア 社会福祉事業について識見を有する者(注3)
 - イ 財務管理について識見を有する者
- (3) 監事は、2人以上でなければなりません。
- (4) 監事には、各役員の配偶者又は三親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各役員と特殊の関係がある者も含まれてはなりません(注1(2))
- (5) 監事には、公認会計士又は税理士を登用することが望ましいとされています。

5 会計監査人

- (1) 会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければなりません。
 - また、公認会計士法(昭和23年法律第103号)の規定により、計算書類について監査することができない者は、会計監査人となることができません。具体的には、公認会計士法第24条又は第34条の11の規定により、公認会計士又は監査法人が当該社会福祉法人の役員等となっている場合等については、会計監査人となることができません。
- (2) 会計監査人の設置が義務付けられる法人は、前年度の決算における法人単位事業活動計算書(第2号第1様式)中の「サービス活動増減の部」の「サービス活動収益計」が30億円を超える法人又は法人単位貸借対照表(第3号第1様式)中の「負債の部」の「負債の部合計」が60億円を超える法人です。

6 その他

- (1) 評議員の任期は、原則として、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までです。また、定款で「4年」を「6年」まで伸長することができます。ただし、定款によって、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を、退任した評議員の任期の満了する時までとすることは可能です。
- (2) 評議員に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、 新たに選任された評議員が就任するまで、なお、評議員としての権利義務を有し ます。

また、評議員に欠員が生じ、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で、一時評議員の職務を行うべき者を選任することができます。

(3) 役員の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する 定時評議員会の終結の時までです。ただし、定款によって、その任期を短縮する ことも可能です。

また、役員を再任することは差し支えなく、期間的な制限はありません。

- (4) 役員に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお、役員としての権利義務を有します。また、役員に欠員が生じ、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で、一時役員の職務を行うべき者を選任することができます。
- (5) 評議員会に提出された監事の選任に関する議案は、監事の過半数の同意を得なければなりません。

なお、監事の過半数の同意を得ていたことを証する書類は、別途様式(様式例1・17頁)の他、監事の連名による同意書、監事の選任に関する議案を決定した理事会の議事録(当該議案に同意した監事の氏名の記載及び当該監事の署名又は記名押印があるもの)でも差し支えありません。

- (6) 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに 関する定時評議員会の終結の時までです。また、定時評議員会において別段の決 議がされなかったときは、再任されたものとみなされます。
- (7) 会計監査人に欠員が生じた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければなりません。この場合、一時会計監査人の職務を行うべき者の資格は会計監査人と同様です。

なお、法人の責めによらない理由(監査法人の倒産等)により、会計監査人による会計監査報告を所轄庁に届け出ることができない場合においては、所轄庁は届出の猶予等を行うことが必要となります。

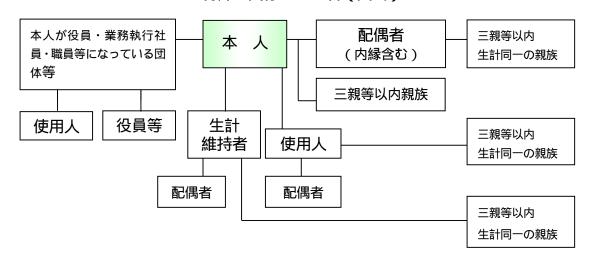
注1 親族等の人数は、理事の定数に応じて次の表の人数までとしてください。

(親族等の人数は、理事本人を含みません。)

理事定数	親族等の人数
~ 8名	1名
9名~11名	2名
1 2 名以上	3名

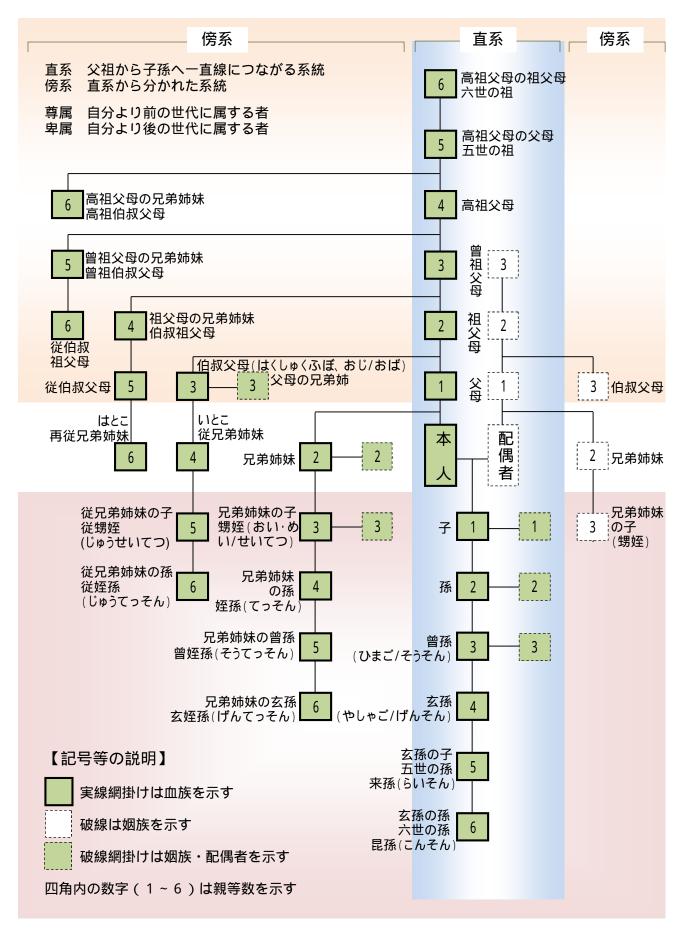
- (1) 例えば、理事6名の場合は、2名ずつ3組の親族等の組合せがあってもよいということです。
- (2) 「親族等の特殊の関係にある者」とは次のとおりです。(詳細は、次頁のとおりです。)

特殊の関係のある者(図式)



- 注2 「法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」は、例えば、次のような者が該当します。
 - (1) 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員
 - (2) 民生委員・児童委員
 - (3) 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者 等
 - (4) 医師、保健師、看護師等保健医療関係者
 - (5) 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設 運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者
- 注3 「社会福祉事業について識見を有する者」は、例えば、次のような者が該当し ます。
 - (1) 社会福祉に関する教育を行う者
 - (2) 社会福祉に関する研究を行う者
 - (3) 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者
 - (4) 公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者

親族の範囲(六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族)民法第725条



<参考>

評議員会・理事会における会議成立数及び議決に必要な数

議決に加わる	過半数議決議案		3分の2以上議決議案
ことができる 評議員・理事 の数	会議成立数	議決に必要な数 (左記出席者の過半数)	会議成立数 (= 議決に必要な数)
4名	3名	2名	3名
5名	3名	2名	4名
6名	4名	3名	4名
7名	4名	3名	5名
8名	5名	3名	6名
9名	5名	3名	6名
10 名	6名	4名	7名
11 名	6名	4名	8名

- 注1 過半数議決議案の決議は、議決に加わることができる評議員・理事(特別の利害関係を有する評議員・理事を除いたもの)の<u>過半数が出席し、その過半数</u>をもって行います。
 - 2 特別議決議案は、議決に加わることができる評議員(特別の利害関係を有する 評議員を除いたもの)の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - 3 単純多数決(過半数で決定)の場合、議長は出席者に数えますが、議決権は可否同数のときにのみ行使できます。

評議員、理事及び監事の親族等の特殊関係者の制限

1 評議員の特殊関係者

評議員は、評議員会を通じて役員を監督する役割を担うことから、役員や他の評議員から独立した地位を確保する必要があります。評議員には、各評議員又は各役員の配偶者又は三親等以内の親族のほか、以下の特殊関係者が含まれてはなりません(法第40条第4項及び第5項、社会福祉法施行規則(以下「規則」といいます。)第2条の7及び第2条の8)。

(1) 各評議員と特殊の関係がある者

- ア 当該評議員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- イ 当該評議員の使用人(秘書、執事など、評議員が個人的に雇っている者)
- ウ 当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- エ イ及びウに掲げる者の配偶者
- オ アからウまでに掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一 にするもの
- カ 当該評議員が役員・業務を執行する社員(主に社団の社員を指します。)である他の同一の団体(社会福祉法人を除きます。)の役員、業務を執行する社員又は職員(「当該評議員」及び「当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員」の合計数が、当該社会福祉法人の評議員の総数の3分の1を超える場合に限ります。)
- キ 他の社会福祉法人の役員又は職員(当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の「評議員」及び「役員」の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限ります。)
- ク 次に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者(「当該団体の職員である当該社会福祉法人の評議員」の総数が、「当該社会福祉法人の評議員」の総数の3分の1を超える場合に限ります。)
 - (ア) 国の機関
 - (イ) 地方公共団体
 - (ウ) 独立行政法人
 - (I) 国立大学法人又は大学共同利用機関法人
 - (オ) 地方独立行政法人
 - (カ) 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第1項第9号の規定の適用を受けるものをいいます。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいいます。)

(2) 各役員と特殊の関係がある者

ア 当該役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者

- イ 当該役員の使用人(秘書、執事など、役員が個人的に雇っている者)
- ウ 当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- エ イ及びウに掲げる者の配偶者
- オ アからウに掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- カ 当該役員が役員・業務を執行する社員(主に社団の社員を指します。)である他 の同一の団体(社会福祉法人を除きます。)の役員、業務を執行する社員又は職員 (「当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉 法人の評議員」の総数が、「当該社会福祉法人の評議員」の総数の3分の1を超える場合に限ります。)
- キ 他の社会福祉法人の役員又は職員(当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の「評議員」及び「役員」の合計数が、「当該他の社会福祉法人の評議員」の総数の半数を超える場合に限ります。)

2 理事の特殊関係者

理事には、理事本人を含め、その配偶者及び三親等以内の親族その他以下の各理事と特殊の関係にある者が理事総数の3分の1を超えて含まれてはなりません。ただし、各理事の配偶者及び三親等以内の親族その他以下の各理事と特殊の関係にある者の上限は、3人です(法第44条第6項及び規則第2条の10)。

- (1) 当該理事と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (2) 当該理事の使用人(秘書、執事など、理事が個人的に雇っている者)
- (3) 当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- (4) (2)及び(3)に掲げる者の配偶者
- (5) (1)から(3)までに掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一 にするもの
- (6) 当該理事が役員・業務を執行する社員(主に社団の社員を指します。)である他の同一の団体(社会福祉法人を除きます。)の役員、業務を執行する社員又は職員(「当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の理事」の総数が、「当該社会福祉法人の理事」の総数の3分の1を超える場合に限ります。)
- (7) 1の(1)のクの団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者(「当該団体の職員である当該社会福祉法人の理事」の総数が、「当該社会福祉法人の理事」の総数の3分の1を超える場合に限ります。)

3 監事について

監事は、その業務の性質上、法人の業務執行から独立した地位を保証する必要があることから、各役員の配偶者又は三親等以内の親族その他次の各役員と特殊の関係がある者が含まれてはなりません(法第44条第7項及び規則第2条の11)。

- (1) 当該役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (2) 当該役員の使用人(秘書、執事など、役員が個人的に雇っている者)
- (3) 当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- (4) (2)及び(3)に掲げる者の配偶者
- (5) (1)から(3)までに掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一 にするもの
- (6) 当該理事が役員・業務を執行する社員(主に社団の社員を指します。)である他の同一の団体(社会福祉法人を除きます。)の役員、業務を執行する社員又は職員(「当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の監事」の総数が、「当該社会福祉法人の監事」の総数の3分の1を超える場合に限ります。)
- (7) 当該監事が役員<u>・業務を執行する社員(主に社団の社員を指します。)である他の</u>同一の団体(社会福祉法人を除きます。)の役員、業務を執行する社員又は職員(「当該監事」及び「当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の監事」の合計数が、「当該社会福祉法人の監事」の総数の3分の1を超える場合に限ります。)
- (8) 他の社会福祉法人の理事又は職員(当該他の社会福祉法人の評議員となっている 当該社会福祉法人の「評議員」及び「役員」の合計数が、「当該他の社会福祉法人の 評議員」の総数の半数を超える場合に限ります。)
- (9) 1の(1)のクの団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者(「当該団体の職員である当該社会福祉法人の監事」の総数が、「当該社会福祉法人の監事」の総数の3分の1を超える場合に限ります。)

様式例1 監事選任に係る監事同意書

社会福祉法人〇〇〇 理事長 〇〇〇〇 様

同意書

私は、社会福祉法第43条第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項の規定により、下記3の議案を今回開催する評議員会に提案することに同意します。

記

- 1 評議員会開催日時 〇年〇月〇日 〇時〇分から〇時〇分まで(予定)
- 2 評議員会開催場所 三重県 市 町 番地 社会福祉法人〇〇〇法人本部 会議室

○年○月○日 監事 ○ ○ ○ ○ 印

- 注1 同意書を得る時期は、評議員会の前であればよいですが、理事会での審議 を円滑にするためにも、可能であれば理事会前に得ておくことが望ましい です。また、理事会終了後に得ても構いません。
 - 2 この同意書は 1 名につき 1 枚徴取する形で作成していますが、複数の監事の連名でも構いません。
 - 3 監事の過半数の同意が必要ですので、同意を得る人数に注意してください。 例えば、監事が2名であれば2名の同意が必要となります。

第3 社会福祉法人の資産

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければなりません(法 第25条)。

1 資産の所有等

法人は、社会福祉事業を行うのに直接必要なすべての物件について所有権を有することが必要とされています。もっとも、これにより難い場合は、例外的に国又は地方公共団体からの貸与又は使用許可を受けることによりこれに替えることができます。

なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部(社会福祉施設を経営する法人の場合には、土地)に限り、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けることとしても差し支えありません。

ただし、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければなりません。

資産の所有の特例については、社会福祉法人の認可について(平成12年12月1日厚生省社会・援護局長等通知)別紙1「社会福祉法人審査基準」(関連資料)を参照してください。

なお、三重県では、上記「**社会福祉法人審査基準**」第2の1の(2)のア、カ及びクの場合については、一定の制限を行う場合があります。

2 資産の区分

社会福祉法人の資産は、基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業 用財産に区分されます。

(1) 基本財産

- ア 基本財産は、法人存立の基礎となるものですから、これを処分し、又は担保に供する場合には、所轄庁(法第30条に規定する所轄庁)の承認を受けなければならない旨を定款に明記します。
- イ 社会福祉施設を経営する法人は、全ての施設について、その施設の用に供する不動産は、基本財産としなければなりません。ただし、全ての社会福祉施設の用に供する不動産が、国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けている場合にあっては、1,000万円(平成12年12月1日より前に設立された法人の場合は、100万円)以上に相当する資産(現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限ります。)を基本財産として有していなければなりません。

また、設立当初完成していない建物については、定款への記載はできないため、竣工後に所有権の登記を行った後、速やかに定款変更を行う必要があります。

ウ 社会福祉施設を経営しない法人 (社会福祉協議会及び共同募金会を除きま

- す。) は、一般に設立後の収入に安定性を欠くおそれがあり、設立において 事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であるため、原則として 1億円以上の資産を基本財産として有していなければなりません。ただし、 委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込める場合については、当該 法人の基本財産は、当該法人の安定的運営が図れるものとして所轄庁が認め る額の資産とすることができます。
- 工 居宅介護等事業(母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業、父子家庭居宅介護等事業、老人居宅介護等事業又は障害福祉サービス事業(居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に限ります。))の経営を目的として法人を設立する場合については、「居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」(厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えありません。
- オ 共同生活援助事業等の経営を目的として法人を設立する場合については、「共同生活援助事業等の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」(厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知)に 定めるとおりの取扱いとして差し支えありません。
- カ 介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として法人を設立する場合については、「介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件の緩和等について」(厚生労働省社会・援護局長通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えありません。
- キ 社会福祉協議会(社会福祉施設を経営するものを除きます。)及び共同募金会にあっては、300万円以上に相当する資産を基本財産として有していなければなりません。ただし、市町社会福祉協議会にあっては、300万円と10円に当該市町の人口を乗じて得た額(100万円以下のときは100万円とします。)とのいずれか少ない方の額以上に相当する資産で差し支えありません。
- ク イからキまで以外の財産であっても、法人が重要と認める財産は基本財産 として差し支えありません。

(2) その他財産

- ア 基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産は、すべてその他財産となります。
- イ 法人を設立する場合にあっては、必要な資産としてその他財産のうちに当該法人の年間事業費の12分の1以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していなければなりません。

なお、介護保険法上の事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律上の障害福祉サービス又は児童福祉法上の障害児通所支援若しくは障害児入所支援に該当する社会福祉事業を主として行う法人を設立する場合にあっては、12分の2以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していることが望ましいとされています。

- ウ その他財産の処分等に特別の制限はありませんが、社会福祉事業の存続要件となるものは、みだりに処分しないよう留意する必要があります。
- (3) 公益事業用財産及び収益事業用財産

公益事業及び収益事業の用に供する財産は、他の財産と明確に区分して管理する必要があります。ただし、事業規模が小さい公益事業については、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのない限りで他の財産を活用して差し支えありません。

3 資産の管理

- (1) 基本財産(社会福祉施設を経営する法人にあっては、社会福祉施設の用に供する不動産を除きます。)の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産として常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法で行う必要があり、次のような財産又は方法で管理運用することは、原則として適当ではありません。
 - ア 価格の変動が著しい財産(株式、株式投資信託、金、外貨建債券等)
 - イ 客観的評価が困難な財産(美術品、骨董品等)
 - ウ 減価する財産(建築物、建造物等減価償却資産)
 - エ 回収が困難になるおそれのある方法(融資)
- (2) 基本財産以外の資産(その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産)の管理運用にあたっても、安全、確実な方法で行うことが望ましいとされています。

また、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用も認められています。

なお、子会社の保有のための株式の保有等は認められないものであり、株式の取得は、公開市場を通してのもの等に限られています。ただし、上記にかかわらず、以下の要件を満たす場合には、保有割合が2分の1を超えない範囲で、未公開株を保有することが可能です。

- ア 社会福祉に関する調査研究を行う企業の未公開株であること。
- イ 法人において、実証実験の場を提供する等、企業が行う社会福祉に関する 調査研究に参画していること。
- ウ 未公開株への拠出(額)が法人全体の経営に与える影響が少ないことについて公認会計士又は税理士による確認を受けていること。
- (3) 法人の財産(基本財産、基本財産以外の財産双方)については、価値の変動の激しい財産、客観的評価が困難な財産等価値の不安定な財産又は過大な負担付財産が財産の相当部分を占めないようにする必要があります。

4 その他

(1) 社会福祉法人の設立に際して、寄附が予定されている場合には、法人設立後にその履行がなされないときは法人運営に著しく支障を来すことから、次の要件を満たさなければなりません。

- ア 書面による贈与契約が締結されていることについて、契約書の写し等により確認できること。
- イ 寄附者の所得能力、営業実績、資産状況等から当該寄附が確実に行われる ことについて、所得証明書、納税証明書、残高証明書、資産証明書等により 確認できること。
- (2) 独立行政法人福祉医療機構等からの借入金に対する償還財源、不動産の賃借料その他必要とされる経常経費について、寄附金が予定されている場合には、次の要件を満たさなければなりません。
 - ア 前記(1)のア及びイの要件が満たされていること。
 - イ 個人の寄附については、年間の寄附額をその者の年間所得から控除した後 の所得額が社会通念上その者の生活を維持できると認められる額を上回っ ていなければならないこと(年間の寄附額が概ね課税所得の25%以下)。
 - ウ 完済時(10~20年後)まで寄附できる年齢であること。

第4 社会福祉法人設立認可申請手続き

1 概要

(1) 第1で述べたとおり、社会福祉法人を設立する場合には、設立代表者等が所轄庁に設立認可の申請を行い、その認可を受けることが必要です。

また、施設を経営する法人を設立する場合には、その建設に係る補助金等の関係及び施設の認可等を受ける必要があるため、事前に県の各施設担当課又は所轄する県各福祉事務所(保健所)及び市町と充分に協議をしてください(図1参照・24頁)。

- (2) 申請書提出先 各所轄庁 (163 頁)
- (3) 提出部数

正本 2通

提出されたもののうち一部は認可後、認可書として交付します。

- 2 設立認可申請書類作成にあたって留意すべき事項
- (1) 提出書類一覧表(第5参照)のうち適宜必要な書類を、一覧表の順に、2 穴のひも綴じとし、横見出しを付け提出してください。
- (2) 履歴書等添付書類が重複する場合は、先に添付する1部のみで構いませんが、後の添付箇所には、省略した旨記載してください。
- (3) 書類中、関係者から設立代表者あてに提出される書類等(贈与契約書他) については、法人が原本を保管し、申請時には写しを提出してください。
- (4) 財産目録は、日付を設立当初とし、土地、建設資金、運転資金等が、贈与された後の形態としてください。
- (5) 土地、建物等の表示は、不動産の登記事項証明書上の表示と一致させてください。
- (6) 農地転用等が必要な場合は、手続きに長期間を要することがありますので、早めに手続きを行うよう留意してください。
- (7) 土地の評価書は、不動産鑑定士の鑑定書又は金融機関の発行する評価証明書等としてください。
- (8) 預貯金等残高証明書の日付は、全て同一日付としてください。
- (9) 身分証明書、登記されていないことの証明書、不動産の登記事項証明書等は、**申請前3か月以内**のものとしてください。
- (10) 事業計画書、収支予算書は、最低基準等に適合しなければならないので、 事前に県の各施設、事業担当課及び所轄する県各福祉事務所(保健所)に 相談してください。

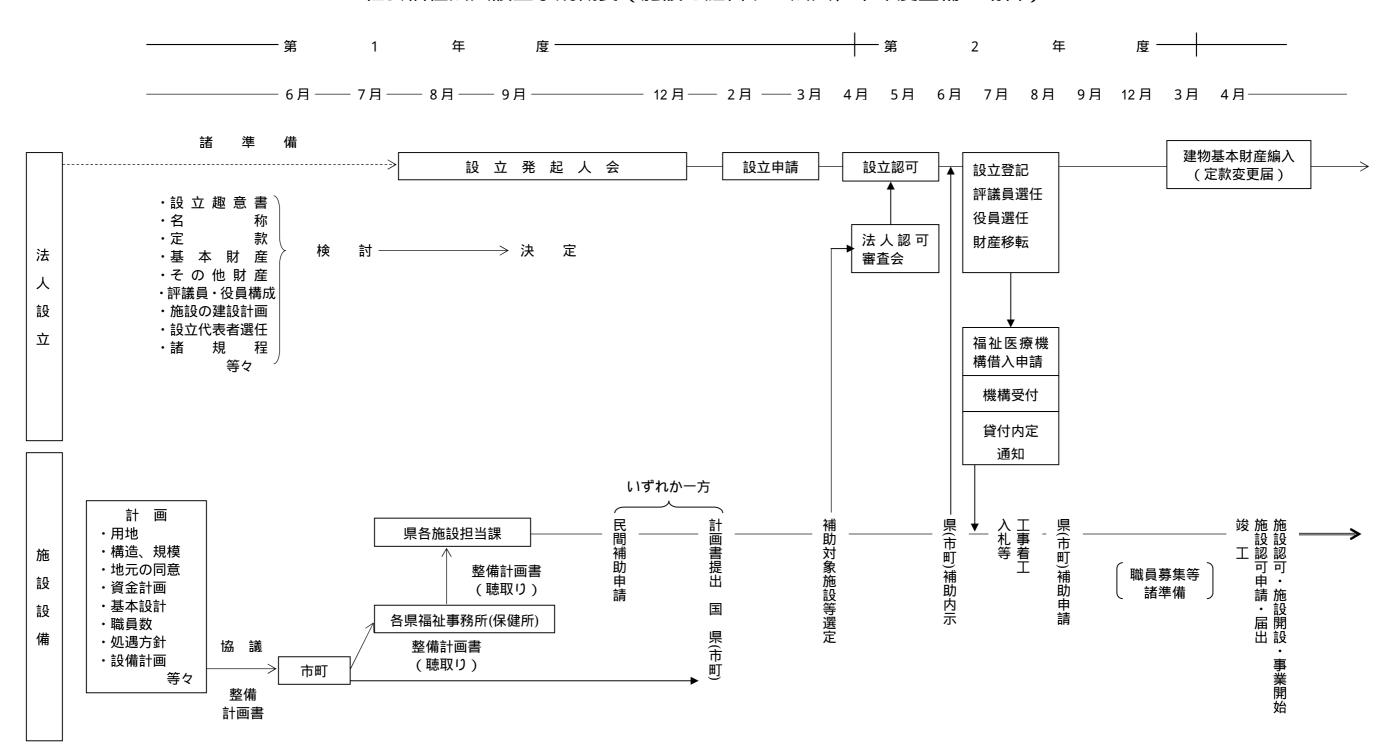
なお、事業計画書には、予定している全ての事業、事業所について記載 してください。

また、設立認可されるまでの間に、事業計画に変更が生じた場合は、速やかに協議を行ってください。

- (11) 設立発起人、役員の履歴書には、現職、社会福祉経験の有無について明記してください。
- (12) 申請書類の原案ができた時点で、予め各所轄庁(<u>163</u>頁)に協議してく ださい。

図1(22頁)

社会福祉法人設立手続概要(施設を経営する法人、単年度整備の場合)



24

第5 社会福祉法人設立認可申請書一覧表

- 1 添付書類に漏れのないように確認してください。
- (1 添付書類に꼐1 いんないる ンローーー 2 添付書類はこの順序で編綴してください。

		添付書類	様式(記載例) 及び様式例
1		社会福祉法人設立認可申請書	様式 2・28 頁
2		定款(社会福祉法人定款例参照)	# 3・31 頁
3		設立発起人会議事録 (写)(設立趣意書含む)	様式例 4・48 頁
4		添付書類目録	様式 5・51 頁
5		財産目録	様式例 6・54 頁
6	(1)	贈与契約書(写)	〃 7・55 頁
産	(2)	贈与者が地方公共団体の場合 確約書(写)又は補助予定通知書(写)	# 8・57頁
財産目録記載	(3)	贈与者の身分証明書(写) 登記されていないことの証明書(写)	# 9·10·58·59 頁
	(4)	ア 定款(写)	-
産が	贈与者 が法人	イ 法人の登記事項証明書 (現在事項全部証明書)(写)	-
法 人	の場合	ウ 社員総会等議事録(写)及び決算書(写)	〃 11・60 頁
に 帰	(5)	預貯金等残高証明書(写) 所得証明書(写)等	-
属する	(6)	不動産の登記事項証明書(写)及び地図又は地図に準ずる図面	-
ع	(7)	不動産の価格評価書(写)	-
の財産が法人に帰属することを証する書	(8)	所有権移転登記確約書(写)	〃 12・61 頁
る。	(9)	(農地転用許可書(写))	-
類	(10)	(寄附物件に付随する負債の引き受けを証する書類(写))	# 13・62 頁
	(1)	地方公共団体の無償貸与確約書(写)	# 14・63 頁
	(2)	地上権設定契約書(写)	# 15・64 頁
	(3)	地上権設定登記確約書(写)	〃 16・65 頁
7	(4)	土地賃貸借契約書(写)	〃 17・66 頁
借	(5)	賃借権登記確約書(写)	# 18・67 頁
(借地の場合)	(6)	地主の身分証明書(写) 登記されていないことの証明書(写)	# 9·10· 58·59頁
	(7)	不動産の登記事項証明書(写)及び地図又は地図に準ずる図面	-
	(8)	地代贈与契約書(写)	# 29・87頁
	(9)	地代寄附者の身分証明書(写) 登記されていないことの証明 書(写) 所得証明書(写)	# 9·10· 58·59頁
	(10)	(農地転用許可書(写))	-

		添 付 書 類	様式(記載例) 及び様式例
8	(1)	建設年度収支予算書(資金収支予算書・資金収支予算内訳書)	様式例 20・70 頁
事業計画等	(2)	第1年度事業計画書	# 19・68 頁
	(3)	第1年度収支予算書(資金収支予算書・資金収支予算内訳書)	# 20・70頁
	(4)	第2年度事業計画書	# 19・68 頁
	(5)	第2年度収支予算書(資金収支予算書・資金収支予算内訳書)	# 20・70頁
	(6)	事業計画に係る確約書	-
9	(1)	設立代表者の履歴書(写)	# 21・72頁
立者及び	(2)	" の権限を証する書類 (委任状)(写)	# 22・73頁
設立後	(3)	評議員及び役員就任承諾書(写)	# 23・74頁
設立者及び設立後の役員等に関する書類	(4)	評議員及び役員就任予定者の履歴書(写)	# 21・72頁
に関する	(5)	欠格事由に該当しないことの申立書(写)	# 24・75頁
書類	(6)	特殊関係申立書 (親族等の特殊の関係がある者に関する申立書)(写)	# 25・78頁
	(1)	施設建設計画書	# 26・84 頁
	(2)	建設図面 (付近見取図・配置図・平面図・立面図)(写)	-
	(3)	施設建設費見積書(写)	-
10	(4)	設計監理費見積書(写)	-
施	(5)	建築確認書(写)	-
設	(6)	設備整備(初度調弁)計画書	〃 27・85 頁
建設	(7)	設備整備費見積書(写)	-
関係	(8)	補助金交付決定内定書(写)	-
書	(9)	助成金等の交付決定内定書(写)	-
類	(10)	建設自己資金贈与契約書(写)	-
	(11)	贈与者の身分証明書(写)	#9・58頁
	(12)	" の登記されていないことの証明書(写)	# 10・59 頁
	(13)	" の預貯金等残高証明書(写) 所得証明書(写)等	-

			添付書類	様式(記載例) 及び様式例				
10		ア	貸付内定書(写)	-				
施	(4.4)	1	償還計画(写)	様式例 28・86 頁				
設	(14) 借	ウ	償還金贈与契約書 (写)	# 29・87頁				
建	入	エ	寄附者及び保証人の身分証明書(写)	# 9・58頁				
設	金関	オ	" の登記されていないことの証明書(写)	″ 10・59 頁				
	係	カ	" の所得証明書(写)又は納税証明書(写)	-				
関係	書類	+	(寄附者が地方公共団体の場合 確約書(写)又は補助予定通知書(写))	-				
書		ク	-					
類		ケ (寄附者が後援会の場合 規約(写)、会員名簿(写)、 議事録(写)、後援会の過去3~5年寄附実績(写))						
11	(1)	施討	# 30・89頁					
施設	(2)	施設長就任予定者の履歴書(写) " 21・72 頁						
施設長関係	(3)	施設長の資格を証する書類(写) -						
12		基本財産編入誓約書 "31・89 頁						
13		諸規程(管理、就業、給与、経理等) -						

(表面)

			社会福祉法人設立認可申請書							
ふりがな										
钐	立者又は	住 所	〒 三重県 市 町 番地							
彭	<u> </u>	ふりがな								
名前										
	申請年	月日	申請書提出年月日を記載してください。							
	本社会福祉法人の設立を求める、福祉作業所 (平成 年開所)は、障がいのあ									
社	る人たちが、地域の中でいきいきと豊かに暮らすための福祉就労の場として、多くの									
会福	第をできる限り詳しく記載									
祉		(中略)	い場合は、別紙に記載しても構 いません。							
法	そこで、社会的信用が高く、共同生活援助など新しい障害福祉サービスの展開が認									
人設	められている社会福祉法人の設立が必要となります。また、市内における、本社									
立	会福祉	法人の設立が及	はぼす影響は大きく、地域福祉向上へ大きく寄与するものと考え							
の の	ます。	以上のことから	。、 市の協力、指導を得ながら、障がNのある人たちの地域							
趣			指して、障害者総合支援法に基づく多機能型(生活介護、就労							
意	継続支 のです	-	なうことを目的として、社会福祉法人 会の設立を計画するも							
	法人本部の所在地(原則として施設の所在地と 同一)となる住所を記載してください。(準備室 等を設置している場合は、その住所とし設立後 定款変更することもできます。)									
<u></u>	たる重怒ら	所の所在地								
/	C O FINI	〒 三重県 市 町 番地 🗸								
法	社会福祉法人の名称や施設の名称には、個人名等から引用したものは好ましくありません。また、県内に既にある法人と同一の名称を用いることは避けてください。された。									
事	社 会 福 祉	第1種	らに法人名と施設名は、区別できる名称を用いてください。 ただし、 会(法人名) 園とすることはできます。							
業	事業	第2種	障害福祉サービス事業の経営							
の 種	公益	事業	る事業を列挙することは許され							
類	収益	 事 業	ません。							

(裏 面)

				(2	: Щ	<u>, </u>					
	純資産		内		訳						
資		基本	事業用財産 その他	公益事業 用財産		収益事業 用財産		財産計+ + +		負	債
産		財産	財産								
	円	円	円		円		円		F		円
	理事監事	氏名	親族等の 法 特殊関係						他の社会福祉 法人の理事長 への就任状況		
	評議員 の別		者の有無		地域 福祉 関係	管理者	事業識見		有無	法人名	
役											
員											
等											
ح											
な											
る											
べ											
ㅎ											
者											

理事のうち、理事長予定者については、を付けてください。

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番としてください。
 - 2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙(大きさは 日本産業規格A列4番とします。)の枚数を増し、この様式に準じた申請書を作成し てください。
 - 3 この申請書には、社会福祉法施行規則第2条第2項各号に掲げる書類を添付してください。

(裏面 続紙)

	理事監事	氏	名	H 45 13////							他の社会福祉 法人の理事長 への就任状況	
	評議員 の別		_		事業 経営 識見	地域 福祉 関係	管理者	事業識見	財務管理識見	有無	法人名	
役												
員												
等												
ع												
な												
る												
べ												
き												
者												

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番としてください。

- 2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙(大きさは 日本産業規格A列4番とします。)の枚数を増し、この様式に準じた申請書を作成し てください。
- 3 この申請書には、社会福祉法施行規則第2条第2項各号に掲げる書類を添付してください。

様式3

社会福祉法人定款例

<説 明>

1. 定款例について

各法人の定款に記載されることが一般的に多いと思われる事項について、定款の定め方の一例を記載 している。

各法人の定款の記載内容については、当該定款例の文言に拘束されるものではないが、定款において 定めることが必要な事項が入っているか、その内容が法令に沿ったものであることが必要である。

2.記載事項の種類

必要的記載事項(直線)

必ず定款に記載しなければならない事項であり、その一つでも記載が欠けると、定款の効力が生じない事項(法第31条第1項各号に掲げる事項等) 内容については、法令に沿ったものであればよく、当該定款例の文言に拘束されるものではないこと。

相対的記載事項(点線)

必要的記載事項と異なり、記載がなくても定款の効力に影響はないが、法令上、定款の定めがなければその効力を生じない事項

任意的記載事項

法令に違反しない範囲で任意に記載することができる事項

3. 評議員会及び理事会における法定決議事項

	理事会	評議員会
決議項	・評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定 (法第45条の9第10項で準用する一般社団法人及び一般財団法 人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第181条) ・理事長及び業務執行理事の選定及び解職(理事長: 法第45条の13第2項第3号、業務執行理事:法第45条の16第2項第 2号) ・重要な財産の処分及び譲受け(法第45条の13第4項第1号) ・多額の借財(法第45条の13第4項第2号) ・重要な役割を担う職員の選任及び解任(法第45条の13第4項第3号) ・従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及 び廃止(法第45条の13第4項第4号) ・コンプライアンス(法令遵守等)の体制の整備(法 第45条の13第4項第5号) 一定規模を超える法人のみ ・競業及び利益相反取引(法第45条の16第4項において準用 する一般法人法第84条第1項) ・計算書類及び事業報告等の承認(法第45条の28第3項) ・理事会による役員、会計監査人の責任の一部免除 (*法第45条の20第4項において準用する一般法人法第114条第 1項) ・その他の重要な業務執行の決定	・理事、監事、会計監査人の選任(法第43条) ・理事、監事、会計監査人の解任(法第45条の4第1項及び第2項) ・理事、監事の報酬等の決議(理事:法第45条の16第4項において準用する一般法人法第89条、監事:法第45条の18第3項において準用する一般法人法第105条) ・理事等の責任の免除(全ての免除:*法第45条の20第4項で準用する一般法人法第112条(総評議員の同意が必要)、一部の免除:第113条第1項) ・役員報酬等基準の承認(法第45条の35第2項) ・計算書類の承認(法第45条の30第2項) ・計算書類の承認(法第45条の36第1項) ・解散の決議(法第46条第1項第1号) ・合併の承認(吸収合併消滅法人:法第52条、吸収合併存続法人:法第54条の2第1項、新設合併消滅法人:法第54条の8) ・社会福祉充実計画の承認(法第55条の2第7項) ・その他定款で定めた事項 :法第45条の9第7項の規定により、議決に加わることができる評議員の三分の二(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上に当たる多数をもつて決議を行わなければならない事項

^{*}法改正により、法第45条の20第4項は削除され、新たに法第45条の22の2が新設されましたが、国通知改正がないため、そのまま引用しています。

社会福祉法人定款例

社会福祉法人定款例 社会福祉法人〇〇福祉会定款

第一章 総則

(目的)

- 第一条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を 尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、 自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福 祉事業を行う。
 - (1)第一種社会福祉事業
 - (イ)障害児入所施設の経営
 - (口)特別養護老人ホームの経営
 - (八)障害者支援施設の経営
 - (2)第二種社会福祉事業
 - (イ)老人デ<u>イサービス事業の経営</u>
 - (口)老人介護支援センターの経営
 - (八)保育所の経営
 - (二)障害福祉サービス事業の経営
 - (ホ)相談支援事業の経営
 - (へ)移動支援事業の経営
 - (ト)地域活動支援センターの経営
 - (チ)福祉ホームの経営

(備考)

- (1) 具体的な記載は、社会福祉法の基本的理念に合致するものであるとともに、それぞれの法人の設立の理念を体現するものとすること。
- (2)児童福祉に関する事業を行う法人においては、「心身ともに健やかに育成される」との趣旨に合致するものとすること。
- (3)上記記載は、あくまで一例であるので、(1)(2)を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。
- (4)市町村社会福祉協議会にあっては、次の例にならって記載すること。

(目的)

- 第一条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、 市(区町村)における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。
 - (1)社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - (2)社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

- (4)(1)から(3)までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5)地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業(指定都市社会福祉協議会に限る。)
- (6)共同募金事業への協力
- (7)福祉サービス利用援助事業
- (8)福祉関係各法に基づき実施される事業の経営
 - (注)記載に当たっては、第一条の(1)及び(2)の例によること。
- (9)その他本会の目的達成のため必要な事業
- (5)都道府県社会福祉協議会にあっては、次の例にならって記載すること。

(目的)

- 第一条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、 県(都道府)における社会福祉事業その他の社会福祉 を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的と して、次の事業を行う。
 - (1)社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - (2)社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
 - (4)社会福祉を目的とする事業を経営する者への支援に関する事業
 - (5)(1)から(3)までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
 - (6)社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
 - (7)社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
 - (8) 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
 - (9)共同募金事業への協力
 - (10) 県福祉人材センターの業務の実施
 - (11)日常生活自立支援事業
 - (12)福祉関係各法に基づき実施される事業の経営
 - (注)記載に当たっては、第一条の(1)及び(2)の例によること。
 - (13) その他本会の目的達成のため必要な事業

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人○○福祉会という。

(経営の原則等)

- 第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正 に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向 上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。
- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、(地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困 窮する者 等)を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するもの とする。

(事務所の所在地)

- 第四条 この法人の事務所を○○県○○市○丁目○○番に置く。
- 2 前項のほか、従たる事務所を○○県○○市○丁目○○番に置く。

(備考)

最小行政区の市区町村名までの記載でも可能。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員 名以上 名以内を置く。

(備考一)

確定数とすることも可能。

(備考二)

法第40条第3項の規定により、在任する評議員の人数は理事の人数を超える必要がある。なお、平成27年度における法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額が4億円を超えない法人及び平成28年度中に設立された法人については、平成32年3月31日までは、評議員の人数は4名以上でよいものとする。

(評議員の選任及び解任)

- 第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任 委員会において行う。
- 2 評議員選任・解任委員会は、監事 名、事務局員 名、外部委員 名の合計 名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営について の細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、 外部委員の 名以上が出席し、かつ、外部委員の 名以上が賛成することを要する。

(備考)

評議員の選任及び解任は、上記の評議員選任・解任委員会以外の中立性が確保された方法によることも可能である。なお、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは効力を有しない(法第31条第5項)。

(評議員の任期)

- 第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議 員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後 も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(備考)

法第 41 条第 1 項に基づき、評議員の任期は、定款によって選任後 6 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで伸長することもできる。

法第 41 条第 2 項に基づき、補欠評議員の任期を退任した評議員の任期満了時までとする場合には、第 1 項の次に次の一項を加えること。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員に対して、<例:各年度の総額が 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として>支給することができる。 (備考-)

無報酬の場合は、その旨を定めること。なお、費用弁償分については報酬等に含まれない。

(備考二)

民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないよう、理事及び監事並びに評議員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めた報酬等の支給の基準を定め、公表しなければならない(法第45条の35、第59条の2第1項第2号)。

第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第一○条 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 理事及び監事 < 並びに会計監査人 > の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分
 - (8) 社会福祉充実計画の承認
 - (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項(備考)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(2)については、本定款例のように報酬等の額を定款で定めない場合には、評議員会において決定する必要がある(法 第 45 条の 16 第 4 項において準用する一般法人法第 89 条、法第 45 条の 18 第 3 項において準用する一般法人法第 105 条第 1 項)。

(開催)

第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 月に1回開催するほか、(月及び)必要が

ある場合に開催する。

(備考)

定時評議員会は、年に1回、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない(法第45条の9第1項)ので、開催時期を定めておくことが望ましい。なお、「毎年度 月」については、4月~6月までの範囲となる。開催月を指定しない場合は「毎年度 月」を「毎会計年度終了後3ヶ月以内」とすることも差し支えない。他方、臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。(法第45条の9第2項)。

(招集)

- 第一二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集 する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

- 第一三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の<例:3分の2以上>に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(備考)

第一項については、法第45条の9第6項に基づき、過半数に代えて、これを上回る割合を定款で定めることも可能である。(例:理事の解任等)

第二項については、法第 45 条の 9 第 7 項に基づき、3 分の 2 以上に代えて、これを上回る割合を定めることも可能である。

(議事録)

- 第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

(備考一)

記名押印ではなく署名とすることも可能。

(備考二)

第二項にかかわらず、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに署名し、又は記名押印することとしても差し支えないこと。

第四章 役員及び < 会計監査人並びに > 職員

(役員 < 及び会計監査人 > の定数)

- 第一五条 この法人には、次の役員を置く。
 - (1)理事 ○○名以上 名以内
 - (2)監事 ○○名以内
- 2 理事のうち一名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、 名を業務執行理事とする。
- <4 この法人に会計監査人を置く。>

(備考)

- (1)理事は6名以上、監事は2名以上とすること。
- (2)理事及び監事の定数は確定数とすることも可能。
- (3)業務執行理事については、「理事長以外の理事のうち、 名を業務執行理事とすることができる。」と定めることも可能。
- (4)会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。
- (5)社会福祉法の名称とは異なる通称名や略称を定款に使用する場合(例えば、理事長を「会長」と表記するような場合)には、「法律上の名称」と定款で使用する名称がどのような関係にあるのかを、定款上、明確にする必要があること。
 - < 例 > 理事長、業務執行理事の役職名を、会長、常務理事とする場合の例
 - 2 理事のうち1名を、会長、 名を常務理事とする。
 - 3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第 45 条の 16 第 2 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員 < 及び会計監査人 > の選任)

- 第一六条 理事及び監事<並びに会計監査人>は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(備考)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(理事の職務及び権限)

- 第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、 業務執行理事は、<例:理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行す る。>
- 3 理事長及び業務執行理事は、3 箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(備考)

理事長及び業務執行理事の自己の職務の執行の状況を理事会に報告する頻度については、定款で、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上とすることも可能である(法第45条の16第3項)。

<例>

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会 に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況 の調査をすることができる。

(備考)

会計監査人を置く場合は、次の条を追加すること。

(会計監査人の職務及び権限)

- 第 条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類(貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書)並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。
- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員 < 及び会計監査人 > の任期)

- 第一九条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する 定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- < 3 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。>

(備考一)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(備考二)

理事の任期は、定款によって短縮することもできる(法第45条)。

法第 45 条に基づき、補欠理事又は監事の任期を退任した理事又は監事の任期満了時までとする場合には、第 1 項の次に次の一項を加えること。

<u>2.補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。</u>

(役員 < 及び会計監査人 > の解任)

第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- < 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することがで きる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、(監事全員の同意により、)会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。>

(備考)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(役員 < 及び会計監査人 > の報酬等)

- 第二一条 理事及び監事に対して、<例:評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会 において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を>報酬等として支給することが できる。
- < 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。 > (備考-)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(備考二)

第1項のとおり、理事及び監事の報酬等の額について定款に定めないときは、評議員会の決議によって定める必要がある。

(備考三)

費用弁償分については報酬等に含まれない。

(職員)

- 第二二条 この法人に、職員を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

(備考一)

運営協議会(地域や利用者の意見を法人運営に反映させるべく、地域の代表者や利用者又は利用者の家族の代表者等を構成員として社会福祉法人が任意で設置するもの)を設ける場合には、定款に次の章を加えること。

第〇章 運営協議会

(運営協議会の設置)

第○条 この法人に、運営協議会を置く。

(運営協議会の委員の定数)

第 条 運営協議会の委員は 名とする。

(運営協議会の委員の選任)

- 第 条 運営協議会の委員は、各号に掲げる者から理事長が選任する。
 - (1) 地域の代表者
 - (2) 利用者又は利用者の家族の代表者
 - (3) その他理事長が適当と認める者

(運営協議会の委員の定数の変更)

- 第 条 法人が前々条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聴かなければならない。 (意見の聴取)
- 第 条 理事長は、必要に応じて、運営協議会から、地域や利用者の意見を聴取するものとする。 (その他)
- 第○条 運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

(備考二)

社会福祉協議会及び社団的な法人で会員制度を設ける社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 会員

(会員)

第〇条 この法人に会員を置く。

- 2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。
- 3 会員に関する規程は、別に定める。

(備考三)

都道府県社会福祉協議会である社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 運営適正化委員会

(運営適正化委員会の設置)

第〇条 この法人に、社会福祉法に規定する運営適正化委員会(以下「運営適正化委員会」という。)を置く。

(運営適正化委員会の委員の定数)

第 条 運営適正化委員会の委員は 名とする。

(運営適正化委員会の委員の選任)

第 条 運営適正化委員会の委員は、本法人に置かれる選考委員会の同意を得て、会長が選任する。

(運営適正化委員会の委員の定数の変更)

- 第 条 法人が前条に定める定数を変更しようとするときは、運営適正化委員会の意見を聴かなければならない。 (業務の報告)
- 第 条 運営適正化委員会はその業務の状況及び成果について、理事会に定期的に報告しなければならない。 (その他)
- 第○条 運営適正化委員会については、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

第五章 理事会

(構成)

第二三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

- 第二四条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては 理事長が専決し、これを理事会に報告する。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(備考)

(1)「日常の業務として理事会が定めるもの」の例としては、次のような業務がある。なお、これらは例示であって、 法人運営に重大な影響があるものを除き、これら以外の業務であっても理事会において定めることは差し支えない こと。

「施設長等の任免その他重要な人事」を除く職員の任免

(注)理事長が専決できる人事の範囲については、法人としての判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること

債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の 理由があると認められるもの

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの

建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの

- ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
- イ 施設設備の保守管理、物品の修理等
- ウ 緊急を要する物品の購入等
- (注)理事長が専決できる契約の金額及び範囲については、随意契約によることができる場合の基準も参酌しながら、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注)理事長が専決できる取得等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会が あらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄

ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。

(注)理事長が専決で処分できる固定資産等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

予算上の予備費の支出

入所者・利用者の日常の処遇に関すること

入所者の預り金の日常の管理に関すること

寄付金の受入れに関する決定

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注)寄付金の募集に関する事項は専決できないこと。

なお、これらの中には諸規程において定める契約担当者に委任されるものも含まれる。

(招集)

第二五条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

- 第二六条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席 し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。) の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を 述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(備考)

第一項については、法第 45 条の 14 第 4 項に基づき、過半数に代えて、これを上回る割合を定款で定めることも可能である。

(議事録)

- 第二七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(備考一)

記名押印ではなく署名とすることも可能。

(備考二)

定款で、署名し、又は記名押印する者を、当該理事会に出席した理事長及び監事とすることもできる(法第 45 条の14 第 6 項)。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

- 第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。
- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
 - <u>(1)○○県○○市○丁目○○番地所在の木造瓦葺平家建○○保育園園舎 一棟(平方メ</u>ートル)
 - (2)〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番所在の〇〇保育園 敷地(平方メートル)
- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(備考)

公益及び収益を目的とする事業を行う場合には、次のように記載すること。

(資産の区分)

- 第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産(公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載)の四種(公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、三種)とする。
- 2 本文第二項に同じ。
- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産(公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載)以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産及び収益事業用財産(公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載)は、第〇条に掲げる公益を目的とする事業及び第〇条に掲げる収益を目的とする事業(公益を目的とする事業又は収益を目的とする事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業のみを記載)の用に供する財産とする。
- 5 本文第四項に同じ。

(基本財産の処分)

- 第二九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、〔所轄庁〕の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、〔所轄庁〕の 承認は必要としない。
 - 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
 - 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)
 - 三 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産 を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を〔所轄庁〕 に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく〔所轄庁〕に届け出 るものとする。

(資産の管理)

- 第三○条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(備考)

基本財産以外の資産において、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用を行う場合には、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

- 第三一条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、 理事長が作成し、<例1:理事会の承認、例2:理事会の決議を経て、評議員会の承認>を受けな ければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所(及び従たる事務所)に、当該会計年度が終了するまで

の間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成 し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時 評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認 を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間(、また、従たる事務所に3年間)備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所(及び従たる事務所に)に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類
 - (備考)会計監査人を置いている場合の例
 - 第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
 - 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第二条の三十九に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間(、また、従たる事務所に3年間)備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所(及び従たる事務所)に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 会計監査報告
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三三条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三四条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

(備考一)

公益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 公益を目的とする事業

(種別)

- 第〇条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。
 - (1)○○の事業
 - (2)○○の事業
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。
- (注1)具体的な目的の記載は、事業の種別に応じ、社会福祉法の基本的理念及びそれぞれの法人の理念に沿って記載すること。
- (注2)上記記載は、あくまで一例であるので、(注1)を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。
- (注3)公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業については、必ずしも定款の変更を行うことを要しないこと。

(備考二)

収益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 収益を目的とする事業

(種別)

- 第○条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、次の事業を行う。
 - (1)○○業
 - (2)〇〇業
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(備考)

事業種類は、事業の内容が理解できるよう具体的に記載すること。

(収益の処分)

第〇条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業(社会福祉法施行令(昭和三三年政令第一八五号)第一三条及び平成一四年厚生労働省告示第二八三号に掲げるものに限る。)に充てるものとする。

(備考)

母子及び寡婦福祉法(昭和三九年法律第一二九号)第一四条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令(昭和三九年政令第二二四号)第六条第一項各号に掲げる事業については、本条は必要ないこと。

第七章 解散

(解散)

第三六条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三七条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議 を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出され たものに帰属する。

第八章 定款の変更

(定款の変更)

- 第三八条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、〔所轄庁〕の認可(社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。
- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を〔所轄庁〕 に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

<u>(公告の方法)</u>

第三九条 この法人の公告は、社会福祉法人〇〇福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞 又は電子公告に掲載して行う。

(備考)

解散時の債権申出の催告及び破産手続の開始については、官報によって公告すること。

(施行細則)

第四○条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

<u>この法人の設立当初の役員、評議員 < 、会計監査人 > は、次のとおりとする。ただし、この法人</u> の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長

<u>理 事</u>

<u>"</u>

<u>"</u>

<u>"</u> <u>"</u>

<u>監事</u>

"

評議員

"

"

<u>"</u>

"

<会計監査人>

(備考一)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(備考二)

平成29年4月1日前に設立された法人は、評議員及び会計監査人の定めは不要。

(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第40条第1項後段の規定の適用を受け ようとする場合における定款例は、関連資料 を参考にしてください。)

様式例 4

社会福祉法人 設立発起人会議事録

- 1日時令和年月日 時から 時まで
- 2 場 所
- 3 出席者 設立発起人(設立時の役員及び評議員候補者を記載してください。)

以上計 名

4 議長の選任

設立発起人の全員の出席をみたので、発起人が仮議長となり、直ちに 議長の選任を求めたところ発起人から仮議長を推したい旨動議の提出 があり、満場の賛同を得て、発起人が議長となり、議事に入る。

- 5 議案及び議事の顛末
 - 第 号議案 社会福祉法人 の設立について 議長が別紙設立趣意書を朗読、その趣旨に基づき社会福祉法人 を 設立することを満場一致をもって議決した。
 - 第 号議案 社会福祉法人 定款の承認について 議長が別紙定款を朗読、原案を社会福祉法人 定款として採択する ことに満場一致議決した。
 - 第 号議案 設立当初の財産目録、事業計画、収支予算について 設立当初の資産、事業内容、収支予算について議長から承認を求めたところ 全員異議なく賛成し、承認された。
 - 第 号議案 社会福祉法人 設立者、設立代表者及び設立当初の役員に ついて

設立者に、設立発起人がなること、また、設立代表者には がなることを決定し、設立者は設立代表者に、設立に関する一切の権限のうち設立代表 と法人との贈与契約に係る事項を除く一切の権限を委任することで 満場一致で議決した。

また、設立当初の役員として下記の理事 名、監事 名を選任し、理事長には が就任することを決議した。

 理事長
 監事

 理事
 監事

// //

,,

1

第 号議案 評議員会の設置及び評議員の選任について

法人に評議員会を設置し、設立当初の評議員として下記の 名を選任することを決議した。

評議員	評議員
<i>II</i>	<i>"</i>
<i>II</i>	<i>II</i>
<i>II</i>	<i>II</i>
<i>II</i>	<i>II</i>
u.	,,

第 号議案 特別養護老人ホーム 園の建設について

特別養護老人ホーム 園の建設計画及び建設費について審議したところ鉄 骨造 2 階建延 ㎡建設総額 円、その内訳は、本体工事費 円、附帯設備費 円、初度調弁費 円、設計監理費 円 でもって建設することを満場一致で議決した。

第 号議案 建設資金計画と借入金について

建設資金 円の財源として寄附金 円、国県市補助金 円を充当するが、なお不足する 円を独立行政法人福祉医療機構から借り入れることを全員異議なく承認した。

第 号議案 借入金に関する担保物件について

建設に伴う独立行政法人福祉医療機構から借入金 円の担保物件については、建設予定地及び建物を担保提供することを全員異議なく承認した。

第 号議案 借入金に関する連帯保証人について

特養建設に伴う独立行政法人福祉医療機構からの借入金 円の連帯保証 人については、理事長 氏及び 氏を充てることとして両人も承 諾しているため全員異議なく承認した。

第 号議案 借入金に関する償還財源について

特養建設に伴う福祉医療機構からの借入金の償還財源については、全額 氏からの寄附金を充当することとし、別紙贈与契約書(案)のとおり贈与契約を締結することを全員異議なく承認した。

なお、償還については、理事全員が責任を持ち、将来滞納が生じたときは、理 事全員が連帯して償還することを全員異議なく承諾した。

第 号議案 贈与契約締結に伴う特別代理人の選任について

設立代表者(理事長) と法人との贈与契約の締結に際しては、本人の特別代理人として設立発起人 を選任するとともに、本契約締結に関する一切の権限を に委任することを満場一致で議決した。

第 号議案 議事録署名人について

議長より議事録署名人を指名したい旨を述べたところ全員異議なく賛成したので、議長は、下記両名を議事録署名人として指名した。

この議事録の正確を期するため、次のとおり署名する。

 令和
 年
 月
 日

 設立発起人会議長
 署
 名
 人

 署
 名
 人

記名の場合は実印 署名の場合は認印可

なお、法人の役員及び評議員については、設立の認可を受け、設立登記を行った後に、 定款の規定に基づき、改めて選任することになります。

選任の手続きは、次のとおりです。

- (1) 設立時の理事により、理事会を開催し、以下のことを決議
 - ア 役員候補者の選任
 - イ 評議員会招集の決議
- (2) 設立時の評議員により、評議員会を開催し、役員を選任
- (3) 理事会を開催し、以下のことを決議
 - ア 理事長を選定
 - イ 評議員選任・解任委員の選任
 - ウ 評議員候補者の選任
- (4) 評議員選任・解任委員会を開催し、評議員を選任

様式 5(記載例)

添付書類目録(例)

添付書類		添付書類	添付した 書類に 印				
1		社会福祉法人設立認可申請書					
2		定款					
3		設立発起人会議事録 (写)(設立趣意書含む)					
4		添付書類目録					
5		才産目録					
6	(1)	贈与契約書(写)					
財	(2)	贈与者が地方公共団体の場合 確約書(写)又は補助予定通知書(写					
財産目録記載	(3)	贈与者の身分証明書(写)登記されていないことの証明書(写)					
録記	(4)	ア 定款(写)					
	贈与者 が法人	イ 法人の登記事項証明書 (現在事項全部証明書)(写)					
属財産	の場合	ウ 社員総会等議事録(写)及び決算書(写)					
帰属することを証する書類の財産が法人に	(5)	預貯金等残高証明書(写) 所得証明書(写)等					
と人	(6)	不動産の登記事項証明書(写)及び地図又は地図に準ずる図面					
をに証	(7)	不動産の価格評価書 (写)					
する	(8)	所有権移転登記確約書(写)					
書類	(農地転用許可書(写))						
	(10)	(寄附物件に付随する負債の引受けを証する書類(写))					
7	(1)	地方公共団体の無償貸与確約書(写)					
7	(2)	地上権設定契約書(写)					
借	(3)	地上権 <mark>設定</mark> 登記確約書(写)					
借地の	(4)	土地賃貸借契約書(写)					
の場合)	(5)	賃借権登記確約書(写)					
台)	(6)	地主の身分証明書(写) 登記されていないことの証明書(写)					
	(7)	不動産の登記事項証明書(写)及び地図又は地図に準ずる図面					
	(8)	地代贈与契約書(写)					
	(9)	地代寄附者の身分証明書(写)、登記されていないことの証明書(写)、所 得証明書(写)					
	(10)	(農地転用許可書(写))					
8	(1)	建設年度収支予算書(資金収支予算書・資金収支予算内訳書)					
事	(2)	第1年度事業計画書					
業	(3)	第1年度収支予算書(資金収支予算書・資金収支予算内訳書)					
業計画等	(4)	第2年度事業計画書					
等	(5)	第2年度収支予算書(資金収支予算書・資金収支予算内訳書)					
	(6)	事業計画に係る確約書					

			添付書類	添付した 書類に 印			
9	(1)	設立代	代表者の履歴書(写)				
及び役員に関する書類設立者、設立後の評議員	(2)	1	の権限を証する書類 (委任状)(写)				
	(3)	評議員	員及び役員就任承諾書(写)				
見に関立後の	(4)	評議員	員及び役員就任予定者の履歴書(写)				
する書	(5)	欠格事	事由に該当しないことの申立書(写)				
万 員	(6)	特殊関	係申立書(親族等の特殊の関係がある者に関する申立書)(写)				
	(1)	施設建	設計画書				
	(2)	建設区	建設図面 (付近見取図・配置図・平面図・立面図)(写)				
	(3)	施設建	設費見積書(写)				
	(4)	設計監	に理費見積書(写)				
	(5)	建築確	[記書(写)				
	(6)	設備整	整備(初度調弁)計画書				
	(7)	設備整	整備 <mark>費</mark> 見積書(写)				
	(8)	補助金交付決定内定書(写)					
10	(9)	助成金等の交付決定内定書(写)					
	(10)	建設自己資金贈与契約書(写)					
設	(11)	贈与者	節の身分証明書(写)				
建設	(12)	" の登記されていないことの証明書(写)					
施設建設関係書	(13)	"	の預貯金等残高証明書(写) 所得証明書(写)等				
書類		ア	貸付内定書(写)				
^*		1	償還計画(写)				
	(14) 借	ウ	償還金贈与契約書 (写)				
	入	エ	寄附者及び保証人の身分証明書(写)				
	金	オ	" の登記されていないことの証明書(写)				
	関係	カ	"の所得証明書(写)又は納税証明書(写)				
	書	+	(寄附者が地方公共団体の場合 確約書(写)又は補助予定通 知書(写))				
	類	ク	(寄附者が団体の場合 定款(写)、登記事項証明書(写)、議事録(写)及び決算書(写))				
		ケ	(寄附者が後援会の場合 規約(写)、会員名簿(写)、議事録 (写)、後援会の過去3~5年寄附実績(写))				
11 施 問	(1)	施設長	長就任承諾書(写)				
施関係長	(2)	施設長	長就任予定者の履歴書(写)				
	(3)	(3) 施設長の資格を証する書類(写)					

	添付書類		添付した 書類に 印
12		基本財産編入誓約書	
13		諸規程(管理、就業、給与、経理等)	

事務担当者			
役 職 名()	氏 名()
電話番号()	FAX 番号 ()
住 所(〒	-	-)

	社会福祉法人 福祉会財 産 目 録	
	設 立 当 初	
資産の部 1 基本財産 (内 訳) (1) 土地	円 円	
` '	丁目 番所在の土地(地目、面積㎡を記載) 円 総額 円	
市町	丁目 番地所在の建物(構造、面積㎡を記載) 円	
(3) 基本財産基金 2 その他財産 (内 訳)	円 円	
(1) 建設自己資金 (2) 運転資金 (3) 法人事務費	円 円 円	
(4) 什器備品 (5) 権利 負債の部	円 円 円	
差引純資産	円	

- 注1 法人設立にあたって、贈与契約に基づき法人が取得する財産について記載してください。また、不要の項目は削除してください。
 - 2 土地は、不動産の登記事項証明書のとおり1筆ごとに記入してください。
 - 3 建物については、既存の建物の贈与を受ける場合に記載してください。また、 記載は不動産の登記事項証明書のとおりに1棟ごとに記載してください。
 - 4 什器備品については、什器備品の贈与を受ける場合は記載してください。
 - 5 負債を抱えての法人設立は、原則として認めないため負債の部は0円となります。

贈与契約書

(以下「甲」という。)と社会福祉法人 会設立代表者 (以下「乙」という。)は、次のとおり贈与契約を締結した。()

- 第1条 甲は、社会福祉法人 会の設立が認可されたときは、同法人の 資金として、金 円、資産として、別記目録記載の財産を同法人に 贈与することを約し、乙はこれを承諾した。
- 第2条 甲は、前条による贈与を同法人設立後1週間以内に行わなければならない。
- 第3条 社会福祉法人 会の設立の認可が得られないときは、この契約は無効とし、これにより損害が発生した場合、甲は、損害の賠償を請求することができない。
- 第4条 この契約に定めていない事項については、甲、乙は誠意をもって協議の うえ決定するものとする。

上記契約を証するため、同文 2 通を作成し、甲、乙署名捺印のうえ各 1 通を所持する。

令和 年 月 日

甲 住所

氏名

乙 住所

社会福祉法人 会設立代表者()

実印

設立代表者から贈与のある場合については、次の例によってください。 (以下「甲」という。)と社会福祉法人 会設立代表者特別代理人 (以下「乙」という。)は、次のとおり贈与契約を締結した。

注 法人設立認可申請書には契約書原本の写しを添付してください。なお、契約書の原本は、関係者がそれぞれ保管してください。

別記 目 録 1 現 金 円 金 (内 訳) 建設自己資金 円 円 運転資金 法人事務費 円 2 土 地 m² 市 町 丁目 番所在の土地1筆 3 建物 市 町 丁目 番地所在の 造 階建 建物 1棟 延べ m²

- 注1 不動産の登記事項証明書記載のとおりに記入してください。したがって、土地の一部の贈与が行われる場合は、分筆登記を済ませた後の不動産の登記事項証明書により記入することとなります。
 - 2 既存の建物の贈与を受けるときに記入してください。なお、記入は不動産の 登記事項証明書記載のとおりとしてください。また、<u>建設</u>中の建物については記 入しないでください。

様式例 8

確約書

社会福祉法人 会が設立された場合には 事業の資金として下記金額を、 交付することを確約する。

令和年月日市(町)長氏名公印

社会福祉法人 会 設立代表者 様

記

一金 円也

補助予定通知書

社会福祉法人 会が設立された場合には、 を、議会の議決を得て補助する予定です。

事業の資金として下記金額

令和 年 月 日 市(町)長

氏名 公印

社会福祉法人 会 設立代表者 様

記

一金 円也

身分証明書

本 籍 県 市 町 番地 氏 名

> 大正 昭和 年 月 日生 平成 令和

- 1 禁治産又は準禁治産者の宣告の通知を受けていない。
- 2 破産宣告の通知を受けていない。
- 3 後見の登記の通知を受けていない。 上記のとおり相違ないことを証明する。

令和 年 月 日 市(町、村)長 氏名 公印

注 本籍地の市区町村で発行

様式例 10

登記されていないことの証明書

氏名				
生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和 西暦 又は	年	月	田
住所	三重県 市 町 番地			
本 籍 国籍	三重県 郡 町大字 番地			

上記の者について,後見登記等ファイルに<u>成年被後見人,被保佐人,被補助人,任意後</u>見契約の本人とする記録がないことを証明する。 ♣

令和 年 月 日

東京法務局 登記官

証明事項(証明範囲)は、その用途(提出先等)によって異なり、一般的には、

- 「成年被後見人,被保佐人とする記録がないこと」
- 「成年被後見人,被保佐人,被補助人とする記録がないこと」
- 「成年被後見人,被保佐人,被補助人,任意後見契約の本人とする記録がないこと」 のいずれかについて証明されますが、<u>上記記載の範囲で</u>証明を得てください。

法人 社員総会議事録

出席者	社員総数 1	_ 				
款第 务	その規定により、	総会が				•
(1) 敷地 (2) 建設	の贈与について 資金自己負担分	の寄附に	こついて	こついて		
社員	- 「(発言要旨) -					· 1 · 1
				• • • • •	,,,	
この議事録	录謄本は原本の の	とおり相	違ありませ		法人	
	場 出 定第 議)) 審 は 定第 議)) 審 議社社 議題 建借 経員員	場所 県 市 病院会議室 出席者 社員総数 名 出席者 社員にいたり、理 記述の規定により、 一条の規定に事により、 一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	場所 県 市 町 病院会議室 出席者 社員総数 名 出席社員 名 出席社員 名 定刻にいたり、理事長 款第 条の規定により、総会が を選出して議事に入った。 議 題 社会福祉法人 会へ(1) 敷地の贈与について(2) 建設資金自己負担分の寄附について(3) 借入金償還金の寄附について審議経過 社員「(発言要旨)	出席者 社員総数 名 出席社員 名 定刻にいたり、理事長 が定款第 款第 条の規定により、総会が成立したこ を選出して議事に入った。 議 題 社会福祉法人 会への寄附等に (1) 敷地の贈与について (2) 建設資金自己負担分の寄附について (3) 借入金償還金の寄附について 審議経過 社員「(発言要旨)	場所 県 市 町 番地 病院会議室 出席者 社員総数 名 出席社員 名 定刻にいたり、理事長 が定款第 条の規款第 条の規定により、総会が成立したことを宣しを選出して議事に入った。 議 題 社会福祉法人 会への寄附等について (1) 敷地の贈与について (2) 建設資金自己負担分の寄附について (3) 借入金償還金の寄附について 審議経過 社員「(発言要旨)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	場所 県 市 町 番地 病院会議室 出席者 社員総数 名 出席社員 名 定刻にいたり、理事長 が定款第 条の規定により、議計 条の規定により、総会が成立したことを宣し、議事録署名を選出して議事に入った。 議 題 社会福祉法人 会への寄附等について (1) 敷地の贈与について (2) 建設資金自己負担分の寄附について (3) 借入金償還金の寄附について 審議経過 社員「(発言要旨) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

所有権移転登記確約書

社会福祉法人 会の設立が認可されたときは、下記財産について、直ちに貴法人に対し所有権移転登記を行うことを確約いたします。

令和 年 月 日

住所

氏名(所有者) 実印

社会福祉法人 会

設立代表者 様

記

1 土地

市 町 丁目 番所在の土地1筆 m²

2 建物

市 町 丁目 番地所在の 造 階建 建物 1 棟

延べ m²

免責的債務引受契約証書

- 第1条 社会福祉法人 会設立代表者○○(以下「丙」という。)は、乙野太 郎(以下「乙」という。)が令和 年 月 日付金銭消費貸借契約証書 (以下「原契約書」という。)に基づき、 信用金庫(以下「甲」という。) から借り受け現に負担している債務金 円(元高金 円)及びこれに付帯 する一切の債務を原契約書の特約条項を承認のうえ、かつ、その債務の同一性 を維持して引き受けることを申込み、甲はこれを承認し、乙はこれに同意した。 第2条 乙は丙が前条の債務を引き受けたことによりその債務をまぬがれる。 第3条 丙は、本契約により引き受けた債務を原契約書の特約条項に従って覆行 するものとする。 第4条 丙は、甲の抵当権付の末尾記載の物件については、本債務引き受けの登 記手続きをすみやかに完了し、その登記簿謄本を甲に提出するものとする。
- 第5条 この証書の作成並びに登記その他の契約に関する一切の費用は丙がこ れを負担する。
- 第6条 は、本債務引受契約を承認し、引き続き保証人となり、保 証人相互間に連帯して、丙と保証人との間に保証委託契約の効力にかかわらず 債務履行の責を負うものとする。
- 第7条 丙及び保証人は、甲が請求したときはいつでも、公証人に委嘱して原契 約書及びこの契約書に基づく債務の承認ならびに強制執行の認諾のある公正 証書の作成に必要な手続をとるものとする。
- 第8条 この契約に関しては、この証書に別段の定めがあるもののほか、すべて 原契約書の各条項を適用または準用するものとする。
- この契約を証するため証書1通を作成し、甲がこれを保有する。

令和 年 月 日 甲 所在地 名 称 信用金庫 代表取締役 乙住所 氏 名 乙野太郎 丙 所在地

> 名 称 社会福祉法人 会 設立代表者

連帯保証人		
連帯保証人		
- 15 17 14 14 14 14 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15		
·····································	 	
連帯保証人		

様式例 14

地方公共団体からの貸与確約書

			号 年	番 月	号 日
	土地の無償貸与確約書	:			
社会福祉法人 会 設立代表者	樣				
	(氏名	市町)長	公印		
	:の設立が認可された時は、 () 貸与することを確約しま		「) が所	f有する	5下記
	記				
所在地	地目		地	積(mُ	ĵ)
1 2					

地上権設定契約書

土地所有者 (以下「甲」という。)と社会福祉法人 会設立代表者 (以下「乙」という。)は、地上権設定について次のとおり契約を締結する。()

(地上権設定の目的)

第1条 甲は、その所有にかかる末尾記載の土地を乙が建設する特別養護老人ホームの用に供させる目的をもって、地上権者乙のため地上権を設定する。

(契約期間)

第2条 前条の地上権の契約期間は、令和 年 月 日から前条の目的に よって使用する期間とする。

(地代)

第3条 地代は無償とする。

(登記)

第4条 甲は、乙に対し、この契約締結と同時に地上権設定登記確約書を提出するものとする。

(土地の維持管理)

第5条 この契約の対象となる土地が、天災等により流出または崩壊したときの 損害の補てん又は復旧に要する費用は、乙の負担とする。

(協議)

第6条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約が甲乙両者間に成立したことを証し、かつこれを確守するため2通作成し、各1通を保持する。

令和 年 月 $\boldsymbol{\exists}$ 甲 県 市 町 丁目 番 묵 氏名 実印 Z 県 市 町 묵 丁目 番 社会福祉法人 会設立代表者() 氏名 実印

土地の表示

1 所在地 県 市 町 丁目 番

2 地 目 宅地

3 公簿面積 m²

設立代表者が所有する土地に地上権の設定をする場合については、次の例によってください。

(以下「甲」という。)と社会福祉法人 会設立代表者特別代理人 (以下「乙」という。)は、次のとおり地上権設定契約を締結する。

注 法人設立認可申請書には契約書原本の写しを添付してください。なお、契約書の原本は、関係者がそれぞれ保管してください。

地上権設定登記確約書

社会福祉法人〇〇会 設立代表者 〇〇 様

このたび、特別養護老人ホーム 園用地として地上権設定契約の締結を行 った土地については、法人設立後直ちに地上権の登記を設定することを確約い たします。

令和 年 月 日

県 市 町 丁目 番 号 氏名(所有者) 実印

土地の表示

県 市 町 丁目 番 1 所在地

 2
 地 目
 宅地

 3
 公簿面積
 m²

土地賃貸借契約書

貸地人 を甲として借地人社会福祉法人 会設立代表者をことして、土地の賃貸借に関し、次のとおり契約を締結する。()

1 貸借物件 県 市 町 番

土地 m²

2 貸借の条件

(目的)

第1条 この土地は、社会福祉法人 会経営の特別養護老人ホーム敷地にあ てるため賃借する。

(期間)

第2条 貸借の期間は、令和 年 月 日から前条の目的によって使用する期間とする。

(賃貸料)

第3条 賃貸料は、 円とする。

(転貸の禁止)

第4条 乙は、この契約にかかる土地を他に転貸してはならない。 (契約の解除)

第5条 乙が正当な理由なくこの契約の各条項に違背したとき、甲はこの契約 を解除することができる。

(返 還)

- 第6条 乙は、この契約による土地を返還する場合、原形に復した後、返還しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。 (その他)
- 第7条 以上に定めるもののほか、疑義の生じた場合は、甲、乙協議のうえ決 定する。

上記契約の証として本契約書2通を作成し、両者各1通を保有する。

令和 年 月 日

 甲
 県
 市
 町
 番地

 氏名
 実印

 乙
 県
 市
 町
 番地

 社会福祉法人
 会()

 設立代表者

設立代表者の土地を賃貸借する場合については、次の例によってください。 (以下「甲」という。)と社会福祉法人 会設立代表者特別代理人 (以下「乙」という。)は、次のとおり土地賃貸借契約を締結する。

注 法人設立認可申請書には契約書原本の写しを添付してください。なお、契約書 の原本は、関係者がそれぞれ保管してください。

賃借権登記確約書

社会福祉法人〇〇会

設立代表者 〇〇 様

この度特別養護老人ホーム 建設用地として賃貸借契約の締結を行っ た土地については法人設立後直ちに賃借権の登記を設定することを確約いた します。

令和 年 月 日

県 市 町 番地 氏名 実印

土地の表示

県 市 町 丁目 番 1 所在地

 2
 地
 目
 宅地

 3
 公簿面積
 m²

令和 年度特別養護老人ホーム 園事業計画 1 利用定員 2 職員定数 3 事業開始予定年月日 4 事業運営基本計画 5 利用者の援助 6 健康管理 7 防災計画 8 日課

9 職員名簿

職種名(注1)	氏名(注2)	前 歴	資格	年令	本俸
施 設 長					
事 務 員					
生活相談員					
介 護 職 員					
11					
看護職員					
"					
機能訓練指導員					
"					
栄 養 士					
調理員					
"					
介護支援専門員					
医 師	_				

10 資金計画 別紙、収支予算書のとおり。

- 注1 必要職種は、全てについて記入してください。
 - 2 選考中で未定の場合は、その旨記入してください。

資 金 収 支 予 算 書 (自)令和 年 月 日 (至)令和 年 月 日 (単位:円)

		(目)令和 年 月 日 (至)令		□ 前年度	(単1)	· D /
		勘定科目	予算(A)	則 中 及 予 算 (B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動によ	収入	介護保険事業収入 老人福祉事業収入 児童事業収入 保育事業収入 就労支援事業収入 障害福祉サービス等事業収入 生活保護事業収入 医療事業収入 収入 収入 個入金利息補助金収入 経常科島配当金収入 その他の収入 流動資産評価益等による資金増加額		J #+(U)		
る収支	出	事業活動収入計(1) 人件費支出 事業費支出 事務費支出 就労支援事業支出 授産事業支出 支出 利用者負担軽減額 支払利息支出 その他の支出 流動資産評価損等による資金減少額 事業活動支出計(2) 事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)				
		施設整備等補助金収入				
施設整備		施設整備等寄附金収入 設備資金借入金収入 固定資産売却収入 その他の施設整備等による収入				
等		施設整備等収入計(4)				
による収支	出	設備資金借入金元金償還支出 固定資産取得支出 固定資産除却・廃棄支出 ファイナンス・リース債務の返済支出 その他の施設整備等による支出 施設整備等支出計(5) 施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)				
その他の活動	収	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入 長期運営資金借入金収入 役員等長期借入金収入 長期貸付金回収収入 投資有価証券売却収入 積立資産取崩収入 その他の活動による収入 その他の活動収入計(7)				
動による収支	支出	長期運営資金借入金元金償還支出 役員等長期借入金元金償還支出 長期貸付金支出 投資有価証券取得支出 積立資産支出 その他の活動による支出 その他の活動を出計(8)				
	その	CONTON				
予係		支出(10)				
		収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)				
前担	明末	支払資金残高(12)				
		支払資金残高(11) + (12)				
		ションスラ(・・/ (・=/ 秋日け 会計其準の助定秋日説明の大区公の3		·		

注 勘定科目は、会計基準の勘定科目説明の大区分のみを記載しますが、必要のないものは省略できます。

資金収支予算サービス区分別内訳書 例

(自)令和 年 月 (至)令和 年 月 日 (単位:円) 日 事業区分 社会福祉事業 公益事業 内部取引 勘定科目 備考 拠点区分 合計 消去 サービス区分 本部 事業 事業 介護保険事業収入 施設介護料収入 介護報酬収入 収 利用者負担金収入(公費) 利用者負担金収入(一般) 居宅介護料収入 (介護報酬収入) 活 事業活動収入計(1) 動 人件費支出 役員報酬支出 ょ 職員給料支出 る収 出 職員賞与支出 . **.** . 支 事業費支出 事務費支出 事業活動支出計(2) 事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2) 施設整備等補助金収入 施設整備等補助金収入 設備資金借入金元金償還補助金収入 施設整備等寄附金収入 施設整備等寄附金収入 ЦΣ 設備資金借入金元金償還寄附金収入 設備資金借入金収入 その他の施設整備等による収入 設 収入 整 施設整備等収入計(4) 備 等 設備資金借入金元金償還支出 に 固定資産取得支出 ょ 土地取得支出 建物取得支出 収 出 支 車輌運搬具取得支出 器具及び備品取得支出 取得支出 その他の施設整備等による支出 支出 施設整備等支出計(5) 施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5) 長期運営資金借入金元金償還寄附金収入 長期運営資金借入金収入 役員等長期借入金収入 収 事業区分間長期借入金収入 拠点区分間繰入金収入 ത その他の活動による収入 他 収入 の その他の活動収入計(7) 活 長期運営資金借入金元金償還支出 動 役員等長期借入金元金償還支出 に ょ 長期貸付金支出 る 支 ЦΣ 事業区分間長期貸付金支出 出 支 拠点区分間繰入金支出 その他の活動による支出 支出 その他の活動支出計(8) その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8) 予備費支出(10) 当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10) 前期末支払資金残高(12)

当期末支払資金残高(11) + (12)

注1 勘定科目は、会計基準の勘定科目説明の小区分まで記載しますが、必要のないものは省略できます。

² 法人の全てのサービス区分が表示できるよう適宜調製して作成してください。

設立者の履歴書

履歴書

現住所

氏名

昭和 年 月 日生

学 歴

昭和 年 月 大学 学部 学科卒業

職を歴

昭和 年 月 (株) 入社(医薬品製造販売業)

昭和 年月(株) 退社

昭和 年 月 薬局を開業現在に至る。

その他の社会的活動歴

昭和 年 月~現在 民生・児童委員

平成 年 月~現在 町内会会長

他法人役員歴

平成 年 月~現在 社会福祉法人 会 理事・評議員

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日 氏 名

委 任 状

ア 設立代表者が設立に関する一切の権限を有する場合

	V-L-C II /3	12-21		-/500	TEIN C 13 /	9-20 H	
			委	任	状 (記	記載例)	
					住所氏名		
 i			福祉法, 一切を			設立代表	長者として設立に
令和	年	月	日				
	过者 "	(住	所)		(氏	名)	実印
	<i>''</i>						
	'' ''						

イ 設立代表者が贈与契約の当事者(寄附者)となる場合

上記の者を社会福祉法人 会の設立代表者として設

→ 立に関し必要な権限 (代表者氏名 の贈与契約に係 る部分を除く。)の一切を委任する。

ウ 設立代表者以外の者に贈与契約に係る権限のみを委任する場合

上記の者を社会福祉法人 会と との贈与契 約に係る権限を委任する。

理事(1)就任承諾書 社会福祉法人 会理事(1)に就任することを承諾します。 令和 年 月 日 (2) 住 所 氏 名 実印(3) (記名押印又は署名(自署)) 社会福祉法人 会 設立代表者 樣 (理事長)

- 1 監事及び評議員就任承諾書は、理事の文言を監事又は評議員に換えて作成してください。
- 2 設立代表者に権限を委任した日付以降で、法人設立認可申請年月日以前の日付と なります。
- 3 既設法人の場合で、新たに評議員及び役員に就任する際は、法人の判断において、 記名押印(認印でも可)又は署名(自署)認印でも構いません。ただし、必要事項を登記する際に、法務局から実印を押印した書面の提示等を求められることがあるため、予め法務局に確認してください。
- 注 この様式例は、社会福祉法人設立時のものですので、既設法人の場合は、新たに役員又は評議員に就任する際に、理事長<mark>宛</mark>て提出します。

欠格事由に該当しないことの申立書(評議員)

社会福祉法人 会の評議員に就任することにあたり、社会福祉法第40条第1項 に該当しないことを申し立てます。

【社会福祉法第40条第1項 評議員の欠格事由】

- 1 法人
- 2 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断 及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 3 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規 定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなく なるまでの者
- 4 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、 又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 5 第56条第8項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会 福祉法人の解散当時の役員
- 6 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

社会福祉法人〇〇会

設立代表者(1)(又は理事長) ○○○○ 様

令和 年 月 日

氏 名 実印(24) (記名押印又は署名(自署))

- 1 この様式例は、社会福祉法人設立時のものですので、既設法人の場合は、新たに評議員に就任する際に理事長宛て提出します。
- 2 また、法人の判断において、記名押印(認印でも可)又は署名(自署)とします認印でも構いません。

欠格事由に該当しないことの申立書(理事)

社会福祉法人 会の理事に就任することにあたり、社会福祉法第44条第1項に おいて準用する第40条第1項に該当しないことを申し立てます。

【社会福祉法第40条第1項 理事の欠格事由】

- 1 法人
- 2 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及 び意思疎通を適切に行うことができない者
- 3 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規 定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなく なるまでの者
- 4 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、 又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 5 第56条第8項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会 福祉法人の解散当時の役員
- 6 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

社会福祉法人〇〇会

設立代表者(1)(又は理事長) 〇〇〇〇 様

令和 年 月 日

氏 名 実印(2.4) (記名押印又は署名(自署))

- 1 この様式例は、社会福祉法人設立時のものですので、既設法人の場合は、新たに理事に就任する際に理事長<mark>宛</mark>て提出します。
- 2 また、法人の判断において、記名押印(認印でも可)又は署名(自署)認印でも構いません。ただし、必要事項を登記する際に、法務局から実印を押印した書面の提示等を求められることがあるため、予め法務局に確認してください。

欠格事由に該当しないことの申立書(監事)

社会福祉法人 会の監事に就任することにあたり、社会福祉法第44条第1項に おいて準用する第40条第1項に該当しないことを申し立てます。

【社会福祉法第40条第1項 監事の欠格事由】

- 1 法人
- 2 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及 び意思疎通を適切に行うことができない者
- 3 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規 定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなく なるまでの者
- 4 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、 又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 5 第56条第8項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会 福祉法人の解散当時の役員
- 6 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

社会福祉法人〇〇会

設立代表者(1)(又は理事長) 〇〇〇〇 様

令和 年 月 日

氏 名 実印(2.4) (記名押印又は署名(自署))

- 1 この様式例は、社会福祉法人設立時のものですので、既設法人の場合は、新たに監事に就任する際に理事長<mark>宛</mark>て提出します。
- 2 また、法人の判断において、<mark>記名押印(認印でも可)又は署名(自署)とします認印でも構いま せん</mark>。

親族等の特殊の関係がある者に関する申立書(評議員)

社会福祉法人 の評議員に就任するにあたり、他の評議員及び各役員について、社会福祉法第40条第4項及び第5項に規定する親族等は含まれていません。

社会福祉法人 会

設立代表者 (1) (<mark>又は</mark>理事長) 様

令和 年 月 日

氏 名 実印(2) (記名押印又は署名(自署))

- 1 この様式例は、社会福祉法人設立時のものですので、既設法人の場合は、新たに評議員に就任する際に理事長宛て提出します。
- 2 また、法人の判断において、<mark>記名押印(認印でも可)又は署名(自署)とします認印でも構いま せん</mark>。

社会福祉法

(評議員の資格等)

第40条

- 4 評議員のうちには、各評議員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各評議員と<u>厚生労</u> 働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。
- 5 評議員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と<u>厚生労働省</u> 令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。

社会福祉法施行規則

(評議員のうちの各評議員と特殊の関係がある者)

- 第2条の7 法第40条第4項に規定する各評議員と<u>厚生労働省令で定める特殊の関係がある者</u>は、次に掲げる者とする。
 - 一 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - 二 当該評議員の使用人
 - 三 当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者
 - 四 前二号に掲げる者の配偶者
 - 五 第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするも の

- 六 当該評議員が役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この号及び次号において同じ。)若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体(社会福祉法人を除く。)の役員、業務を執行する社員又は職員(当該評議員及び当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員の合計数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限る。)
- 七 他の社会福祉法人の役員又は職員(当該他の社会福祉法人の評議員となつている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。)
- 八 次に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者(当該団体の職員 (国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者を除く。)である当該社会福祉法人の評議員の総数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限る。)
 - イ 国の機関
 - 口 地方公共団体
 - 八 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人
 - 二 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条 第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ホ 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - へ 特殊法人 (特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法 (平成11年法律第91号)第4条第1項第九号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法 人 (特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(評議員のうちの各役員と特殊の関係がある者)

- 第2条の8 法第40条第5項に規定する各役員と<u>厚生労働省令で定める特殊の関係がある者</u>は、次に 掲げる者とする。
 - 一 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - 二 当該役員の使用人
 - 三 当該役員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者
 - 四 前二号に掲げる者の配偶者
 - 五 第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするも の
 - 六 当該役員が役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者 又は管理人。以下この号及び次号において同じ。)若しくは業務を執行する社員である他の同一の団 体(社会福祉法人を除く。)の役員、業務を執行する社員又は職員(当該他の同一の団体の役員、業 務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員の総数の当該社会福祉法人の評議員の 総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限る。)
 - 七 他の社会福祉法人の役員又は職員(当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。)

親族等の特殊の関係がある者に関する申立書(理事)

社会福祉法人 の理事に就任するにあたり、他の理事との親族その他の特殊の関係(以下親族等という)について、次のとおり申し立てます。

他の理事について、社会福祉法第44条第6項に規定する親族等は含まれていません。

他の理事について、社会福祉法第44条第6項に規定する親族等は次の者の みです。

(親族等の氏名)	(本人との関係)
(親族等の氏名)	(本人との関係)

社会福祉法人 会

設立代表者(1)(又は理事長) 様

令和 年 月 日

氏 名 実印(2) (記名押印又は署名(自署))

- 1 この様式例は、社会福祉法人設立時のものですので、既設法人の場合は、新たに理事に就任する際に理事長宛て提出します。
- 2 また、法人の判断において、記名押印(認印でも可)又は署名(自署)認印でも構いません。ただし、必要事項を登記する際に、法務局から実印を押印した書面の提示等を求められることがあるため、予め法務局に確認してください。

社会福祉法

(役員の資格等)

第44条

6 理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と厚生労働 省令で定める特殊の関係がある者が3人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び三親等 以内の親族その他各理事と<u>厚生労働省令で定める特殊の関係がある者</u>が理事の総数の3分の1を超え て含まれることになつてはならない。

社会福祉法施行規則

(理事のうちの各理事と特殊の関係がある者)

- 第2条の10 法第44条第6項に規定する各理事と<u>厚生労働省令で定める特殊の関係がある者</u>は、次に掲げる者とする。
 - 一 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - 二 当該理事の使用人
 - 三 当該理事から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者
 - 四 前二号に掲げる者の配偶者
 - 五 第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするも の
 - 六 当該理事が役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者 又は管理人。以下この号において同じ。)若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体(社会 福祉法人を除く。)の役員、業務を執行する社員又は職員(当該他の同一の団体の役員、業務を執行 する社員又は職員である当該社会福祉法人の理事の総数の当該社会福祉法人の理事の総数のうちに 占める割合が、3分の1を超える場合に限る。)
 - 七 第2条の7第八号に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者 (当該団体の職員(国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者を除く。)である当該社会福祉 法人の理事の総数の当該社会福祉法人の理事の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合 に限る。)

親族等の特殊の関係がある者に関する申立書(監事)

社会福祉法人 の監事に就任するにあたり、各役員について、社会福祉法 第44条第7項に規定する親族等は含まれておりません。

 社会福祉法人
 会

 設立代表者
 (フは

 (フは
 理事長)

 (タ和 年 月 日

氏 名 実印(2) (記名押印又は署名(自署))

- 1 この様式例は、社会福祉法人設立時のものですので、既設法人の場合は、新たに<mark>監事</mark>に就任する際に理事長<mark>宛</mark>て提出します。
- 2 <mark>また、</mark>法人の判断において、<mark>記名押印(認印でも可)又は署名(自署)とします認印でも構いま せん</mark>。

社会福祉法

(役員の資格等)

第44条

7 監事のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と<u>厚生労働省令で定める特殊の関係がある者</u>が含まれることになつてはならない。

社会福祉法施行規則

(監事のうちの各役員と特殊の関係がある者)

- 第2条の11 法第44条第7項に規定する各役員と<u>厚生労働省令で定める特殊の関係がある者</u>は、次に掲げる者とする。
 - 一 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - 二 当該役員の使用人
 - 三 当該役員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者
 - 四 前二号に掲げる者の配偶者
 - 五 第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするも の
 - 六 当該理事が役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者

又は管理人。以下この号及び次号において同じ。)若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体(社会福祉法人を除く。)の役員、業務を執行する社員又は職員(当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の監事の総数の当該社会福祉法人の監事の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限る。)

- 七 当該監事が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体(社会福祉法人を除く。)の役員、業務を執行する社員又は職員(当該監事及び当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員 又は職員である当該社会福祉法人の監事の合計数の当該社会福祉法人の監事の総数のうちに占める 割合が、3分の1を超える場合に限る。)
- 八 他の社会福祉法人の理事又は職員(当該他の社会福祉法人の評議員となつている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。)
- 九 第2条の7第八号に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者 (当該団体の職員(国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者を除く。)である当該社会福祉 法人の監事の総数の当該社会福祉法人の監事の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合 に限る。)

様式例 26

		持別養護老人	(ホーム	建設計	画書		
						社会福祉法人	会
1	施設名	ホーム					
2	経営主体	会					
3	設置場所						
4	定員	名					
5	敷地の面積					m²	
6	規模及び構造						
		木面積				m²	
		木面積				m²	
		卡面積				m²	
_		木面積				m²	
7	配置図及び平面図	別紙のとお	נו				_
8	整備費(支出)						円
	内訳					m	
	敷地造成工事費 建筑主体工事费					円	
	建築主体工事費					円	
	冷暖房設備費					円	
	净化槽設備費					円	
	初度調弁費 設計監理費					円 円	
9	整備費(収入)					IJ	円
9	内訳						IJ
	国・県補助金					円	
	(市町)補助	力全				円	
	福祉医療機構借力					円	
	自己資金	1312				円	
10	工事予定期間					13	
	1) 建築工事着手		令和	年	月	日	
,	2) 竣工予定		令和			日	
11	·	F月日	令和		月	日	

設備整備(初度調弁)計画書

区分	品 名	数量	単 価	金額
	園 長 事 務 机			円
事	事務長事務机			
事務室関係				
係				
	厨房器具			
厨房	食 堂 用 机			
食労				
厨房・食堂関係				
ימו				
<u></u>				
務				
医務室関係				
ימו				
/~~~		~~~~~~~~~~	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
/^^^	·//·/			······································

	円	

様式例 28

償 還 計 画

1 年次別償還額及び充当財源別金額

		区分		償	:	還	額		充	当!	才 派	京 別	金	額	
年	次		元	金	利	殈	合	計	寄附者名	補助	金	その	他	合	計
				円		円		円			円		円		円
1	令和	年								補且	加金				
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10	^^^^					^^^							^^^	^^^^	^^^

	·////	/^^^/	·/////	<u> </u>	·////	·////////	·///////	///////
15								
16								
17								
18								
19								
20								
合	計							

⁽注)寄附者名は各人ごとに記入してください。

2 充当財源の調達方法

財	源	別	調達方法				
県	費補	助	利息所要額の	分の			
寄	附寸	金	理事長 利償還金所要額	、理事 類から県費補助	、監事 カ金を控除した額を毎	、 年寄附	、元

贈与契約書

(以下「甲」という。)社会福祉法人 会 $\left\{ egin{array}{ll} rac{eta_{2} \cap \mathbb{R}^{3}}{\mathbb{R}^{3}}
ight\}$ (以下「乙」という。)と (以下「丙」という。)は、次の通り贈与契約を締結した。

- 第1条 甲は、社会福祉法人 会の設立が認可されたときは、同法人の からの $\left\{ \substack{\text{借入金の償還財源} \\ \text{不動産賃借料}} \right\}$ として、総計金 万円を別記のとおり同法人に贈与 することを約し、乙は、これを承諾した。
- 第2条 甲は、前条による贈与を、毎年 月末日までに行われなければならない。 第3条 甲が、第1条による贈与を、履行できないとき又はできなくなったとき は、丙がその贈与を代替し又は残余の贈与を承継して行う。
- 第4条 丙は、第3条による贈与の継承を履行できなくなったときは、あらかじめこの承諾を得なければならない。
- 第5条 この契約に定めていない事項については、甲、乙、及び丙は、誠意をもって協議の上決定するものとする。

上記契約を証するため、同文3通を作成し、甲、乙及び丙署名捺印のうえ各1 通所持する。

 令和
 年
 月
 日

 甲
 住所 氏名
 実印

 乙
 住所 社会福祉法人 氏名
 会設立代表者 氏名
 実印

> 丙 住所 氏名

実印

別 記

/	<u></u> ጉ			贈		与	額			
僧 還 3	年次	元	金		利	息		合	計	
令和	年									円
令和	· 年									
令和	年									
令和	年									
令和	年									
令和	年									
令和	年									
令和	年									
令和	年									
令和	年									
令和	年									
令和	年									
令和	年									
令和	年									
令和	年									
令和	年									
令和	年									
令和	年									
令和	年									
令和	年									
計										円

施設長就任承諾書

社会福祉法人 会が設置経営する特別養護老人ホーム「ホーム」の施設 長に就任することを承諾いたします。

なお、施設長に就任するにあたっては、この職務に専念することを誓います。

令和 年 月 日

住所 県 郡 町

氏名

社会福祉法人 会 設立代表者 様

履歴書添付

様式例 31

基本財産編入誓約書

誓約書

この度、社会福祉法人 会が設置経営する特別養護老人ホーム「ホーム」の建物については、完成後、速やかに基本財産に編入することを誓約いたします。

令和 年 月 日

都道府県知事

又は 殿

市長

社会福祉法人 会 設立代表者

第6 設立認可後に必要な手続き

1 法人設立登記

社会福祉法人は、設立の認可を受けたのち、組合等登記令(以下「登記令」といいます。)の定めるところにより、その設立の登記をしなければならず(法第29条第1項) 主たる事務所の所在地においてこの登記をすることによって、成立します(法第34条)。

また、登記すべきとされた事項については、登記後でなければ、これを第三者に主張することができません(法第29条第2項)。

- (1) 登記事項(登記令第2条第2項)
 - ア 目的及び業務(定款例第1条に掲げる目的、事業の種類及び内容、公益事業及び収益事業がある場合は当該事業)
 - イ 名称(定款例第2条の名称)
- ウ 事務所の所在場所(定款例第4条の事務所の所在地。従たる事務所を置くとき はその所在地。所在地は、県名以下番地まで記載)
- エ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格(理事長)
- オ 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- カ 資産の総額(財産目録記載の基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益 事業用財産を現金に評価した額の合計から、負債を差し引いた額)
- (2) 登記の時期

設立認可書が到着した日から2週間以内(登記令第2条第1項 登記令第24条)

2 財産の移転

社会福祉法人の資産となるべき財産については、設立が認可されることを条件として贈与契約が交わされることが通例であるため、設立の認可を受けその登記をした後、 遅滞なく法人への移転を受けなければなりません。

また、その移転を完了した後 1 か月以内に、〔所轄庁 (163 頁)〕にこれを証する書類を添えて、報告をしなければなりません (規則第 2 条第 4 項)。

(1) 財産移転報告書類

ア 報告書(様式32・91頁)

イ添付書類

- (ア) 財産目録 設立認可申請の添付書類と同じもの(日付は法人設立年月日)
- (イ) 不動産の登記事項証明書の写し 設立時に不動産を譲渡された場合又は土地 に地上権等権利を設定した場合
- (ウ) 預貯金通帳の写し及び預貯金等残高証明の写し 寄附があり、それを銀行等 に預けた場合
- (I) 受領書の写し 現金等動産の寄附申込みがあった場合、その寄附者に発行したものの写し
- (オ) 法人の登記事項証明書の写し
- (カ) その他財産の移転を受けたことを証明する書類
- (2) 提出部数 正本 1通

令和 年 月 日

都道府県知事 又は 殿 市長

> 社会福祉法人 会事務所所在地 理事長

財産移転完了報告について

令和 年 月 日付認可になった社会福祉法人 会の設立当初の贈与財産は、別添証憑書類のとおり移転完了しましたので、社会福祉法施行規則第2条第4項により報告いたします。

(添付書類)

- 1 財産目録
- 2 不動産の登記事項証明書
- 3 預貯金通帳の写し及び預貯金等残高証明の写し
- 4 受領書の写し
- 5 法人の登記事項証明書
- 6 その他財産の移転を受けたことを証明する書類

第7 定款変更認可申請、届出手続き

定款は、社会福祉法人のいわば憲法であり、法人の機関は、定款に反して行動することはできません。社会福祉法人は、法令の定めるところに従い、その定款で定まった目的の範囲内において、権利を有し、義務を負います。

また、法人が定款に違反したときは、「所轄庁」は、期限を定めて改善のために必要な措置をとるべき旨を勧告することができます。当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表し、期限を定めて当該勧告に係る措置を取るべき旨を命ずることができます。さらに、当該命令に従わない場合は、期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員の解職を勧告、法人の解散を命ずることができます(法第56条)。

1 定款変更の必要な場合

定款に記載された事項に変更を生じた場合には、定款の変更が必要になります。 以下にその主な場合を挙げます。

- (1) 法人の事業目的の追加及び変更
- (2) 事務所の所在地の変更
- (3) 役員定数の変更
- (4) 基本財産の変更
- (5) 定款例に準拠するための変更

2 定款変更の要件

(1) 評議員会の決議(法第45条の36第1項、法第45条の9第7項) 議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数による決議が必要となります。

(2) 所轄庁の認可又は所轄庁への届出

定款変更は、所轄庁の認可を得なければその効力を生じません(法第45条の36第2項)。法人が勝手にその目的を変更し、従来営んできた施設を廃止したり縮小したりすることが許されるとすれば、入所している者の福祉を阻害することが甚だしく、このような弊害の防止という意味からも、当該法人の設立認可主体であり、監督官庁である所轄庁の認可を定款変更の効力発生要件としたわけです。ただし、以下の事項については、所轄庁への届出で足りるとされています(法第45条の36第4項)。

- ア 事務所の所在地の変更
- イ 資産に関する事項(基本財産の増加に限ります。)
- ウ 公告の方法の変更

(3) 変更登記

当該定款変更が法人の登記事項(登記令第2条第2項・90頁)に関する変更であれば、所轄庁の認可を得た後、主たる事務所の所在地においては2週間以内、従たる事務所の所在地においては3週間以内に変更の登記をしなければなりません(法第29条第1項、登記令第3条第1項、登記令第1項条第3項)。また、登記をしなければ、これを第三者に対抗することができません(法第29条第2項)。

3 定款変更認可申請手続き

社会福祉法人が定款変更の認可を受けようとするときは、定款変更認可申請書と必要な添付書類を各所轄庁に提出しなければなりません(規則第3条第1項から第4項まで)。

(1) 申請書類提出先 各所轄庁 (163頁)

(2) 提出部数

正本 2通提出されたもののうち1部は認可後、認可書として交付します。

(3) 提出書類

ア 定款変更認可申請書(様式33・97頁)

イ 添付書類(別紙一覧表参照・95,96頁)

4 定款<u>変更</u>認可申請書類作成にあたって留意すべき事項 設立認可申請の場合<u>(23頁)</u>を参照してください。

5 定款変更届出書類

2の(2)で述べたア、イ及びウの事項については、所轄庁への届出で足りるとされています。

(1) 届出書提出先 各所轄庁 (163頁)

(2) 提出部数

正本 2通

(3) 提出書類

ア 定款変更届 (様式 40・105 頁)

イ 添付書類(別紙一覧表参照・104頁)

6 定款附則記載例

定款附則の記載例をお示ししますので、参考にしてください。

(1)定款変更認可

この定款は、 年 月 日から施行する。

日付けは定款変更認可後に、<mark>所轄庁</mark>から送付された認可通知の到達日を記載してください。

(2)定款変更届

この定款は、 年 月 日から施行する。

日付けは評議員会の承認日以降の任意の日を記載してください。

参考 基本財産増加の際の定款変更認可申請と変更届の違い

建	物	新築	定款変更届								
		改築	定款変更認可申請書								
		増築	定款変更認可申請書								
土	地	新規取得	定款変更届								
		地籍変更による増加	定款変更認可申請書								

定款変更認可申請書類一覧表

(印が必要な添付書類)

	_					1			1				در ۱۲ ۱۲ دام	炭ζ添汋書親 <i>)</i> ┌────		
	変更事項			変史事垻		変 更事項		事業目的	の追加	事 業	役員	基本	財産の	変更	定款例に あわせた	,
	添付	寸書:	類			設置 経営	受託 経営	廃止	定数 の変更	増・ 改築	減少	削除	条 文 整 理	備 考		
1	申		請		書									様式 33・97 頁		
2	評議員	員会及で	が理事会	議事録((写)									様式例 34-1、 34-2・98、99 頁 注)議事録に附属す る議題及び議案資料 も併せて添付する。		
3	変	更	後の	定	款											
4	現	行	Ø	定	款									届出・認可書に添付のも のを受理・認可書鑑を付 けて複写		
5	財	直	E	B	録		-	-	-	-	-	-	-	様式例 35・100 頁		
6	事	業	計	画	書			-	-	-	-	-	-	事業開始年度及び次年度のこれ		
7	収 (資	支 l金質	予 収支予	算 予算書	書			-	-	-	-	-	-	び次年度の2か年分		
8	受託	手業	(の概	要説明	月書	-		ı	-	ı	-	-	-	様式例 36・101 頁		
9	受証	乇契	約書	(写	;)	-		ı	-	ı	-	-	-	様式例 37・101 頁		
10	関	係:	条例	(写	5)	-		ı	-	-	-	-	-	様式例 38・102 頁		
11	法人	の登記	書項証	E明書((写)				-	-	-	-	-			
		又I	該不重 は購 <i>力</i> 支計算	入に係			-	1	-			-	-			
	施	補助	金等の決	快定書(写)		-	ı	-			-	-			
	設	助成	金決定道	通知書(写)		-	ı	-			-	-			
	建	各種	補助要	綱(写)等											
12	設 関		金決定理証明				-		-			_	-			
	係書	借	償還記	計画 (:	写)		_	_	-			_	-			
		Λ		金鼎]書(-	-	-			-	-			
		金関係書類	身分証 登記さ	明書 (明書 (れてい 証明書 (写) ない		-	-	-			-	-			

				事業目的	りの追加	事業	役 員	基本	財産の	変更	定款例に あわせた		
	添付書類			設置 経営	受託 経営	来廃 止	定数 の変更	増・ 改築 減少		削除	条 文 整 理	備考	
		贈与	建築資金贈与契約書(写)		-	-	1			-	-		
		贈与契約関係	身分証明書(写) 登記されていない ことの証明書(写)		-	-	-			-	-		
	施	121	預貯金等残高証明書(写)		-	-	-			-	-		
	設建	法	人決算書		-	-	-			-	-		
	生 設 関 係	書書	事関係契約 (写)、見積 (写)、領収 (写)		-	1	-			-	-	土地の取得の場合 は 104 頁を参照。 領収書(写)は、 振込金受取書(写) でも可	
	書	不動	産売買契約書(写)		-	-	-			-	-		
12	類	不動產	童の登記事項証明書(写)		-	ı	-				-	直近のもの	
		建筑	築確認書(写)		-	ı	-			-	-		
		図	面			1	1			-	-	位置図、配置図、 平面図、立面図	
13	施設長就任承諾書 (写)、履歴書(写) 及び施設長の資格を 証する書類(写)				-	-	-	-	-	-	資格要件が必要な 場合		
14				-	-		-	-	-		-	様式例 39・103 頁	
15	事業の廃止届(写)			-	-		-	-	-		-		
16		本財 (写	産処分承認)	-	-	-	-				-		

¹年契約で行う委託事業の場合は、1か年分でも差し支えありません。

	, 33(記郵別)(93,95貝)		載され、登記されている法人
	社会福祉法	人定款変更認可申請書	記載してください。
申	主たる事務所の所在地	三重県	
請	名称	しゃかいふく しほうじんまるまるかい <u>社会福祉法人 会</u>	
者	理事長の氏名	理事長	申請書提出年月
	申請年月日	令和 年 月 日	日を記載してください。
	内	容	理由
	変更前の条文	変更後の条文	7 H
	第1章 総則 (目的) 第1条 (略) (1) (略) (2)第2種社会福祉事業 老人居宅介護等事業の経営	第1章 総則 (目的) 第1条 (略) (1) (略) (2)第2種社会福祉事業 (イ) 老人居宅介護等事業の経営 (ロ) 保育所の経営	定款変更の内容 により、適宜具 体的に記載して ください。 (ロ)の事業の追加
定款変更の内容	第6章 資産及び会計 (資産の区分) 第28条 この法人の資産は、これを分けて基 本財産 <u>及びその他財産の2種</u> とする。 2 (略) 3 その他財産は、基本財産以外の財産とす る。	第6章 資産及び会計 (資産の区分) 第28条 この法人の資産は、これを分けて 基本財産、その他財産及び公益事業用財産 の3種とする。 2 (略) 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用 財産以外の財産とする。 4 公益事業用財産は、第36条に掲げるを 益を目的とする事業の用に供する財産と する。 5 (略)	変更前の条文及 び変更後の条文 の変更部分にア
及び理由		第6章 公益を目的とする事業 (種別) 第36条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保护しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなるを目的として、次の事業を行う。居宅介護支援事業 2 前項の事業の運営に関する事項につしては、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。	新条文の挿入や削除 により条数のみに変 更がある場合には、「以下順次条を繰り 下げる(繰り上げる)」 等の表現でも構いま

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番としてください。
 - 2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙(大きさは、日本産業規格A列4番とします。)の枚数を増し、この様式に準じた申請書を作成してください。

評議員会議事録(写)

ローはスペログチェッ(コ)
社会福祉法人 会評議員会議事録(例)
1 日 時 令和 年 月 日 午前 時から午前 時 分 2 場 所 県 市 町 番地 法人事務所会議室 3 出席者 評議員総数 名中 名
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
理事長 理事 出席監事 名
監事監事
(会計監査人) 4 議 長 評議員
5 決議事項
第 1 号議案 令和 年度の計算書類等の承認について 第 2 号議案 理事の任期満了に伴う選任について
第3号議案 定款変更認可申請について
第4号議案 その他
6 議事の経過の要領及びその結果 出席した評議員の互選により選出された が議長となり、本評議員会
は、定款第 条に定める定足数を充たしており、適法に成立した旨を告げた。
(以下定款により、評議員会で議事録署名人を選出する場合)
その後、議事録署名人に次の2名を選出して議事に入った。 評議員 評議員
(審議内容が分かるように記載してください。)
(特別の利害関係がある場合、「当該評議員の氏名」を記載してください。)
議 長「(発言要旨) 」 評議員「 」
" (審議結果を明確に記載してください。)
7 報告事項 (1) 今和 年度の東米根朱の中容根集について
(1)令和 年度の事業報告の内容報告について (2)
8 議事録作成者 事務局長
令和 年 月 日 鼠 長 評議員
令和 年 月 日
議事録署名人 評議員 印象 日本
令和 年 月 日 議事録署名人 評議員 印

注 記載事項は、社会福祉法施行規則第2条の15第3項各号の項目としてください。

理事会議事録(写)

社会福祉法人 会理事会議事録(例)
1 日 時 令和 年 月 日 午前 時から午前 時 分 2 場 所 県 市 町 番地 法人事務所会議室 3 出席者 理事総数 名中 名 理事長 理事 理事 理事 監事総数 名中 名 監事 監事
4 議 長 理事長(理事) 5 決議事項 第1号議案 定款変更認可申請について 第2号議案 基本財産処分承認申請について 第3号議案 基本財産担保提供承認について 第4号議案 認可申請等に係る評議員会の開催について その他報告事項 6 議事の経過の要領及びその結果 定刻に至り、理事長が仮議長となり、定款第 条に定める定足数を充たして いることを確認するとともに、直ちに議長の選任を求めたところ理事 か ら仮議長を推したい旨発言があり、満場の賛同を得て理事長 が議長とな
 った。 (審議内容が分かるように記載してください。) (特別の利害関係がある場合、「当該理事の氏名」を記載してください。) 議長「(発言要旨)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
令和 年 月 日 章和 年 月 日 議事録署名人 監 事 日 令和 年 月 日 議事録署名人 監 事 日

注 記載事項は、社会福祉法施行規則第2条の17第3項各号の項目としてください。

財産目録

令和 年 月 日 現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所·物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
資産の部		1	1	1		
1 流動資産						
現金預金						
現金	現金手許有高	_	運転資金として	_	_	×××
普通預金	○○銀行○○支店他	_	運転資金として	_	_	×××
		1	小計	1	1	×××
事業未収金		_	○月分介護報酬等	_	_	XXX
	流動資産	合計	1	1		××
2 固定資産						
(1) 基本財産						
_1_116	(A+hn -) - mT4 4 4		第1種社会福祉事業である、 施設等に			
土地	(A拠点) 市 町1-1-1		使用している			××
	(B拠点) 市 町2-2-2		第2種社会福祉事業である、 施設等に			××
	(5)257) 13 432 2 2		使用している			^^
		1	小計	1		××
建物	(A拠点) 市 町1-1-1	19××年度	第1種社会福祉事業である、 施設等に	×××	×××	××
			使用している 第2種社会福祉事業である。 施設等に			
	(B拠点) 市 町2-2-2	19××年度	第2個社会個性事業である。	×××	×××	××
			小計		1	×××
			寄附者により 事業に使用することが指			
定期預金	○○銀行○○支店他		定されている			××
投資有価証券	第 回利付国債他	_	特段の指定がない	_	_	××
	基本財産	合計				××
(2) その他の固定資産	Ĕ					
土地	(拠点) 市 町3-3-3		5 年後に開設する○○事業のための用地	_	_	×××
	(本部拠点) 市 町4-4-4	l.	本部として使用している			×××
		1	小計	1	,	××
建物	(C拠点) 市 町5-5-5	20××年度	第2種社会福祉事業である、訪問介護事業 所に使用している	×××	×××	×××
車輌運搬具	○○他3台	_	利用者送迎用	×××	×××	×××
積立資産	定期預金 ○○銀行○○支店他	_	将来における の目的のために積み立て ている定期預金			×××
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
	その他の固定			1	I.	××
	固定資産	合計				××
	資産合	·計				××
負債の部						
1 流動負債						
短期運営資金借入金	○○銀行○○支店他	_		1—	_	XXX
事業未払金	○月分水道光熱費他	_		_		××
職員預り金	○月分源泉所得税他	_		_		××
40000000000000000000000000000000000000	·····					
	流動負債			1	1	××
2 固定負債	//礼 對 只 医	. HD1				^ ^ ^
2 回足負債 設備資金借入金	独立行政法人福祉医療機構他			1_		V.
						××
長期運営資金借入金	○○銀行○○支店他					××
	四点在往					
	固定負債					××
	負債合					××
	差引純寶	資産				××

- (記載上の留意事項)
 ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
 ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
 ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
 ・「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の20規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
 ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
 ・建物についてのみ「取得年度」欄を記載する。
 ・減価償却資産(有形固定資産に限る)については、「減価償却累計額」欄を記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。
 また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
 ・車輌運搬具の○○には会社名と車種を記載すること。車輌番号は任意記載とする。
 ・預金に関する口座番号は任意記載とする。

受託事業の概要説明書

受 託 事 業 の 概 要

- 1 事業内容
- 2 設置主体
- 3 施設名
- 4 入所定員
- 5 敷地面積
- 6 規模及び構造
- 7 工事予定期間
- 8 事業開始予定年月日

様式例 37(95頁)

受 託 契 約 書

業務管理委託契約書

市立特別養護老人ホーム業務管理委託契約書(例) 市長 (以下「甲」という。)と社会福祉法人 会理事長 (以下「乙」という。)は 市立特別養護老人ホーム(以下「老人ホーム」とい う。)の業務管理委託契約を締結する。								
(委託業	務の範	囲)						
第1条 (1) ·	甲は老	人ホー	ムに係る	う次の業務を 				
` '								
(運営の 第2条	•							
<i>ઋᄼ</i> ᅏᄀ								
令和	年	月	日	甲市長の				
				乙 社会福祉法人 会				
				理事長印				

関係条例

委託を定めた条例

市特別養護老人ホーム条例(例)

令和 年 月 日条例第 号

(設立)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条第1項の規定に基づき、市に老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条第3項の特別養護老人ホーム(以下「老人ホーム」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 老人ホームの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位置

(管理の委託)

第3条 市長は、法第244条の2第3項の規定に基づき、社会福祉法人 会に 老人ホームの管理を委託する。

(規則への委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で決める。

附 則

この条例は、令和 年 月 日から施行する。

1 廃止事業・事業所名

廃止事業に係る財産の処分方法について

2 厚	廃止年月	日							
4	令和	年	月	日					
3 具	材産の処	l分方法	Ę						
(1)) 建物、	土地							
(2)) 備品								
(3)) 資金								
(4)) 個人情	報							
(5)) 職員								
(6)) その他	1							
					令和	年	月	日	
					社会	会福祉》	去人		福祉会
						理	事長		

定款変更届に係る添付書類一覧表

(印が必要な添付書類)

		其木	 財産の) 변加	事務所所在	公告の方	(ロルツ安はがり音類)
	区分	土地	建物	現金	地の変更	法の変更	備考
変	更届						様式 40 (105 頁)
1	議員会及び理事会 議事 録 (写)						注)議事録に附属する議題及び議案資料も併せて添付すること。
	更後の定款						<u> </u>
現	行 の 定 款						届出・認可書に添付のものを受理・認 可書鑑を付けて複写
1	该不動産購入に る 収 支 計 算 書			-	-	-	
	補助金等の決定書(写)			-	-	-	国県、船舶、自転車振興会等補助金
	助成金決定書(写)		定	-	-	-	共同募金会、各種助成団体助成金
収	借入金決定書(写)		款変	-	-	-	福祉医療機構、民間金融機関等借入金
支財源	償 還 計 画		更認	-	-	-	各年度の償還額及び財源が分かる もの(他に借入金がある場合、法 人全体のもの)
を 証	償 還 金 贈与契約書(写)		可申請	-	-	-	寄附者、保証人の身分証明書(写) 登記されていないことの証明書 (写) 所得証明書(写)添付
明する書	土地購入資金等 贈与契約書(写) 及び領収書(写)		書添付書		-	-	寄附者の身分証明書(写) 登記されていないことの証明書(写)添付領収書(写)は、振込金受取書(写)でも可
類	各種補助要綱(写)等		類	-	-	-	市町村からの補助金を財源とする場合のみ
	売買契約書(写) 及び領収書(写)		日	-	-	-	領収書(写)は、振込金受取書(写) でも可
	法人決算書		じ	-	-	ı	
図	面			-	-	-	位置図及び地図又は地図に準ずる図面
不動產	産の登記事項証明書(写)			-	-	-	直近のもの
住居表	表示実施に係る証明書(写)	-	-	-		-	移転の場合は、法人の登記事項証明書
預貯	金等残高証明書(写)	-	-		-	-	直近のもの

様式 40 (93・104頁)

					1	社会	福祉	法人	定記	次变	更届					
	主		る	事	務	所										
届	の		所	在		地										
出	岧					粅	社会	いふく し 会福礼) ほうじ 上 法 人	んまるま	会					
者	理	事	長	の	氏	名										
	届	出			3						Ŧ	F]	日		
	गोर	=		<u>内</u>	47	*	तोड		容		4	4-		理	由	
	変	更	前	の	条	文	変	更	後	の	条	文				
定																
款																
変																
更																
の																
内																
容																
及																
び																
理																
由																

第8 基本財産処分、担保提供承認手続き

前述のとおり、社会福祉法人にとって資産は、法人の成立要件となっています(法第25条)。その資産のうち、法人が目的とする社会福祉事業と密接な関係にある財産をその法人の存立の基盤となる基本財産として、その他の財産(その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産)と会計上区分して扱うこととし、厳重な管理と本来の目的以外の理由でこれを消費することの防止を図っています。

ただし、目的遂行上必要やむを得ない場合に限り、事前に所轄庁の承認を得てこれを 処分することができます。

この基本財産に対する制限は、財産の経済的価値を減少させることとなる全ての行為に対するものであり、売却だけでなく、抵当権その他の担保物権等を基本財産に設定することも含まれます。

また、会計上基本財産をその他財産に移し替えるような場合も、基本財産の処分にあたるため、所轄庁の承認が必要となります。

ただし、次に該当する場合は、所轄庁の承認は不要又は省略可能になります。

(担保提供承認の場合)

次の 及び の場合、所轄庁の承認は不要です。また、 を定款に定めている場合は、 意見書の届出が必要です。届出書類は後記4を参照してください。

独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

独立行政法人福祉医療機構と協調融資に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合

社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して、 基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの意見書(様式43・ 113頁)を所轄庁に届け出た場合

(処分承認の場合)

老朽民間社会福祉整備費の国庫補助を受ける場合は、所轄庁の承認が省略可能となります。

1 基本財産の処分手続き

(1) 理事会及び評議員会の承認

基本財産処分についても、定款変更の場合と同様に、理事会及び評議員会の承認を得る等定款に定められた意思決定の手続きが必要です。

- (2) 基本財産処分、担保提供承認申請 これについては、2、3で述べます。
- (3) 処 分

(2)の申請により所轄庁の承認を得た後、売却、担保提供等処分の一般的な手続きを行うことができます。

(4) 定款変更

処分に伴い定款変更が必要な場合には、処分後速やかに定款変更の手続きをとることが必要です。

2 基本財産処分承認申請手続き

(1) 申請書提出先

各所轄庁(163頁)

(2) 提出部数

正本 2通

提出されたもののうち1通は承認後、承認書として交付します。

(3) 提出書類

ア 基本財産処分承認申請書(様式41・109頁)

イ 添付書類(別紙 一覧表参照・108頁)

3 基本財産担保提供承認申請手続き

- (1) 申請書提出先、提出部数2と同じ
- (2) 提出書類

ア 基本財産担保提供承認申請書(様式42・111頁)

イ 添付書類(別紙 一覧表参照・110頁)

4 基本財産の担保提供にかかる届出書類

前頁の(担保提供承認の場合)の に該当する場合で、都道府県知事又は市区町村長が適切であると認めた場合は、所轄庁への届出で足りるとされています。

(1) 届出書類提出先

各所轄庁<u>(163 頁)</u>

(2) 提出部数

1通

(3) 提出書類

ア 民間金融機関からの借入に関する意見書 (様式 43・113 頁)

- イ 添付書類(事業計画書、償還計画書(写) 金銭消費貸借契約書(写) 担保 物件の不動産の登記事項証明書(写) 理事会・評議員会の議事録(写))
- (4) (3)のアの意見書を都道府県等に依頼する際には、あらかじめ所轄庁にご相談ください。

基本財産処分承認申請書類一覧表

(印が必要な添付書類)

区分	不動産の 売 却 等	建物の取り壊し	現金(基金)の取り崩し	備考
申 請 書				(様式 41・109 頁)
評議員会及び理事会 議事録(写)				注)議事録に附属する議 題及び議案資料も併せ て添付すること。
定款(現行)				届出・認可書ご添付のものを 受理・認可書整付けて複写
財 産 目 録				処分前のもの
不動産の登記事項証明書(写)			-	処分物件(直近のも の)のもの
預貯金等残高証明書(写)	-	-		基本財産(当該基金) の残高証明書
不動産の価格評価書(写)		-	-	市町村、銀行発行の 評価書又は不動産鑑 定書等
売買価格等を証する書類(写)		-	-	売買(交換)仮契約 書(写)又は買取り 確約書(写)等
売却金等の使途計画書		-		具体的に記載
施設建設(改築)計画書				施設建設等を伴う場合に添付
図面			-	位置図・配置図・平面 図・立面図 土地の場合は、地図又は 地図に準ずる図面 (処分物件を色分けし てください。)

様式 41(記載例)(106頁・添付書類一覧108頁)

		基	本	財	産	処	分	承	認	申	請	書			
申	主たる事務	所の	所在	E地	三重	課									
請	^{あの} 名			称	^{しゃか} 社名	いふく 会福 社	しほうし 业法	がんまるま 人	るかい 会						
者	理事長	の	氏	名	理事	長									
F	申 請 年	月	日		令和	П	年	F]	日					
					処分	分の和	重類	: 売劫	[]						
+	+ - <u>-</u>		ر بنی		処分)相	手方	: 三重	課						
<u> </u>	基本財産処分	か内	谷		処分	ጵውና	讨価	: 100	,000	円					
基本財産を	当法 <i>人</i> 拡幅工事 め。			_					-	_		—	 	県道の ったた	
処分物件	三重県宅地		市 5.	7 5	J字 5 ㎡		番								

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番としてください。
 - 2 基本財産処分の内容欄には、処分の種類 (売却、賃貸等) 処分の相手方 (買主、 借主等) 処分の対価 (売買価格、賃貸料等) 等を記載してください。
 - 3 処分物件の欄には、処分する基本財産を具体的に記載してください。例えば、建物については、棟ごとに所在地、種類、構造及び床面積並びに申請時における具体的な用途を、土地については、筆ごとに所在地、地目及び地積並びに申請時における具体的な用途を記載してください。

基本財産担保提供承認申請書類一覧表

(印が必要な添付書類)

				1	1	(ロか必安はが刊音類)
	区 分	施設建設等及び不動 産購入資金の借入	運営(運転) 資金の借入		担保物件の変更 (軽易なもの)	備考
申	請書					(様式 42・111 頁)
	員会及び理事会					注)議事録に附属する議題及び議案資
議	事 録(写)					料も併せて添付すること。
財	産 目 録					申請日直近のもの
不動産	の登記事項証明書(写)					担保提供物件(直近のもの)
定	款(現行)					届出・認可書ご添付のものを受理・認可書監を 付けて複写
資	金計画書					担保物件の変更の場合は工事等の決算書で構いません。
資	補助金等の(内定)決定 通知書の(写)		-		-	国、県、市町村、その他補助機関 (自転車振興会等)の補助金
金	助成金等の(内定)決定 通知書の(写)		-		-	共同募金及び各種助成団体の助 成金
計	自己資金の贈与 契約書(写)		-		-	自己資金に寄附金を予定してい る場合のみ
画関	身分証明書(写)、 登記されていない					寄附金額以上の残高証明書
係	ことの証明書(写)、 預貯金等残高証明書(写)		-		-	(2通以上の場合、日付を統一してください。)
書	法人決算書				-	
類	借入金決定通知書(写)等				-	福祉医療機構、民間金融機関(融資証明)、担保変更の場合は契約書(写)等
償泊	還計画書(写)					各年次別償還額及び充当財源を明記(他 に借入金がある場合、法人全体のもの)
償還	償還財源贈与 契約書(写)				-	償還金に寄附金を財源とする場合のみ
財源関係書類	身分証明書(写)、所得証明書(写)				-	寄附者の総所得金額がわかるも の、保証人も同じ
活 書 類	各種補助要綱等				-	償還金に市町村からの補助金を 財源とする場合のみ
	関係見積書(写)、 (写)、領収書(写)		-		-	
売買	関係見積書(写)		-		-	
図	面					位置図・配置図・平面図・立面図 土地の場合は、地図又は地図に準ずる図 面(担保物件を色分けしてください。)
事	業計画書			-	-	借入金で行う事業の計画

様式 42(記載例)(107頁・添付書類一覧110頁) (表 面)

	基	本	財	産 担	保	提	洪 承	認	申	請	書		
申	主たる事	務所の	D所在 ^b	也 三	重県	市	囲丁	į	番地				
請	an 名		† †	が 社	かいふく 会福	し ほうじんi 祉法人	まるまるかし 会	1					
者	理事長	も の	氏:	名 理	事長								
Ħ	請 年	月	日	令:	和	年	月	H					
資金借入れの理由	当法。	人の紹	営する	5 1	呆育園	園の遊虚	找室を:	増築で	するた	≘め。			
借入金で行う事 業 の 概要		コンク		ト造 ⁻³	平家员								
資	法人I	自己資	金		F	9							
金	借	入	金		F	9							
計画													
担	借 ,	λ	先	(株)	銀彳	丁						
保	借入	金	額			円							
提	借入	期	間			10年							

供	借	入	利	息	年 . %
に	償	還	方	法	10年年賦払
係る借入金	償	還	計	画	年 円 年 円 年 円 年 円 年 円 年 円 年 円 年 円 年 円 年 円 上記の財源は、理事長 からの寄附による。
担保物件		三重原保育	景 育所 宅地		町 番所在 宿園敷地 百積 ㎡

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番としてください。
 - 2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙 (大きさは、日本産業規格 A 列 4 番としてください。)の枚数を増し、この様式に準じた申請書を作成してください。
 - 3 償還計画の欄には、償還についての年次計画を記載するとともに、その償還財源を明記してください。
 - 4 担保物件の欄には、担保に供する基本財産を具体的に記載してください。例えば、建物については、棟ごとに所在地、種類、構造及び床面積並びに具体的な用途を、 土地については、筆ごとに所在地、地目及び地積並びにその具体的な用途を記載してください。

なお、既に担保に供している物件を更に担保に供するときは、その旨を付記してください。

民間金融機関からの借入に関する意見書

(申込法人名:			種類:		施設名称:	
入先金融機関名 :			・福祉法第2条第2項及び第 物件:	3項に規定するどの事業に形	8当するか分かるように記載す	- 3 .2.
店名まで記入すること	•	担係	物件には、担保に供する基	本財産を具体的に配入する	<u>- د.</u>	(単位:千円)
総事業費	民間金融機関借入金	補助金·交付金	共同募金	贈与金	その他借入金	自己資金
寸書類〕	(注) 資金計	画は入札前の場合、設設	計見積を元に作成してくた	: さい。入札等により資金:	計画に変更があった場合	は確認の連絡をいたします。

都道府県知事(指定都市)	スは中核市の長)の意見](該当箇所にチェックを	 を入れてください)	
	D整合性 有等との整合性も考慮されている事業計画であると認めら 有等との整合性も考慮されている事業計画であると認めら		
当該事業に対する補助補助する予定はない。	考慮し、補助する予定である。 [補助予定額 かはない。	<u>千円]</u> (内訳は別添様式のとおり)	
当該事業を総合的に判	判断した結果、必要な事業として認めるものである。 判断した結果、必要な事業として認められないものである。)
─ その他、以下の特記事 特記事項(『項のとおり。)
<u>令和 年</u>	月 日 都道府県知事又は指定都市若しくは中	4核市の長	
三重県子ども・福祉部長 殿	(作成担当課:	課·室(Tel))

「 主反町廿戸の辛日 1 2000年25~ - 14 2 15~ 10~			
[市区町村長の意見](該当箇所にチェックを入れてくだ	č(1)		
1 市町村の各種計画等との整合性 三 当該事業は、各種計画等との整合性も考慮されて 三 当該事業は、各種計画等との整合性も考慮されて			
2 当該事業に対する補助 当該事業の必要性を考慮し、補助する予定である 当該事業に対する補助はない。 補助する予定はない。	。 [補助予定額	<u>千円]</u> (内訳は別添様式のとおり)	
特記事項()
 3 当該事業の必要性 二 当該事業を総合的に判断した結果、必要な事業と 二 当該事業を総合的に判断した結果、必要な事業と 二 その他、以下の特記事項のとおり。 特記事項()
<u>令和 年 月 日</u>	市区町村の長	Ę	
各市区町村 社会福祉法人所管部局長 殿	(作成担当課:	課·室(Tel))

記名・押印については、委任された方で差し支えありません。

第9 合併、解散認可等手続き

合併は、2以上の法人が契約により1法人に合同することであり、これにより当該法人の全部(新設合併の場合)又は一部(吸収合併の場合)が消滅し、同時に新法人の設立又は吸収法人の定款変更が生じて、消滅法人の事業及び財産も当然に新法人又は吸収法人に包括的に継承されることになります。

解散は、法人がその積極的活動を停止し、その財産関係を整理(清算)する範囲内で、 それが終了するまで存在する姿(清算法人)となることです。

1 合併の手続き

(1) 合併契約書の作成

合併の当事者である各社会福祉法人の間で、合併契約の内容について、法令で 定められた事項(合併の条件、新設合併設立社会福祉法人の定款の内容、合併の 期日、職員の処遇等)を定めます。

(2) 合併契約に関する書面の備え置き

合併契約承認にかかる評議員会の日の2週間前の日から、以下の日までの間、 法令で定められた事項を記載した書面を、その主たる事務所に備え置き、閲覧等 の用に供する必要があります(法第51条、第54条、第54条の7、第54条 の11第2項)。

【吸収合併消滅社会福祉法人】吸収合併の登記の日まで

【吸収合併存続社会福祉法人】吸収合併の登記の日後6月を経過する日まで

【新設合併消滅社会福祉法人】新設合併設立社会福祉法人の成立の日まで

なお、【新設合併設立社会福祉法人】については、その成立の日から後6月を経 過する日まで

(3) 評議員会の承認

吸収合併消滅社会福祉法人、吸収合併存続社会福祉法人及び新設合併消滅社会福祉法人は、評議員会の決議(議決に加わることができる評議員の3分の2以上の多数による議決)により合併契約の承認を受けなければなりません(法第52条、第54条の2第1項、第54条の8、第45条の9第7項第5号)。

(4) 所轄庁の認可

合併は、所轄庁の認可を受けなければその効力を生じません(法第50条第3項、第54条の6第2項)。

(5) 認可後の手続き

合併の認可があった時は、法令で定める事項を官報に公告し、かつ、判明している債権者には、各別に、2月を下らない一定の期間内に異議を述べることができる旨を催告しなければなりません(法第53条第1項、第54条の3第1項、第54条の9第1項)。債権者が、上の期間内に合併に対して異議を述べなかった時は、合併を承認したものとみなされ(法第53条第2項、第54条の3第2項、第54条の9第2項)、異議を述べた時は、社会福祉法人は当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社及び信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければなりません(法第53条第3項、第54条の3第3項、第54条の9第3項)。社会福祉法人の評議員、理事、監事、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、精算人等がこれらの手続に違反したときは、20万円以下の過料に処せられます

(法第165条)。

(6) 合併の登記

合併したときは、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に次の登記をしなければなりません(法第29条第1項、登記令第11条)。

- ア 合併によって設立された法人の設立の登記(新設合併の場合)
- イ 合併後存続する法人の変更の登記(吸収合併の場合)
- ウ 合併によって消滅する法人の解散の登記 合併は登記することによって、その効力を生じます(法第50条第1項)。

2 合併の効果

合併後存続する法人又は合併によって設立された法人は、これにより消滅した法人の一切の権利義務を承継することになります(法第50条第2項、第54条の6)。

- 3 合併認可申請手続き
 - (1) 申請書提出先 各所轄庁 (163頁)
 - (2) 提出部数

正本 2通

提出されたもののうち1通は認可後、認可書として交付します。

- (3) 提出書類(規則第6条)
 - ア 合併認可申請書(様式44・118頁、120頁)

定款変更認可申請書(様式33・97頁)又は定款変更届(様式40・105頁) (吸収合併の場合、新定款との変更箇所を確認するため、提出してください。)

イ 添付書類

- (ア) 理由書
- (イ) 法第52条及び法第54条の2第1項又は法第54条の8の手続(評議員会の決議【議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数の議決】による合併契約の承認等)又は定款に定める手続きを経たことを証明する書類
- (ウ) 吸収合併存続社会福祉法人又は新設合併設立社会福祉法人の定款
- (I) 吸収合併消滅社会福祉法人又は新設合併消滅社会福祉法人に係る次の書類
 - a 財産目録及び貸借対照表
 - b 負債があるときは、その負債を証明する書類
- (オ) 吸収合併存続社会福祉法人又は新設合併設立社会福祉法人に係る次の書類
 - a 財産目録
 - b 合併の日の属する会計年度及び次の会計年度における事業計画書及びこれに伴う収支予算書
 - c 評議員となるべき者及び役員となるべき者の履歴書及び就任承諾書(吸収合併存続社会福祉法人については、引き続き評議員となるべき者又は引き続き役員となるべき者の就任承諾書を除きます。)
 - d 評議員となるべき者のうちに、他の各評議員となるべき者について規則 第2条の7第6号に規定する者(同号括弧書に規定する割合が3分の1を 超えない場合に限ります。) 同条第7号に規定する者(同号括弧書に規定 する半数を超えない場合に限ります。)又は同条第8号に規定する者(同号

括弧書に規定する割合が3分の1を超えない場合に限ります。)がいるときは、当該他の各評議員の氏名及び当該他の各評議員との関係を説明する事項を記載した書類

- e 評議員となるべき者のうちに、他の各役員となるべき者について規則第2条の8第6号に規定する者(同号括弧書に規定する割合が3分の1を超えない場合に限ります。)又は同条第7号に規定する者(同号括弧書に規定する半数を超えない場合に限ります。)がいるときは、当該他の各役員の氏名及び当該他の各役員との関係を説明する事項を記載した書類
- f 理事となるべき者のうちに、他の各理事となるべき者について、規則第2条の10各号に規定する者(第6号又は第7号に規定する者については、これらの号に規定する割合が3分の1を超えない場合に限ります。)がいるときは、当該他の各理事の氏名及び当該他の各理事との関係を説明する事項を記載した書類
- g 監事となるべき者のうちに、他の各役員となるべき者について、規則第2条の11第6号に規定する者(同号括弧書に規定する割合が3分の1を超えない場合に限ります。) 同条第7号に規定する者(同号括弧書に規定する割合が3分の1を超えない場合に限ります。) 同条第8号に規定する者(同号括弧書に規定する半数を超えない場合に限ります。)又は同条第9号に規定する者(同号括弧書に規定する割合が3分の1を超えない場合に限ります。)がいるときは、当該他の各役員の氏名及び当該他の各役員との関係を説明する事項を記載した書類

4 解散の原因

社会福祉法人は、次のいずれかの原因により解散します(法第46条第1項)。

- (1) 評議員会の決議
- (2) 定款に定めた解散事由の発生

この4に列記する法定の解散事由の外に、当該社会福祉法人の定款に特殊な解散事由を明記した場合です。この事由は、例えば社会福祉法人の存続期間を定める等客観的に定まるものであることを要し、この事由による解散は、所轄庁の認可又は認定を必要としません。

(3) 目的たる事業の成功の不能

成功の不能の意味は、社会観念に従って決めるべきであるとされています。「不能」には、「法令上不能」と「事実上不能」との双方を含みます。

- (4) 合併(合併により当該社会福祉法人が消滅する場合に限ります。) 合併により消滅社会福祉法人となった場合は、当該社会福祉法人は解散します。
- (5) 破産手続開始の決定

社会福祉法人がその債務につき、その財産をもって完済することができないようになった場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をします。また、このような場合、理事は、直ちに裁判所に破産手続開始の申立てをしなければなりません(法第46条の2)。なお、この申立てを怠った理事は、20万円以下の過料に処せられます(法第166条)。

また、破産又は合併以外の解散事由によって社会福祉法人が解散し、清算手続きを進めている間に、破産事由が発生した場合は、清算人は直ちに裁判所に破産手続開始の申立てをするとともに、その旨を公告しなければなりません(法第46条の12)。この手続きを怠った場合の罰則も前記の場合と同様です。

(6) 所轄庁の解散命令

所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは 定款に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができない とき、又は正当の事由がないのに1年以上にわたってその目的とする事業を行わ ないときは解散を命ずることができます(法第56条第8項)。

5 解散認可、認定申請手続き

4の(1)により解散する場合には、所轄庁の認可が、(3)による場合には、所轄庁の認定がなければ、それぞれの効力を生じません(法第46条第2項)。また、合併による解散の場合には、合併について所轄庁の認可を受けるので、解散についての認可は必要ありません。

申請書提出先

- (1) 各所轄庁(163頁)
- (2) 提出部数

正本 2通

提出されたもののうち1通は認可後又は認定後、認可書又は認定書として交付 します。

- (3) 提出書類(施行規則第5条)
 - ア 解散認可、認定申請書(様式45・122頁)
 - イ 添付書類
 - (7) 理由書
 - (イ) 法第46条第1項第1号の手続(評議員会の決議)又は定款に定める手続 を経たことを証明する書類
 - (ウ) 財産目録及び貸借対照表
 - (I) 負債がある場合は、この負債を証明する書類

6 解散の届出

4 O(2)、(5)による解散の場合には、清算人は、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければなりません(法第 4 6 条第 3 項)。

7 解散の登記

前述の手続を済ませた法人が解散したときは、合併と破産の場合を除き、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に、解散の登記をしなければなりません(法第29条第1項、登記令第7条)、解散の登記には、清算人の氏名、住所、解散の原因及び年月日を記載しなければなりません。

なお、破産による解散の場合は裁判所が、所轄庁の解散命令による解散の場合に は所轄庁が、それぞれ解散の登記を嘱託します。

8 清算人の職務等

現務の結了(法第46条の9第1号) 債権の取立て及び債務の弁済(法第46条の9第2号) 残余財産の引渡し(法第46条の9第3号、法第47条) 清算結了の登記(法第29条第1項、登記令第10条) 清算結了の届出(法第47条の5)

申 請 書

(表 面)

			社	会福	祉法	人合併記	忍可申請	書(吸収記	合併用)	
	主	とる事	■務所(の所を	E地					
	名				称称					
申	理	事	長の	氏	名					
請者	主	たる事	事務所(の所を	E地					
	名				称					
	理	事	長の	氏	名					
	申言	青 年	月	日		令和	年	月	日	
合	併	す	る	理	由					
合併Ⅰ	こより	消滅す	する法ノ	^ふ 人の名	1)がな 名称					
	主	たる	事務所	の所	在均					
合	ふり 名				が					
後存	事	社会	:福祉	第~	Ⅰ種					
併後存続する法人	業	事	業	第2	2種					
) 法 人	の 種	公	益	事	業					
	類	収	益	事	業					

(裏 面)

		資	純資	莊			内							訢	5	
	,	貝	北 貝/	连		≩福祉鄠 本財産	事業用財産 その他財		公益事業用	財産	収益事業	用財産	+	才産計 + +	負	債
		産		円		円		円		円		円		円		円
合		理事監事								 (の資 (対に	格等)				 畐祉法ノ)就任状	
拼後			監事 評議	ŀ	£	名	親族等 の特殊 関係者	事業級		管	事業	財務	有			
存続		員の					の有無	事業経営識見	地域福祉関係		事業識見		無	Ä	法人名	
す		RI														
っ る 法	員	引き続き役員等														
人		等														
	等	新と														
		たになるべ														
		新た に 役 員 等														

理事のうち、理事長については、を付けてください。

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番としてください。
 - 2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙(大きさは、日本産業規格A列4番とします。)の枚数を増し、この様式に準じた申請書を作成してください。
 - 3 この申請書には、社会福祉法施行規則第6条第1項第1号から第4号までに掲げる書類を添付してください。

申 請 書

(表 面)

	社会福祉法人合併認可申請書 (新設合併用)											
	主た	る事務所の	り所在は	也								
	名		利	т Г								
申	理	事長 の	氏名	3								
	14.000	孫共同執行	全住所	ff								
請	以立于	(1777-C)-1-1-1/(1)	氏名	3								
		る事務所の										
者	名		利	т Г								
	理事	事長 の	氏名	3								
	10. 古事	· 務共同執行:	全 住角	Гī								
	以业争	·扬光问称1	氏名	3								
申	請	年 月		3	令和		年	月	日			
合	併っ	する	理 由	∃								
	主た	る事務所の)所在地	t ₂								
合併	<u>新</u> 9		彩									
合併により設立する法人	事	社会福祉	第1種	1								
設立す	業	事業	第 2 種	₫								
る法	の	ハ ※	車 **	£								
发	種	公 益	事業	₹								
	類	収益	事業	¥								

(裏 面)

	資	純資	辞		内						訳			
	貝		·/王		事業用財		公益事業用	閉産	収益事業	用財産		才産計	負	債
				基本財産							+	+ +		
			円	P	9	円		円		円		円		円
合	産													
							役員	の資	格等		他(の社会社	畐祉法人	、の
併		理事					(討	当に)		理	事長への	就任状	況
に		監事			親族等の	事	地	管	事	財	有			
ょ	役	評議員の	氏	: 名	特殊関係 者の有無	業経	域 福	理	業	務管		\$:	去人名	
IJ	員	別別			古の行無	事業経営識見	地域福祉関係		識	財務管理識見		/-	4八口	
設	等					見	係	者	見	見	無			
立	ح													
क्र	な													
る	る													
法	ベ													
人	き													
	者													

理事のうち、理事長については、を付けてください。

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番としてください。
 - 2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙(大きさは、日本産業規格A列4番とする。)の枚数を増し、この様式に準じた申請書を作成してください。
 - 3 この申請書には、社会福祉法施行規則第6条第1項第1号から第4号までに掲げる書類を添付してください。

申 請 書

						解	散	認認	可 定	申	請	書					
申	主力	こる事	務戶	折の	所在	地											
請	名				7	がな											
者	理	事	長	の	氏 :	名											
申	請	年	≣	月	l	∃	\(\frac{1}{2}\)	和		É	ŧ		月		日		
解	散	す	る	理	∄ [±											
	な市	資産					内							訴	Į.		
次立	AT	, 貝性	社	上会社	畐祉事	業	用財	産	1	公益	事	収益	事	財	産 計	負	債
資産		-		基 財	本産		その 財	他 産	業月	用財産	崖	業用則	旌	+ +	+ +	只	惧
		F	9		円			円			円		円		円		円
残余	;財	産り	ባ ን	介	法												

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番としてください。
 - 2 この申請書には、社会福祉法施行規則第5条第1項第1号から第3号に掲げる書類を添付してください。

第10 その他

1 社会福祉法人現況報告

社会福祉法人は、毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる事項について、現況報告書 を、各所轄庁に届け出なければなりません(法第59条、施行規則第9条)。

(1) 届出書類

社会福祉法人現況報告書(様式46・130頁~133頁)

- (2) 届出先 各所轄庁(163頁)
- (3) 届出方法

「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」への入力により届出

2 社会福祉充実残額の算定根拠(算定シート)

社会福祉法人は、毎会計年度終了後3か月以内に、社会福祉充実残額算定シートにより社会福祉充実残額を算定し、所轄庁に届け出なければなりません(法第59条、施行規則第9条)。

(1) 届出書類

社会福祉充実残額算定シート(様式47・134、135頁)

- (2) 届出先 各所轄庁 (163頁)
- (3) 届出方法

「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」への入力により届出

3 社会福祉充実計画

社会福祉法人は、社会福祉充実残額算定シートにより、社会福祉充実残額がある場合は、現に行っている社会福祉事業又は公益事業などの実施に関する社会福祉充実計画を作成し、所轄庁に提出して(様式例 50・143 頁) 承認を受けなければなりません(法第55条の2) 承認を受けた後は、計画に基づく事業を実施し、事業の実績については、毎年度法人のホームページ等(社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムでの公表で可)で公表に努めなければなりません。

なお、社会福祉充実計画の変更(軽微な変更を除く。)をしようとするときは、変更承認の申請を行い(様式例 51・144 頁)、やむを得ない事由により承認社会福祉充実計画に従って事業を行うことが困難であるときは、終了承認申請(様式例 53・146 頁)を提出し、あらかじめ所轄庁の承認を受けなければなりません(法第55条の3第1項及び第3項、第55条の4)

また、社会福祉充実計画の軽微な変更については、変更届出(様式例 52・145 頁)を所轄 庁に届け出なければなりません(第55条の3第2項)。

(1) 提出書類

ア 社会福祉充実計画 (様式 48・136~139 頁)

イ 添付書類

- (ア) 社会福祉充実計画の策定に係る評議員会の議事録(写)
- (イ) 公認会計士・税理士等による手続実施結果報告書(写)(様式例49・140頁)
- (ウ) 社会福祉充実残額の算定根拠(社会福祉充実残額算定シートを添付)
- (I) その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料
- (2) 提出先 各所轄庁(163頁)
- (3) 提出部数 1通

4 監事監査報告(会計監査人設置の場合は、会計監査報告も必要)

監事は、法第45条の18、第45条の28及び関係法令に基づき、毎年定期的に理事の 職務執行や計算関係書類、事業報告等を監査し、理事長宛(様式例54・147頁)に監査報告 書を作成しなければなりません。また、社会福祉法人は、提出された監査報告書の写しを毎 会計年度終了後3か月以内に各所轄庁に届け出てください。

- (1) 届出書類 監査報告書(写)(様式例 54・147 頁)
- (2) 届出先 各所轄庁(163頁)
- (3) 届出方法 「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」への入力により届出

(監事の監査報告の作成)

監事は、計算関係書類(計算書類及びその附属明細書)及び財産目録を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければなりません。

監事の監査の方法及びその内容

計算関係書類が当該法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見

監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

追記情報(会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象などの事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項)

監査報告を作成した日

監事は、事業報告等(事業報告及びその附属明細書)を受領したときは、次に掲げる事項を 内容とする監査報告を作成しなければなりません。

監事の監査の方法及びその内容

事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見

当該法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実

監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

内部管理体制の整備に関する決定又は決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要 (監査の範囲に属さないものを除きます。) がある場合において、当該事項の内容が相当 でないと認めるときは、その旨及びその理由

監査報告を作成した日

- 5 法第59条の規定に基づく上記1、2及び4以外に届出が必要な書類 次の書類については、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」への入力により、 各所轄庁へ届け出てください。
 - (1) 計算書類
 - (2) 計算書類の注記
 - (3) 計算書類の附属明細書
 - (4) 事業報告(法人の状況に関する重要な事項等)
 - (5) 事業報告の附属明細書
 - (6) 財産目録
 - (7) 役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿)
 - (8) 報酬等の支給の基準を記載した書類(役員等報酬等支給基準)
 - (9) 事業計画書 (定款で作成することを定めている場合)

法第59条の規定に基づく所轄庁への届出書類等一覧

			Ē	届出事 項		届方出法			
				法人単位貸借対照表					
				貸借対照表内訳表		1			
			(法第45条 の27第2項)	事業区分貸借対照表内	 訳表				
					法人単位資金収支計算書				
	計算書類	1			資金収支内訳表				
	(法第45条の			資金収支計算書 	事業区分資金収支内訳表				
			収支計算書		拠点区分資金収支計算書	7			
		C	(法第45条 の27第2項)		法人単位事業活動計算書	社会福祉法			
					事業活動内訳表	福			
				事業活動計算書 	事業区分事業活動内訳表	祉			
法第5					拠点区分事業活動計算書	人			
計多	計算書類の注記(社	会福祉法人	会計基準第2		l	l o			
工 9				借入金明細書		財			
青条 類等 1				寄附金収益明細書					
~ 第				補助金事業等収益明細	書	財務諸表等電子開示シス			
ı				事業区分間及び拠点区	分間繰入金明細書	一单			
号				事業区分間及び拠点区	分間貸付金(借入金)残高明細書	表			
				基本金明細書		一等			
				国庫補助金等特別積立	全明细 聿				
						┤╚			
					定資産(有形・無形固定資産)の明細書	↓子			
	計算書類	の附属明細	書	引当金明細書 拠点区分資金収支明細書 拠点区分事業活動明細書					
		45条の32)							
	(1413	103(0)02)							
				積立金・積立資産明細	書	シ			
				サービス区分間繰入金	明細書	ヿス			
				サービス区分間貸付金	(借入金)残高明細書] テ			
				就労支援事業別事業活	動明細書				
				就労支援事業製造原価		∤			
				就労支援事業販管費明					
				就労支援事業明細書		1 ^			
				授産事業費用明細書		の			
	事業報告(法人のお	治に関する	重要か事項急	<u> </u>					
				#足する重要な事項)(法第45条の32)	소			
	監查報告(法第45条		וושישניוטם	#にする主女は子供 / (/A另+0示0/02)	カ			
	会計監査報告(法第					_			
	-					1			
<u>;</u>	財産目録(法45条の)34第 1 項第	1号)						
法 时第	役員等名簿(理事、	監事及び評	議員の氏名及	ひ住所を記載した名簿) (法45条の34第1項第2号)				
産9	報酬等の支給の基準	を記載した	書類(役員等	穿報酬等支給基準)(法	45条の34第1項第3号)	1			
財産目録等25	事業の概要その 他の厚生労働省	現	!況報告書(タ	現則第2条の41第1号か	ら第13号まで及び第16号)	1			
等 2	令で定める事項 を記載した書類	社会福祉充実残額の算定根拠(算定シート)(規則第 2 条の41第14号)							
号)	(法第45条の34 第1項第4号)		事業	- €計画(規則第2条の41	第15号)()	1			

定款で作成することとなっている場合

6 不動産使用証明願い(登録免許税の非課税措置用)

社会福祉法人は、<u>その社会福祉事業の用に供する</u>建物の所有権の取得登記又は土地の権利の取得登記をする場合には、それらの不動産が当該事業の用に供するものであること。また、自己の設置運営する学校、保育所、認定こども園の用に供する建物の所有権又は土地の権利の取得登記をする場合には、それらの不動産が自己の設置運営する学校、保育所、認定こども園の用に供するものであることの知事の証明書を添付することにより、登録免許税の免除を受けることができます(登録免許税法第4条第2項、同法施行規則第3条第1項第1号)。なお、「学校」については、根拠法令が登録免許税法施行規則第3条第1項<u>第2号</u>、「保育所」については、根拠法令が登録免許税法施行規則第3条第1項<u>第3号</u>、「認定こども園」については、登録免許税法施行規則第3条第1項<u>第4号</u>となりますので、<u>様式を間違えない</u>ようにしてください。

また、証明する施設によって、証明者が市町長となる場合がありますので、ご注意ください。

(1) 証明を受けるために必要な書類

ア 証明願書(様式55・148頁) 2通(2通とも原本)

イ 添付書類

各1通

- (ア) 不動産の登記事項証明書(写)
- (イ) 基本財産編入及び定款変更誓約書(既に基本財産となっている場合及び賃借権設定の場合は除きます。)(様式例 56・149 頁)
- (ウ) 担保提供説明書(当該不動産が担保に供されている場合に、抵当権等の抹消等について説明するもの)
- (I) a (建設又は購入の場合)

当該不動産建設又は購入に係る収支計算書

b (贈与される場合)

当該不動産の贈与契約書(写)

(t) a (購入の場合)

当該不動産の売買契約書(写)売買代金受領書(写)及び建物引渡書(写) 売買代金受領書については、支払い済みのもの(振込金受取書でも可)

b (建設の場合)

当該不動産の請負契約書(写) 請負代金受領書(写)及び建物引渡書(写) 請負代金受領書については、支払い済みのもの(振込金受取書でも可)

c (賃借権等を設定する場合)

当該土地の貸借契約書 (写)又は地上権設定契約書 (写)

- (カ) 図面(位置図、配置図、平面図、立面図、土地の場合は、地図又は地図に準ずる図面(写))
- (キ) 社会福祉事業の用に供することが分かる書類(写)(理事会議事録等)
- (ク) その他所轄庁が必要と認めた書類
- (2) 提出先 各所轄庁(163頁)

- (注1) 知事及び厚生労働大臣が所轄庁となる社会福祉法人は、県へ直接提出してください。
- (注2) 市長が所轄庁となる社会福祉法人にあっては、証明願書(様式55・148頁)<u>3通</u>、添付書類2通を市に提出してください。

7 税額控除対象となる社会福祉法人の証明

個人が一定の要件を満たした社会福祉法人(以下「税額控除対象法人」といいます。)に 寄附をした場合、当該寄附金について現行の所得控除制度に加えて、税額控除制度との選択 適用が可能となります。税額控除の認定にあたっては、所轄庁から証明を受ける必要があり ます。

税額控除対象法人の要件 【次の(1)~(3)】

(1) 実績判定期間内()において、以下の 2 つの要件のうち、いずれかを満たしている こと。

要件 1 3,000円以上の寄附金を支出した者が、平均して年に100人以上いること。 ただし、次の 又は に掲げる場合には、それぞれ 又は に定めるとおりとすること。 実績判定期間内に保育所等(注1)の定員等の総数が5,000人未満の会計年度がある 場合(保育所等の定員等の総数が0である場合の会計年度は除く。)、当該事業年度の 判定基準寄附者(注2)数は(ア)のとおり計算し、かつ(イ)の要件を満たすこと。

実際の寄附者数×5000

(ア)判定基準寄附者数=

定員等の総数(当該定員等の総数が500 未満の場合は500)

(イ) 寄附金額が年平均30万円以上

実績判定期間内に社会福祉事業に係る費用(注3)の額の合計額が1億円未満の会計年度がある場合、当該会計年度の判定基準寄附者(注2)数は(ア)のとおり計算し、かつ(イ)の要件を満たすこと。

実際の寄附者数 x 1 億

(ア)判定基準寄附者数=

社会福祉事業に係る費用 (1,000万円未満の場合は1,000万円)

(イ) 寄附金額が年平均30万円以上

要件 2 経常収入金額に占める寄附金収入金額の割合が 5 分の 1 以上であること。

- (2) 定款、役員等名簿等を主たる事務所に備え置き、閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、閲覧に供すること。
- (3) 寄附者名簿を作成し、これを保存していること。

実績判定期間とは、申請日の直前に終了した会計年度終了日以前の5年内に終了した各会

計年度のうち最も古い会計年度開始の日から当該直前に終了した事業年度終了日までを言います。

設立後間もなく、活動実績が5年に満たない法人は、法人設立の日から直前に終了した会計年度終了日までが実績判定期間となります。

- (注1) 保育所等とは、次に掲げる施設を指します。
 - ア 学校(学校教育法第1条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園)専修学校及び各種学校
 - イ 児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業(同条第2項に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する<u>放課後等デイサービス医療型児童発達支援</u>、同条第4項に規定する<u>居宅訪問型児童発達支援</u>放課後等デイサービス又は<u>同条第5項に規定する保育所等訪問支援</u>に限ります。)第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業、同条第2項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第8項に規定する小規模住居型児童養育事業又は同条第10項に規定する小規模保育事業が行われる施設
 - ウ 児童福祉法第37条に規定する乳児院、第38条に規定する母子生活支援施設、第39条第1項に規定する保育所、第41条に規定する児童養護施設、第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設、同条第2号に規定する医療型障害児入所施設、第43条の2に規定する児童心理治療施設及び第44条に規定する児童自立支援施設
- (注2) 判定基準寄附者とは、租税特別措置法施行令第26条の28の2第6項第5号に規 定する判定基準寄附者をいい、基本的に3,000円以上の寄附金を支出した者をいい ます。
- (注3) 社会福祉事業に係る費用とは、社会福祉法人会計基準(平成28年厚生労働省令第79号)第23条第2項に規定する事業活動内訳表のうち、社会福祉事業区分における、サービス活動増減の部の費用に計上する額及びサービス活動外増減の部の費用に計上する額の合計額をいいます。

証明を受けるために必要な書類及び部数

- (1) 要件1 に係る申請書類
 - ア 証明申請書(様式57・155頁)
 - イ 寄附金受入明細書(様式58・156頁)
 - ウ チェック表 (様式 59-1・157 頁, 59-2・158 頁) ウは 、 により要件を満たす場合のみ
- (2) 要件2 に係る申請書類
 - ア 証明申請書 (様式 57・155 頁)
 - イ 寄附金受入明細書(様式58・156頁)
 - ウ チェック表 (様式60・159頁)
- (3) 提出部数 1通

有効期間・適用開始時期について

(1)証明の有効期間について

税額控除に係る証明は、行政庁から証明を受けた日から5年間です。

例:平成28年10月1日に税額控除に係る証明を受けた場合の有効期限は、 平成28年10月1日から令和3年9月30日までとなります。

(2)証明を受けた以降に支出された個人からの寄附金が税額控除の対象となります。

8 理事長変更届

理事長(法人の代表者の名称が理事長以外の場合は、当該名称に読み替えてください。) は、法人運営に中心的役割を果たすものであり、所轄庁として理事長の現状について把握す る必要があるため、理事長が交替した時は、交替後1か月以内に所轄庁に届出してください。

(1) 提出書類

ア 理事長変更届 (様式 61・160 頁)

イ 法人の登記事項証明書(写)(新理事長に関して登記済のもの)

(2) 提出部数 1通

9 理事の在任証明

社会福祉法人と理事長(当該法人の代表権を有する理事)との利益相反行為(法人が理事長から土地を購入する場合など)に係る登記事務について、適正に理事会が開催されたことを法務局が確認するため所轄庁あて理事の在任証明を求められる場合があります。

(1) 提出書類

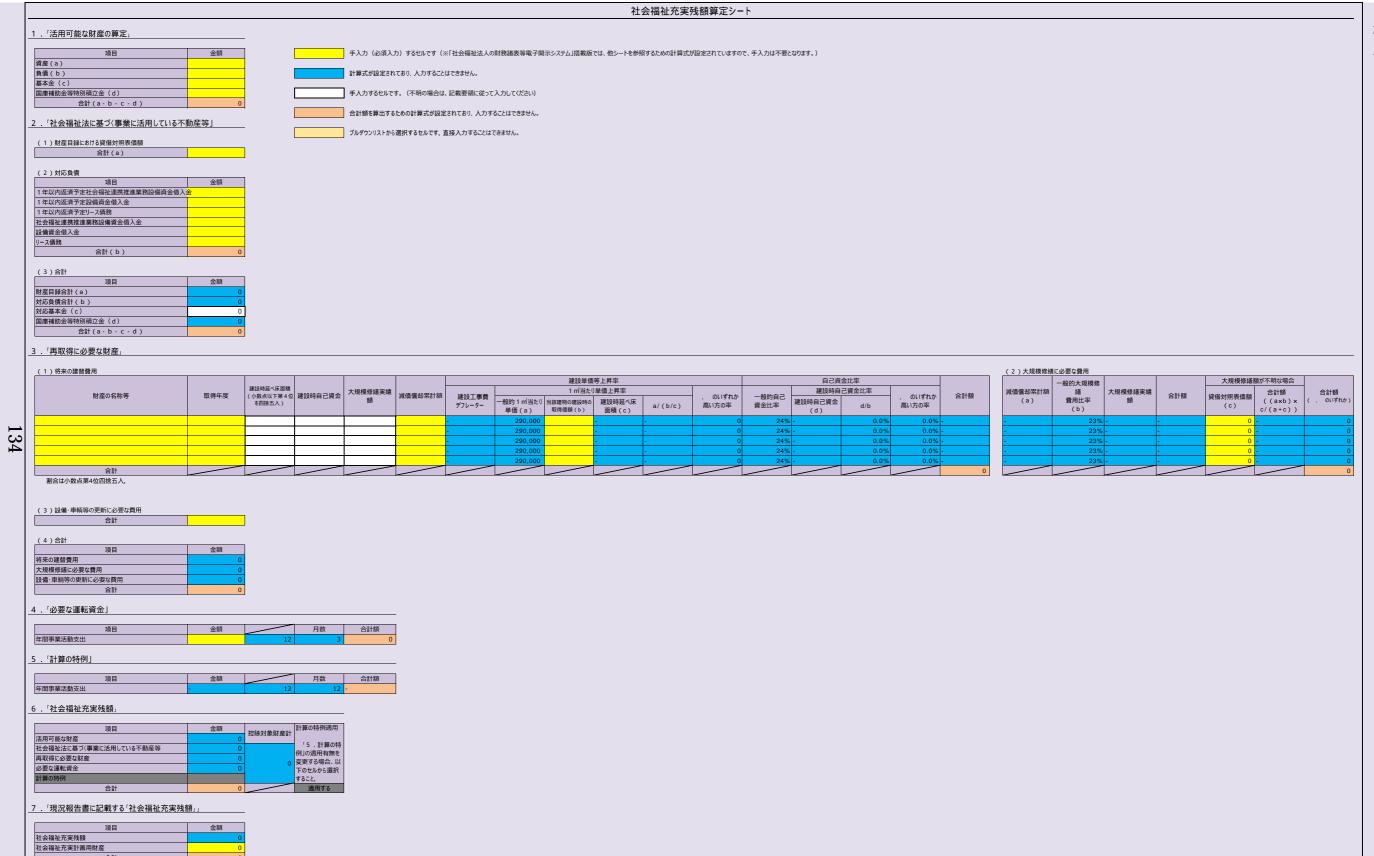
- ア 理事の在任証明願(様式62・161頁)
- イ 証明を必要とする理由書(任意様式)(記載例・162頁)
- ウ 役員名簿
- エ 理事の就任委嘱状(写)
- オ 理事の就任承諾書(写)
- カ 法人の登記事項証明書(写)
- キ 定款 (写)(届出・認可書に添付のものを受理・認可書鑑を付けて複写)
- ク 理事推薦時の理事会議事録(写)
- ケ 理事選任時の評議員会議事録(写)
- コ 不動産取得を決定した時の理事会議事録(写)
- サ 取得対象不動産の登記事項証明書(写)
- シ 不動産所有者の法人の登記事項証明書(写)取得対象不動産の所有者が法人の場合)
- ス その他参考となる資料
- (2) 提出部数 証明願 2 通、添付書類 1 通

		瑪	見況報告書((え	元号)年	4月1日現在)			別紙 1
1. 法人基本情報								
(1)都道府県区分	(2)市町村区分	(3)所轄庁区分		(4)法人	、番号		(5)法人区分	(6)活動状況
(7)法人の名称								
(8)主たる事務所の住所 (9)主たる事務所の電話者 (12)従たる事務所の住所		(10)主たる事務所の)FAX番号			(11)	従たる事務所の有無	
(13)法人のホームページアド				(1	4)法人のメールアドレス			
(15)法人の設立認可年月	月日	(16)法人の設立登記	記年月日		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			
2. 当該会計年度の 	初日における評議員の物	犬況 						
(1)評議員の定員		(2)評議員の現員		(3	-6)評議員全員の報酬等	の総額(前会計年度)	実績)(円)	
(3-1)評議員の氏名		(3-3)評議員の任期					(3-5) 他の社会福祉法人(
(3-2)評議員の職業						けからの再就職状況	員・役員・職員との兼務状況	員会への出席回数 日本の出席回数 日本の出席回面を記書の記書の出席回面を記書の出席の出席の出席の出席の出席の出席の出席の出席の出席の出席の出席の出席の出席の
		~						
3. 当該会計年度の	初日における理事の状況	7						
(1)理事の定員		(2)理事の現員		(3-12)	理事全員の報酬等の総額	頁(前会計年度実績)	(円)	
	(3-2)理事の役職(注)	(3- 月E		(3-4)理事の 勤・非常勤	常 (3-5)理事選任の評詞 会議決年月日	議員 (3-6)理事の職	業	(3-7)理 轄庁から 職状況
(3-1)理事の氏名	(3-8)理事の任期		((3-9)理事要			(3-10)各理事 と親族等特殊関 係にある者の有 無	(3-13)点 年度にお 11)理事報酬等の支給形態 事会への 回数
	~							
	~							
	~							
	~							
	~							
	~							
	~ ~ ~ ~							
4. 当該会計年度の	初日における監事の状況	₹						
(1)監事の定員		(2)監事の現員		(3-6)監	事全員の報酬等の総額((前会計年度実績)(l	円)	
		(3-2)①監事の職業				(3-2)②監事の所轄原	テからの再就職状況	(3-3)監事選任の評議員 会議決年月日
(3-1)監事の氏名		(3-4)監事の任期				(3-5)監事要件の区分	分別該当状況	(3-7)前会計年度における 理事会への出席回数
		~						
		~						
5. 前会計年度・当記	亥会計年度における会計	十監査人の状況						
(1-1)前会計年度の会計	監査人の氏名(監査法人の場	場合は監査法人名)	会計監査人の監査	(1-3)前年度 決算にかかる。 時評議員会^ の出席の有無	定 (2-1)当該会計年度の	の会計監査人の氏名	(監査法人の場合は監査法)	(2-2)当該会議 人名) の会計監査人 報酬額(円)
6. 当該会計年度の 	初日における職員の状況	₹						
(1)法人本部職員の人数 ①常勤専従者の実数		②常勤兼務者の実数			③非常勤者の実			
(2)施設・事業所職員の	数	② 学	常勤換算数		⊘11-₩#1 → ↑	常勤換算	数	
①常勤専従者の実数		②常勤兼務者の実数	堂 勒扬管数		3非常勤者の実 	数 学勒拖管	*4	

7. 前会計	年度に実施	した評議」	員会の状	 況									
(1)評議員会。		(2)評議員計監査人別			·監事·会	(3)評議員	社会ごとの決議事項						
云用惟平力口		評議員	理事	監事	会計監査人								
(4)うち開催を	省略した回数]									
8. 前会計學	年度に実施	した理事	会の状況]									
		(2)理事会	ごとの理事	・監事別の									
(1)理事会ごと 催年月日	との理事会開	出席者数			(3)理事会	さどの決議	事項						
		理事		監事									
(4)うち開催を	省略した回数												
9. 前会計	在度に宝施	した監事!	些杏の状	· · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·									
			<u> </u>							1			
(1)監事監宜	を実施した監事	り氏名											
(2)監査報告	により求められた	こ改善すべき	事項										
	により求められ <i>†</i> する対応	こ改善すべき	•										
3 - 200													
	- 1 <i></i> 1	16. 1 0	- L	<u> </u>	- 1 - 1 -	T							
10. 前会	計年度に実	施した会	計監査(含	会計監省	主人による	監査に準	生ずる監査を含む)の状況						
(1)会計監查	人による会計監	き 食報告にお	ける意見の)区分									
11. 前会	計年度にお	ける事業等	等の概要	- (1)社会福	祉事業の	実施状況						
		①-3事業類	類型コード	①-4実施	事業名称				②事業所の名称	Т			
		分類		2 . 7 < 7,16					④事業所の土		⑥事業所単位での事業開始	⑦事業所単	8年間(4月~3
①-1拠点区	①-2拠点区	③事業所の	D所在地						地の保有状況	物の保有状況		での定員	月)利用者延べ総 数(人/年)
分コード分類		9社会福祉				拠点区分に	おける主たる事業(前年度の年間			5 (171)	(»°+∓1‡
		ア 建設費			设年月日 1 修繕年月		(イ) 自己資金額(円) (ア) – 2 修繕年月日	(ウ)補助金額(円) (ア) – 3修繕年月日	(エ)借入金額 (ア) - 4修總		(オ)建設費合計額(円)(ア) – 5修繕年月日		ベ床面積
		イ 大規模	修繕	(1回目		-	(2回目)	(3回目)	(4回目)	. T/JI	(5回目)	(1)	修繕費合計額(円)
		¬7.+=n.≠+					T	T					0
		ア建設費 イ大規模修	多繕									0	
													0
		ア建設費 イ大規模修	·····································									0	
												, 	0
		ア建設費 イ大規模修	多維									0	- 1
		「ノヘルズイ天刊	- ₩				I						
		ア建設費										0	0
		イ大規模修	逐繕										
		ア建設費										0	0
	1	イナ 担 横 修	女《羊										

① - 2拠点区 ① - 2拠点区 分2-6	11.前会計年度における事業等の概要 - (2)公益事業													
3年業所の行き 3年業の行き				①-4実施事業名称				②事業所の名称	 јт					
対しています。	① 1枷去区											^{長別単位} 月)利用者延べ総 │		
(大坂高原語 (ア) - 1 株理作月日 (ア) - 2 株理作月日 (ア) - 3 株理作月日 (ア) - 4 株理作月日 (ア) - 5 株理作月日 (ア) - 7 株理作用日 (ア) - 7			9社会福祉施設等の	建設等の状況(当該拠点区分に	おける主たる事業(前	が年度の年間	間収益が最も多い事業)に記	<u> </u> 上)				数 (パ/ 牛)		
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			ア建設費	(ア)建設年月日	(イ) 自己資金額((円)	(ウ)補助金額(円)	(工)借入金額	頁(円)	(オ) 建設費合計額(円)	Ţ	び延べ床面積		
7世紀日 1 1 1 1 1 1 1 1 1			イ 大規模修繕			日			善年月日			(イ) 修繕費合計額(円)		
1. 前会計年度における事業等の概要 - (3)収益事業 (4)収益収益の行政が支土にも事業 (4)収益の行政が支土にも事業 (4)収益の行政が支土にも事業 (4)収益の行政が支土にも事業 (4)収益の行政が支土にも事業 (4)収益の行政が関係を定義の行政が関係を定する対域を収益の行政が関係を定する対域を収益の行政が関係を定する対域を収益の行政が関係を定する対域を収益の行政が関係を定する対域を収益の行政が関係を定する対域を収益の行政が関係を定する対域を収益の行政が関係を定する対域を定する対域を定する対域を定式を定する対域を定される対域を定する対域を定する対域を定する対域を定される対域を定する対域を定する対域を定されるでは、対域を定する対域を定する対域を定されるでは、対域を定す												0		
7度接触		1 1		·							0			
大規模機構												0		
万度設備		1		·							0			
ア連設置			17 (796) (219) (19)								L	0.1		
1. 前会計年度における事業等の概要 - (3)収益事業 ②甲案所の名称 ③甲案所の名称 ③中葉所の所在地 ③中葉のの片を地 ③中葉のの片を地 ②中葉のの片を地 ②中葉のの片を ②中葉のの片を ②中葉のの片を ②中葉のの片を ②中葉のの片を ②中葉のの片で ②中葉のの上 ②中葉の ②中葉のの上 ②中葉の上 ②中華の上 ②中華の上 ②中華の上 ②中葉の上 ②中華の上		1									0	U J		
2			イ大規模修繕											
1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (3)収益事業 ①-3・実類型コート 分類 ③・実際の所在地 ③・2拠点区 分コード分類 分名称 ②・2拠点区 分コード分類 分名称 ②・2機に区分コード分類 分表称 ②・大規模修轄 (ア) - 1修稿年月日 (7) - 2修稿年月日 (2回日) (3回日) (4回日) (5回日) (5回日) (5回日) (7) - 5修稿年月日 (5回日) (7) - 5修稿年月日 (7) - 5修稿年 (7) - 5修稿 (7) - 5修稿年 (7) - 5修稿 (7			ア建設費								nl	0		
①-3事業類型コード 分類 ②事業所の所在地 ②事業所を作 物の保有状況 ②事業所単位での事業開始 での定員 別 利用者延べ数 数 (人/年) フ 建設性 フ 建設性 フ 建設性 フ が は (一) (1) 信己資金額 (円) (1) 補助金額 (円) (1) 借助金額 (円) (1) 機能等には (円) (1) 建設費合計額 (円) (2) 理の (1) (2) 回日) (3 回日) (4 回日) (5 回日) (5 回日) (1 回日) (5 回日) (7) フ 建設性 フ が は (円) (1 が は に 日) (1 の 日) (1		1												
分類	1 1. 前会	計年度におり	ける事業等の概要	- (3)収益事業										
(3) 1 拠点区 (3) 2 拠点区 (3) 7 美術 (4) 2				①-4実施事業名称				②事業所の名称						
分コード分類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	①-1拠点区											^{長別 早位} │月)利用者延べ総 │		
イ 大規模修繕 (ア) - 1 修繕年月日 (フ) - 2 修繕年月日 (フ) - 3 修繕年月日 (ク) - 3 修繕年月日 (ク) - 4 修繕年月日 (ク) - 5 修繕年月日 (ク) - 5 修繕年月日 (ク) - 5 修繕年月日 (ク) - 7 建設費 (ク) - 7 建設費 クリス大規模修繕 (ク) - 2 修繕年月日 (ク) - 3 修繕年日 (ク) - 3 修繕年月日 (ク) - 3 修繕年日 (ク) - 3 修養年日 (ク) - 3 修養日 (ク)			9社会福祉施設等の	建設等の状況(当該拠点区分に 	こおける主たる事業(前 T	が年度の年間	間収益が最も多い事業)に言	†上) T				-		
大規模修繕 (1回目) (2回目) (3回目) (4回目) (5回目) (1)修繕資口計額 (円) (7) (2回目) (3回目) (4回目) (5回目) (1)修繕資口計額 (円) (7) (2回目) (3回目) (4回目) (5回目) (1)修繕資口計額 (円) (7) (2回目) (3回目) (4回目) (5回目) (3回目) (4回I) (4回I) (5回I) (4回I) (4回I) (4回I) (4回I) (4回I) (4回I) (5回I) (4回I) (4uI) (4uI) (4uI) (4uI) (4uI) (4uI) (4uI) (4uI) (4uII) (4uI) (7	フ 延べ床面積		
ア建設費 0 イ大規模修繕 0 ア建設費 0 イ大規模修繕 0 ア建設費 0 イ大規模修繕 0			イ 大規模修繕			· 			等年月日 ————————————————————————————————————			(イ) 修繕費合計額(円)		
イ大規模修繕 0 ア建設費 イ大規模修繕 0 7建設費 イ大規模修繕 0					1							0		
ア建設費 0 イ大規模修繕 0 ア建設費 0 イ大規模修繕 0		1									0			
イ大規模修繕 0 ア建設費 0 イ大規模修繕 0												0		
ア建設費 0 イ大規模修繕 0		1		•							0	,		
ア建設費 0 イ大規模修繕 0			17人/9亿天15/16											
			ア建設費								0	0		
1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (4)備考			イ大規模修繕											
	1 1. 前会	計年度におけ	ける事業等の概要	- (4)備考										
11-2. 地域における公益的な取組(地域公益事業(再掲)含む)	1-2. 地域	における公益	な全性では、1分割で											
②取組の名称 ③取組の実施場所(区域)	G = :		②取組の名称			③取組の	実施場所(区域)							
①取組類型コード分類 ④取組内容	①取組類型 		④取組内容											
						<u> </u>								
						1								
						1								

12. 社会福祉充実残額及	び社会福祉充実計画の策定の状況			(社会福祉充実残額算定シ	トを作成するまで編集	することはできません)
(1) 社会福祉充実残額等の総額 (2) 社会福祉充実計画の策定の			0			
②事:	業種別				⑤計画における事業費のうち	
①事業名 ③事	業内容	④事業内容(記述)			社会福祉充実残額財源の合 計(円)	⑥⑤のうち当該会計年度 以降の合計(円)
					0	
						0
					0	0
					0	0
					0	
						0
					0	0
					⑤の合計(円)	⑥の合計 (円)
					0	0
(3) 社会福祉充実残額の前年度 ①社会福祉事業又は公益事業	度の投資実績額 美(社会福祉事業に類する小規模事業)(円)		0			
②地域公益事業(円) ③公益事業(円)			0			
④合計額(①+②+③) (円(4) 社会福祉充実計画の実施其			0 ~			
13.透明性の確保に向けた	に取組状況					
(1)積極的な情報公表への取組						
①任意事項の公表の有無 ②事業報告 ②財産目録 ②事業計画書						
①第三者評価結果 ⑦苦情処理結果						
						
(2)前会計年度の報酬・補助金等(①事業運営に係る公費(円)	の公質の状況					
②施設・設備に係る公費(円) ③国庫補助金等特別積立金取 (3)福祉サービスの第三者評価の受						
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	施設名			直近の受審年度		
14.ガバナンスの強化・財務	努規律の確立に向けた取組状況					
(1)会計監査人非設置法人におけ	る会計に関する専門家の活用状況					
①実施者の区分 ②実施者の氏名(法人の場合は ③業務内容	は法人名)					
④素切り (円)④費用 [年額] (円)(2)法人所轄庁からの報告徴収・検						
①所轄庁から求められた改善事項						
②字按! たみ美内容						
②実施した改善内容						
 15.その他						
退職手当制度の加入状況等(複類 ① 社会福祉施設職員等退職手当	数回答可) 当共済制度((独)福祉医療機構)に加入 独)勤労者退職金共済機構)に加入					
③ 特定退職金共済制度(商工会④ 都道府県社会福祉協議会や都⑤ その他の退職手当制度に加入	『道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行うR		を対象とした退職手当制度に加入			
⑥ 法人独自で退職手当制度を整 ⑦ 退職手当制度には加入せず、返	備 退職給付引当金の積立も行っていない					
16.社員として所属する社	会福祉連携推進法人の名称					



(別	添)

社会福祉充実残額算定シート別添(財産目録)
A10 F3034 D10+

### 179 19				任会偏位	上充実残額算定シート別流 令和 年3月31日現在						
### 15-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-				1	1711 73/13117611			(単位:円)		(単位:円)	
日本語の		貸借対照表科目	場所·物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額	控除対	象 控除対象額	
### ### ### ### ### ### #### #### #### ####				•			•		i —		
報告を任う	現金預金								i		
### 19									il		
### ### ### ### #####################									il		
변경 등	未収補助金								il		
변수 등									il		
하는 이 전 전 전 전 전 전 전 전 전 전 전 전 전 전 전 전 전 전	貯蔵品								il		
변경 변		+2N							il		
### 10		144							il		
변경되는 전체									il		
대한 (il		
### 1 ###	立替金								il		
1 世紀 1 世									il		
# 1 公司	1年以内回収予								il		
변환하면 변환									i I		
中央の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	短期貸付金								il		
関係の関係を対しています。									i I		
日本語画	貸倒引当金								1		
2 国政府	徴収不能引当金		流動資産会計			^	_	0	1		
2 日本語音音音			*************************************			0	0	0	1		
(2) 7 - 40年の位置業権									1 -		
(分別・性性性性	建物								I		
議会が開発性 の 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0									1		
			基本財産合計			0	0	0	1 🗀		
(日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日		E資産							! —		
解析的 7次回	建物								!		
報告の									!		
本語の表現 1									!		
### 1									: 1		
報酬 (:		
無別・元波症 連続 中間	権利										
語音句話音											
展開は他会 (機能が付き) (場所の で	投資有価証券	- W									
議議的の報告の担保		生業務長期貸付金									
参与保証金属	退職給付引当資訊										
		i産									
類別日治帝 日本	長期前払費用										
大色性の固定側直針									il		
政治の語 対象対象 対象対象 対象対象 対象対象 対象対象 対象対象 対象対象 対象対象 対象対象を持っている。									i L		
通信の部									1	控除対象額計	計画用財産額計
頂朗連貫管金引会 事業末払金 かわめの末払金 又共・野 にないたは会 コードルの波形でませら記せ連携経業期級商産自資金の入金 1年以内波形でませら記せ連携推進業務級商産会 1年以内波形でませら記せ連携推進業務級商産会会 1年以内波形でませら記せ連携推進業務級商産会会 1年以内波形でまして記録所は一直に対しては、大田の変化を表現の表 1年以内波形で表現の表現の表 1年以内波形で表現の表現の表 1年以内波形で表現の表現の表 1年以内波形で表現の表現の表 2 (東京日出金・大田の変化を表現の表) 2 (東京日出金・大田の変化を表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表	台唐の 郊		資産合計			0	0	0	1		
事業未払金 さの他の未払金 支払手形 との権心機能推進業務時間選出資金借入金 はの場合制度人会 はの場合制度人会 は、日本に外別を対する社会能と連携性進業時段開選と関合を組入金 は、日本に外別を対する社会能と連携性進業時段開選と会 は、日本に外別を対すると同事を同期金会 は、日本に外別を大きた日本等を目標を開催人会 は、日本に外別を大きた日本等とは今年の開催人会 は、日本に外別を大きた日本等とは今年の開催人会 は、日本に対しているというとは、日本に対しているというとは、日本に対しているというとは、日本に対しているというとは、日本に対しているというとは、日本に対しているというとは、日本に対しているというとは、日本に対しているというというというというというというというというというというというというというと	1 流動負債		-						I		
		入金							1		
社会報社連携推進業務到廣營資金組入金 1年以內返开产生会福度金組入金 1年以內返开产生会福度金組入金 1年以內返开产生公司等限開送了金組入金 1年以內返开产生的高度金組入金 1年以內返开产生的高等項組入金 1年以內或用产生的公司等以上的公司令司等以上的公司的公司等以上的公司等以上的公司等以上的公司等以上的公司等以上的公司等以上的公司等以上的公司等以上的公司等以上的公司	その他の未払金								1		
投員等犯期徵人会 1年以内返开产主沿福祉連携推進業務設備資金低入金 1年以内返开产主沿福祉建筑推進業務設備資金低入金 1年以内返开产主沿福祉建筑推准兼務員開產器資金個入金 1年以内返开产生的海流建筑通常人会 1年以内返开产生的海流建筑通常人会 1年以内支持不定的等各员服引入金 1年以内支持不定的等各员服引入金 1年以内支持不定的等各员服引入金 1年以内支持不定的等各员服引入金 1年以内支持不定的等人员会 10年间,全国企业 10年间,10年间,10年间,10年间,10年间,10年间,10年间,10年间,		作業務行期運營資金供 3 全							!		
1年以内返済予定時間接近側推議等務時期運営資金個人金	役員等短期借入	金							!		
1 年以内返済予定共和憲領域主義的政治									!		
1年以内返済予定以得限権人金	1年以内返済予定	定社会福祉連携推進業務長期運営資金借入	金						!		
1年以内返済予定役員等長期相A金									1		
株式									1		
刊り金 日本		定長期未払金							1		
職員預り金 前受収益 (仮受金 育受収益 (仮受金 育労の 1	預り金								1		
前受収益 (仮受金 質与引当金 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	職員預り金								1		
仮受金 質与引当金 その他の活動負債											
その他の流動負債 「	仮受金										
大会福祉連携推進業務設備資金借入金 日本経典権主業務設備資金借入金 日本経典権主業務長期運営資金借入金 日本経典権主業務長期運営資金借入金 日本経典権主業務長期運営資金借入金 日本経典権主義務長期運営資金借入金 日本経典等の									i		
社会福祉連携推進業務設備資金借入金 設備資金借入金 長期運営資金借入金 長期運営資金借入金 投員等長期借入金 退職給付引当金 長期未払金 長期未払金 長期市公 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長			流動負債合計			0	0	0	i		
社会福祉連携推進業務長期運営資金信入金 長期産営資金信入金 辺職給付引当金 役員退職制分引当金 長期末払金 長期預り金 その他の固定負債 0 0 0 0 重負債合計 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	社会福祉連携推進								1		
長期運営資金借入金 リース債務 役員等長期借入金 退職総付引当金 侵員退職型労引当金 長期再込金 長期預り金 その他の固定負債									1		
役員等長期借入金 退職給付引当会 役員退職別分引金 長期未払金 長期所9金 その他の固定負債	長期運営資金借								I		
調職給付引当金 役員選職部労引当金 長期末3金 長期預り金 その他の固定負債		₽							I		
役員退職慰労引当金 長期預り金 その他の固定負債 0 0 0 0 負債合計 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	退職給付引当金								I		
長期預り金 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	役員退職慰労引								I		
その他の固定負債 0 0 固定負債合計 0 0 負債合計 0 0 差引納資産 0 0 (入力上の貿標事項)	長期預り金								I		
負債合計 0 0 0 差引廃資産 0 0 0						_		^	I		
(入力上の留意事項)			負債合計			0	0	0	I		
			差引純資産			0	0	0	1		
	(入力上の留意										

(様式48)

令和 年度~令和 年度 社会福祉法人 社会福祉充実計画

1.基本的事項

法人名				法人	(番号			
法人代表者氏名								
法人の主たる所在地								
連絡先								
地域住民その他の関								
係者への意見聴取年								
月日								
公認会計士、税理士								
等の意見聴取年月日								
評議員会の承認年月								
日								
	残額総額	1 か年度目	2か年度目	3 か年度目	4か年度目	5 か年度目		社会福祉
会計年度別の社会福	(令和 年	(令和 年	(令和 年	(令和 年	(令和 年	(令和 年	合計	充実事業
祉充実残額の推移	度末現在)	度末現在)	度末現在)	度末現在)	度末現在)	度末現在)		未充当額
(単位:千円)								
うち社会福祉充実								
事業費(単位:千								
円)								
本計画の対象期間								

2 . 事業計画

実施時期	事業名	事業種別	既存・新規の別	事業概要	施設整備 の有無	事業費					
4.4.4											
1 か年											
度目	小計										
2 か年											
度目				小計							

2 1/5							
3 か年							
度目	小計						
4 か年							
度目	小計						
5 か年							
度目	小計						
合計							

欄が不足する場合は適宜追加すること。

3.社会福祉充実残額の使途に関する検討結果

検討順	検討結果
社会福祉事業及び公益事	
業 (小規模事業)	
地域公益事業	
及び 以外の公益事業	

4. 資金計画

事業名		事業費内訳	1 か年度目	2か年度目	3か年度目	4か年度目	5 か年度目	合計
	計画の実施期間に							
	おける事業費合計							
		社会福祉充実						
		残額						
	財源	補助金						
	財源 構成	借入金						
		事業収益						
		その他						

本計画において複数の事業を行う場合は、2.事業計画に記載する事業の種類ごとに「資金計画」を作成すること。

5.事業の詳細

事業名	
主な対象者	

想定される対象者数					
事業の実施地域					
事業の実施時期	令和 年 月	日~令和	年 月	日	
事業内容					
	1 か年度目				
	2 か年度目				
事業の実施スケジュール	3 か年度目				
	4 か年度目				
	5 か年度目				
事業費積算(概算)					

	合計	千円 (うち社会福祉充実残額充当額 千円)	
地域協議会等の意見とその反映状況			

	C 03/X +X-1/1/1/L	
	ナシットカリスを数の事業と	ᄯᄀᆁᄼᄖᅟᇫᅠᄛᄣᆚᇒᇆᄓᆉᆉᄀᄛᄣᇝᄄᄧᄙᇈᇆ <table-cell>ᆥᄣᇝᆇᄳ<i>ᆠᆘ</i>ᇅᅷᆉᆽᆕ</table-cell>
	本計画にのいて複数の事業を と。	行う場合は、2.事業計画に記載する事業の種類ごとに「事業の詳細」を作成するこ
<u>6</u>	. 社会福祉充実残額の全	額を活用しない又は計画の実施期間が5か年度を超える理由

(様式例49)

手 続 実 施 結 果 報 告 書

令和 年 月 日

社会福祉法人

理事長 殿

確認者の名称

私は、社会福祉法人 (以下「法人」という。)からの依頼に基づき、「令和 年度~令和 年度社会福祉法人 社会福祉充実計画」(以下「社会福祉充実計画」という。)の承認申請に関連して、社会福祉法第55条の2第5項により、以下の手続を実施した。

1.手続の目的

私は、「社会福祉充実計画」に関して、本報告書の利用者が手続実施結果を以下の目的で利用することを想定し、「実施した手続」に記載された手続を実施した。

「社会福祉充実計画」における社会福祉充実残額が「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」(以下「事務処理基準」という。)に照らして算出されているかどうかについて確かめること。

「社会福祉充実計画」における事業費が、「社会福祉充実計画」において整合しているかどうかについて確かめること。

2.実施した手続

社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉法に基づく事業に活用している不動 産等に係る控除の有無の判定と事務処理基準を照合する。

社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉法に基づく事業に活用している不動 産等について事務処理基準に従って再計算を行う。 社会福祉充実残額算定シートにおける再取得に必要な財産について事務処理基準に 従って再計算を行う。

社会福祉充実残額算定シートにおける必要な運転資金について事務処理基準に従って再計算を行う。

社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉充実残額について、再計算を行った上で、社会福祉充実計画における社会福祉充実残額と突合する。

社会福祉充実計画における1、2、4及び5に記載される事業費について再計算を 行う。

3.手続の実施結果

- 2の について、社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等に係る控除対象 財産判定と事務処理基準は一致した。
- 2の について、社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等の再計算の結果と一致した。
 - 2の について、再取得に必要な財産の再計算の結果と一致した。
 - 2の について、必要な運転資金の再計算の結果と一致した。
- 2の について、社会福祉充実残額の再計算の結果と一致した。さらに、当該計算 結果と社会福祉充実計画における社会福祉充実残額は一致した。
- 2の について、社会福祉充実計画における1、2、4及び5に記載される事業費について再計算の結果と一致した。

4.業務の特質

上記手続は財務諸表に対する監査意見又はレビューの結論の報告を目的とした一般に 公正妥当と認められる監査の基準又はレビューの基準に準拠するものではない。したが って、私は社会福祉充実計画の記載事項について、手続実施結果から導かれる結論の報 告も、また、保証の提供もしない。

5 . 配付及び利用制限

本報告書は法人の社会福祉充実計画の承認申請に関連して作成されたものであり、他のいかなる目的にも使用してはならず、法人及びその他の実施結果の利用者以外に配付又は利用されるべきものではない。

(注)公認会計士又は監査法人が業務を実施する場合には、日本公認会計士協会監査・保証実務委員会専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」を参考として、表題を「合意された手続実施結果報告書」とするほか、本様式例の実施者の肩書、表現・見出し等について、同実務指針の文例を参照して、適宜改変することができる。

以上

(様式例50)

(文書番号)

都道府県知事

又は殿

市長

(申請者) 社会福祉法人 理事長

社会福祉充実計画の承認申請について

当法人において、別添のとおり社会福祉充実計画を策定したので、社会福祉法第55条の2第1項の規定に基づき、貴庁の承認を申請する。

- · 令和 年度~令和 年度社会福祉法人 社会福祉充実計画
- ・ 社会福祉充実計画の策定に係る評議員会の議事録(写)
- ・ 公認会計士・税理士等による手続実施結果報告書(写)
- 社会福祉充実残額の算定根拠
- ・ その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料

(様式例51)

(文書番号)

都道府県知事

又は殿

市長

(申請者) 社会福祉法人 理事長

承認社会福祉充実計画の変更に係る承認申請について

令和 年 月 日付け(文書番号)により、貴庁より承認を受けた社会福祉充実計画について、別添のとおり変更を行うこととしたので、社会福祉法第55条の3第1項の規定に基づき、貴庁の承認を申請する。

- ・ 変更後の令和 年度~令和 年度社会福祉法人 社会福祉充実計画 (注)変更点を赤字とする、新旧対照表を添付するなど、変更点を明示すること。
- 社会福祉充実計画の変更に係る評議員会の議事録(写)
- ・ 公認会計士・税理士等による手続実施結果報告書(写)
- ・ 社会福祉充実残額の算定根拠
- ・ その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料

(様式例52)

(文書番号)

都道府県知事

又は殿

市長

(申請者) 社会福祉法人 理事長

承認社会福祉充実計画の変更に係る届出について

令和 年 月 日付け(文書番号)により、貴庁より承認を受けた社会福祉充実計画について、別添のとおり変更を行うこととしたので、社会福祉法第55条の3第2項の規定に基づき、貴庁に届出を行う。

- ・ 変更後の令和 年度~令和 年度社会福祉法人 社会福祉充実計画 (注)変更点を赤字とする、新旧対照表を添付するなど、変更点を明示すること。
- 社会福祉充実残額の算定根拠
- ・ その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料

(様式例53)

(文書番号)

都道府県知事

又は 市長

> (申請者) 社会福祉法人 理事長

承認社会福祉充実計画の終了に係る承認申請について

令和 年 月 日付け(文書番号)により、貴庁より承認を受けた社会福祉充実計画について、下記のとおり、やむを得ない事由が生じたことから、当該計画に従って事業を行うことが困難であるため、社会福祉法第55条の4の規定に基づき、当該計画の終了につき、貴庁の承認を申請する。

記

(承認社会福祉充実計画を終了するに当たってのやむを得ない事由)

- 終了前の令和 年度~令和 年度社会福祉法人 社会福祉充実計画
- ・ その他承認社会福祉充実計画を終了するに当たって、やむを得ない事由があることを 証する書類

監査報告書

令和〇〇年 月 日

社会福祉法人 福祉会 理事長 様

監事

監事

私たち監事は、令和〇〇年4月1日から令和〇〇年3月31日までの令和〇〇年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に 努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の 執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、 業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報 告等(事業報告及びその附属明細書)について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類(計算書類及びその附属明細書)及び財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

事業報告等の監査結果

- 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大 な事実は認められません。

計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

注 この様式例は、計算書類、財産目録及び事業報告等の監査報告を一本化した場合の 例です。

令和 年 月 日

三重県知事宛て

(申請者)所在地

市××町123番地

法人名 社会福祉法人

代表者 理事長

「保育所」の場合は、第3号としてください。

登録免許税法別表第3の10の項の第3欄の第1号に掲げる登記に係る証明願

同法施行規則第3条第1号の規定により証明くださるよう申請します。

「保育所」の場合は、第3号と してください。

記

「保育所」の場合は、第3号と してください。

会

	所 在	地番又は 家屋番号	地目又は建物の 種類・構造	地積又は床面積	具体的用途
	市××町	123番	宅地	450.30 m²	特別養護老人ホーム「吉田山ホーム」敷地
証明を受けようとする不動産	市××町 123番地	123番	老人ホーム・ 鉄筋コンクリー ト造スレートぶ き平家建	250.30 m²	特別養護老人ホーム「吉田山ホーム」建物
する不動産	市××町 123番地	1 2 3番	でです。 を「平屋」と では さいます できます できます さいしょう さいかい まんし おいまい まん はいまい はい	えないようにしてくださ 1階 1234.56 2階 123.45 m ²	特別養護老人ホーム「吉田山ホーム」建物

不動産登記事項証明書のとおり記載すること。

上記は登録免許税法別表第3の10の項の第3欄の第1号に規定する不動産

に該当することを証明します。

令和 年 月 日

三重県知事

印

「保育所」の場合は、第3号としてください。

基本財産編入及び定款変更誓約書

誓約 書

この度、社会福祉法人 会が設置経営する特別養護老人ホーム「ホーム」の建物については、登記後、速やかに基本財産に編入及び定款変更の手続きを行うことを誓約いたします。

令和 年 月 日

三重県知事宛て

所在地

社会福祉法人 会

理事長

登録免許税法 (抜粋)

(公共法人等が受ける登記等の非課税)

- 第四条 国及び別表第二に掲げる者が自己のために受ける登記等については、登録免 許税を課さない。
- 2 別表第三の第一欄に掲げる者が自己のために受けるそれぞれ同表の第三欄に掲げる登記等(同表の第四欄に財務省令で定める書類の添附があるものに限る旨の規定がある登記等にあっては、当該書類を添附して受けるものに限る。)については、登録免許税を課さない。

別表第三 非課税の登記等の表(第四条関係)

別表第二 非說	税の登記寺の	表(弗四条関係)	
名称 ビ	根拠法	非課税の登記等	備考 ->
十 社会福祉	社会福祉法	一 社会福祉法第二条第一項(定義)に	第三欄の第一号
法人	(昭和二十六		
	年法律第四十		
	五号)	業の用に供する土地の権利の取得登	
		記 (第三号に掲げる登記を除く。)	のであることを
		二 自己の設置運営する学校(学校教育	証する財務省令
		法第一条(学校の範囲)に規定する幼	で定める書類の
		稚園に限る。) の校舎等の所有権の取	添付があるものに限る。/
		得登記又は当該校舎等の敷地、当該学	になる。
		校の運動場、実習用地その他の直接に	<i>i</i>
		保育若しくは教育の用に供する土地	/
		の権利の取得登記	l l
		三 自己の設置運営する保育所若しく	/
		は家庭的保育事業等の用に供する建	!
		物の所有権の取得登記又は当該建物	į
		の敷地その他の直接に保育の用に供	
		する土地の権利の取得登記	1
		四 自己の設置運営する認定こども園	<i>i</i>
		の用に供する建物の所有権の取得登	!
		記又は当該建物の敷地その他の直接	
		に保育若しくは教育の用に供する土	/
		地の権利の取得登記	1
			i

登録免許税法施行規則(抜粋)

第三条 <u>法別表第三の十の項の第四欄に規定する財務省令で定める書類</u>は、次の各号 に掲げる登記の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

- 一 法別表第三の十の項の第三欄の<u>第一号</u>に掲げる登記 次に掲げる登記の区分 に応じそれぞれ次に定める書類
 - イ 法別表第三の十の項の第三欄の第一号の社会福祉事業(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第二項第二号(定義)に規定する事業(同号に規定する事業を除く。)、同条第三項第二号に規定する事業(同号に規定する児童自立生活援助事業及び児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業に限る。)及び同項第四号の二に規定する事業(同号に規定する相談支援事業のうち児童福祉法第四条第二項(定義)に規定する障害児に係るものに限る。)を除く。(1)から(3)までにおいて同じ。)の用に供する不動産に係る登記(八に掲げる登記を除く。) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類
 - (1) 社会福祉事業の用に供する不動産が指定都市及び中核市の区域外に所在する場合 その登記に係る不動産が法別表第三の十の項の第三欄の第一号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する都道府県知事(地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項(条例による事務処理の特例)の規定により社会福祉法第六十二条第一項(社会福祉施設の設置)の社会福祉施設若しくは同法第六十八条の二第一項(社会福祉住居施設の設置)の社会福祉住居施設の設置又は同法第六十七条第一項(施設を必要としない第一種社会福祉事業の開始)若しくは第六十九条第一項(住居の用に供するための施設を必要としない第二種社会福祉事業の開始等)の社会福祉事業の開始に係る事務を市町村が処理する場合にあつては、当該市町村の長。口(1)において同じ。)の書類
 - (2) 社会福祉事業の用に供する不動産が指定都市の区域内に所在する場合 その登記に係る不動産が法別表第三の十の項の第三欄の第一号に規定 する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する指定都 市の長の書類
 - (3) 社会福祉事業の用に供する不動産が中核市の区域内に所在する場合 その登記に係る不動産が法別表第三の十の項の第三欄の第一号に規定す る不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する中核市の 長の書類
 - ロ 法別表第三の十の項の第三欄の第一号の社会福祉事業(イに規定する社会福祉事業を除く。以下口において同じ。)の用に供する不動産に係る登記(ハに掲げる登記を除く。) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類
 - (1) 社会福祉事業の用に供する不動産が指定都市の区域外に所在する場合 その登記に係る不動産が法別表第三の十の項の第三欄の第一号に規定 する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する都道府 県知事の書類
 - (2) 社会福祉事業の用に供する不動産が指定都市の区域内に所在する場合

その登記に係る不動産が法別表第三の十の項の第三欄の第一号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する指定都市の長の書類

- ハ 法別表第三の十の項の第三欄の第一号の社会福祉事業(児童福祉法第五十九条の四(指定都市等の特例)の規定により児童相談所設置市が処理するものとされる事務に係るものに限る。)の用に供する不動産に係る登記 その登記に係る不動産が同号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する児童相談所設置市の長の書類
- 二 法別表第三の十の項の第三欄の第二号に掲げる登記 その登記に係る不動産が同号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産に係る同号に規定する学校を所管する都道府県知事(地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により当該学校に係る事務を市町村が処理する場合にあつては、当該市町村の長)の書類
- 三 法別表第三の十の項の第三欄の<u>第三号</u>に掲げる登記 次に掲げる登記の区分 に応じそれぞれ次に定める書類
 - イ 保育所の用に供する不動産に係る登記 第二条第二号イに定める書類
 - ロ 家庭的保育事業等の用に供する不動産に係る登記 第二条第二号口に定める書類
- 四 法別表第三の十の項の第三欄の第四号に掲げる登記 第二条第三号に定める 書類
- <u>第二条</u> 法別表第三の一の二の項の第四欄に規定する財務省令で定める書類は、次の 各号に掲げる登記の区分に応じ当該各号に定める書類とする。
 - 一 法別表第三の一の二の項の第三欄の第一号又は第二号に掲げる登記 その登記に係る不動産が同欄の第一号又は第二号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産に係る学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条(学校の範囲)に規定する学校又は同法第百二十四条(専修学校)に規定する専修学校若しくは同法第百三十四条第一項(各種学校)に規定する各種学校の私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第四条(所轄庁)に規定する所轄庁(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項(条例による事務処理の特例)の規定により同表の一の二の項の第一欄に規定する学校法人に係る事務を市町村(特別区を含む。以下同じ。)が処理する場合にあつては、当該市町村の長)の書類
 - <u>二</u> 法別表第三の一の二の項の第三欄の第三号に掲げる登記 次に掲げる登記の 区分に応じそれぞれ次に定める書類
 - **1** 法別表第三の一の二の項の第三欄の第三号に規定する保育所(以下「保育所」という。)の用に供する不動産に係る登記 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類
 - (1) 保育所の用に供する不動産が地方自治法第二百五十二条の十九第一項 (指定都市の権能)に規定する指定都市(以下「指定都市」という。)、 同法第二百五十二条の二十二第一項(中核市の権能)に規定する中核市

(以下「中核市」という。)及び児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第五十九条の四第一項(指定都市等の特例)に規定する児童相談所設置市(以下「児童相談所設置市」という。)の区域外に所在する場合その登記に係る不動産が法別表第三の一の二の項の第三欄の第三号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する都道府県知事(地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により児童福祉法第三十五条第四項(児童福祉施設の認可)の保育所の認可に係る事務を市町村が処理する場合にあつては、当該市町村の長)の書類

- (2) 保育所の用に供する不動産が指定都市の区域内に所在する場合 その 登記に係る不動産が法別表第三の一の二の項の第三欄の第三号に規定す る不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する指定都市 の長の書類
- (3) 保育所の用に供する不動産が中核市の区域内に所在する場合 その登記に係る不動産が法別表第三の一の二の項の第三欄の第三号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する中核市の長の書類
- (4) 保育所の用に供する不動産が児童相談所設置市の区域内に所在する場合 その登記に係る不動産が法別表第三の一の二の項の第三欄の第三号 に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する 児童相談所設置市の長の書類
- ロ 法別表第三の一の二の項の第三欄の第三号に規定する家庭的保育事業等(以下「家庭的保育事業等」という。)の用に供する不動産に係る登記 その登記 に係る不動産が同号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在 地を管轄する市町村の長の書類
- 三 法別表第三の一の二の項の第三欄の第四号に掲げる登記 次に掲げる場合の 区分に応じそれぞれ次に定める書類
 - イ 法別表第三の一の二の項の第三欄の第四号に規定する認定こども園(以下)認定こども園」という。)の用に供する不動産が指定都市及び中核市の区域外に所在する場合 その登記に係る不動産が同号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する都道府県知事(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第三条第一項(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等)の規定により同項又は同条第三項の認定こども園の認定に係る事務を都道府県の教育委員会が処理する場合にあつては当該都道府県の教育委員会とし、地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により当該事務又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十七条第一項(設置等の認可)の幼保連携型認定こども園(同法第二条第七項(定義)に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。)の認可に係る事務を市町村が処理する場合にあつては当該市町村の長とする。)の書類
 - ロ 認定こども園の用に供する不動産が指定都市の区域内に所在する場合 その 登記に係る不動産が法別表第三の一の二の項の第三欄の第四号に規定する不動

産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する指定都市の長(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項の規定により同項又は同条第三項の認定こども園の認定に係る事務を指定都市の教育委員会が処理する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会)の書類

八 認定こども園の用に供する不動産が中核市の区域内に所在する場合 その登記に係る不動産が法別表第三の一の二の項の第三欄の第四号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する中核市の長(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項の規定により同項又は同条第三項の認定こども園の認定に係る事務を中核市の教育委員会が処理する場合にあつては、当該中核市の教育委員会)の書類

(様式 57)

令和 年 月 日

都道府県知事

又は 殿 市長

> 法人の名称 代表者の氏名

税額控除に係る証明申請書

租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定される要件を満たしていることについて証明を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1.申請する要件
 - <要件1>第三号イ(2)に規定された要件
 - <要件2>第三号イ(1)に規定された要件
- 2. 実績判定期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

3.添付書類

寄附金受入明細書

チェック表

なお、証明を受けた後は、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第 三号口に規定された書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、閲覧に供します。

令和 年度分 寄附金受入明細書

(社会福祉法人の名称)

(事務所の所在地)

 令和 年 月 日~令和 年 月 日

 氏名
 住所
 寄附金額
 受領年月日
 備考

 1
 2
 3

 3
 4
 4

 5
 6
 6

 7
 8
 9

 10
 10

同一の者からの寄附金額のうち、基準限度超過額がある場合は、備考欄に記載してください。

上記寄附金の受領については、事実に相違ありません。

社会福祉法人 理事長

156

(様式 59-1) <絶対値要件(要件1)チェック表 >							
実績判定期間内に、保育所等の定員等の総数が5000人未満の会計年度がある場合に以下の項目を入力して〈ださい。							
実績判定期間(<mark>必須</mark>)	実績判定期間(必須) 年 月 日 ~ 年 月 日						
実績判定期間における月数(必須)		ヶ月 ^{(注}		年の場合、月数は12ヶ月 設がある場合、その期間			
の数値が100以上であり、かつ の)数値が300,000)以上であれる	、絶対値要件		<u>す。</u>		
3000円以上の寄附金を支出した者	(判定基準寄附		 均の人数	(自動計算)	#DIV/0!		
年平均の寄附金額				(自動計算)	#DIV/0!		
	1会計年度目	2会計年度目	3会計年度目	4会計年度目	5会計年度目		
定員等の総数(<mark>必須</mark>)							
判定基準寄附者数 (実際の寄附者数)(<mark>必須)</mark>							
判定基準寄附者数 (計算後の寄附者数) <i>(自動計算)</i>	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!		
実績判定期間内の会計年度全てについて、寄附金額を記載して〈ださい。 寄附金額については、手引きP10においてカウントできるとされている寄附金の総計を記載して〈ださい。 実績判定期間内に含まれる会計年度の寄附金額が0円の場合は「0」							
と記入し、実績判定期間内に含まれない会計年度については空欄にして〈ださい。							
	1会計年度目	2会計年度目	3会計年度目	1 4会計年度目	5会計年度目		
寄附金額(円)(<mark>必須)</mark>							

(様式 59-2)	<絶対値要	件(要件1)	チェック表	>	
実績判定期間内に、社会福祉事業に係る費用の額が1億円未満の年度がある場合に以下の項目を入力して〈ださい。					
実績判定期間(必須)	ŕ	≢ 月	日 ~	年	月日
実績判定期間における月数(必須)				の場合、月数は12ヶ月 > がある場合、その期間	
	数値が300,000	以上であれば、	絶対値要件(要	件1)を満たします	<u>r.</u>
3000円以上の寄附金を支出した者	(判定基準寄附	者数)の年平均(の人数 ((自動計算)	#DIV/0!
年平均の寄附金額			(É	自動計算)	#DIV/0!
	1会計年度目	2会計年度目	3会計年度目	4会計年度目	5会計年度目
社会福祉事業に係る費用の額の合計額()(<mark>必須</mark>)					
判定基準寄附者数 (実際の寄附者数)(<mark>必須)</mark>					
判定基準寄附者数 (計算後の寄附者数) <i>(自動計算)</i>	0	0	0	0	0
社会福祉事業に係る費用とは、事業活動内訳表のうち、社会福祉事業区分における、サービス活動増減の部の費用に計上する額及びサービス活動外増減の部の費用に計上する額の合計額をいいます。 同費用の額が1億円未満の年度については、当該年度の事業活動内訳表を添付して提出して〈ださい。					
実績判定期間内の会計年度全てについて、寄附金額を記載してください。寄附金額については、手引きP10においてカウントできるとされている寄附金の総計を記載してください。実績判定期間内に含まれる会計年度の寄附金額が0円の場合は「0」と記					
<u>入し、実績判定期間内に含まれない会計年度については空欄にしてください。</u>					
	1会計年度目	2会計年度目	3会計年度目	4会計年度目	5会計年度目
寄附金額(円) <mark>(必須)</mark>					

<チェック表>

実績判定期間	(自)	年	月	日
大視力に知问	(至)	年	月	日

(A) 寄附金等収入金額

	受入寄附金総額(1)					
	一者当たりの基準限度超過額の合計額					
控除金額(2)	寄附者の氏名又は名称が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金で、その合計額が1,000円未満のものの額					
	寄附者の氏名又は名称が明らかでない寄附金額					
	小計(+ +)					
国等からの補助金等の額(3) ((1)-(2)の額を限度とする。)						
	(1) - (2) + (3) = <u>(A) 寄附金等収入金額</u>					

[「]国等からの補助金等の額」は、当欄か(B)経常収入金額の控除金額(2) の<u>いずれかのみ</u>に記載できる。

(B)経常収入金額

	総収入金額(1)					
	国等からの補助金等の額					
	委託の対価としての収入で国等から支払われる金額					
	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共 団体が負担することとされている場合の負担金額					
控除金額(2)	資産の売却収入で臨時的なものの金額					
	遺贈により受け入れた寄附金等のうち、基準限度超過額に 相当する金額					
	寄附者の氏名又は名称が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金で、その合計額が1,000円未満のものの額					
	寄附者の氏名又は名称が明らかでない寄附金額					
	小計(+ + + + +)					
	(1) - (2) = <u>(B) 経常収入金額</u>					

経常収支金額が確認できる決算書類(写)も添付してください。

判定式 (A)寄附	金等収入金額	÷	(B)経常収入金額	=	%
-----------	--------	---	-----------	---	---

理事長変更届

令和 年 月 日

都道府県知事 又は 殿 市長

このことについて、令和 年 月 日の理事会において、次のとおり理事長を 選定しましたので、添付書類を添えて提出します。

記

就任年月日	<u> </u>	
ふ りが な 新理事長の氏名		
変更理由	任期満了に伴う改選	
	変更前の理事長の辞任	
	その他 ()

添付書類

法人の登記事項証明書(写)(新理事長に関して登記済のもの)

- 注1 新理事長が重任の場合は、提出していただく必要はありません。
 - 2 ファクシミリ又は電子メールで構いません。 (参照 163 頁 所轄庁一覧)

令和 年 月 日

都道府県知事 又は 殿 市長

> 所在地 法人名 代表者の職氏名

理事の在任証明願

所有権移転登記のため、 法務局 支局に提出する必要があるので、 令和 年 月 日から令和 年 月 日までの期間において、下記の 名は、社会福祉法人 の理事に在任していることを証明くださる よう申請します。

記

役職名	氏 名	住 所
理事		

上記の 名は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの期間において、当所轄庁に届出されている社会福祉法人 の理事と相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

都道府県知事

又は

市長

記載例 129 頁

理由書例

令和 年度に取得した下記土地、建物の所有権移転を行うにあたり、その原因となる売買契約において、理事長が双方代理となることから、理事会における理事の所轄庁の在任証明書が必要となるため。

記

不動産の表示

土地 市 町 番 宅地 . m²

建物 市 町 番地、 番地 家屋番号 番 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 階建

床面積 1階 m² 2階 m²

三重県内所轄庁一覧

令和6年4月1日現在

	WIENE DE					マヤ <u>マ</u> 1 1/1 1 日が圧
所轄庁	担当部署	₹	住所	電話番号	ファックス番号	メールアドレス
三重県知事	子ども・福祉部 福祉監査課	514-8570	津市広明町13番地(県庁4階)	059-224-2258	059-224-2041	kansa@pref.mie.lg.jp
桑名市長	保健福祉部 福祉総務課福祉総務係	511-8601	桑名市中央町二丁目 3 7 番地	0594-24-1168	0594-24-1351	fsomum@city.kuwana.lg.jp
いなべ市長	福祉部 人権福祉課	511-0498	いなべ市北勢町阿下喜 3 1	0594-86-7815	0594-86-7864	jinken@city.inabe.mie.jp
四日市市長	健康福祉部 福祉総務課福祉監査室	510-8601	四日市市諏訪町1番5号	059-354-8101	059-359-0288	shafuku@city.yokkaichi.mie.jp
鈴鹿市長	健康福祉部 健康福祉政策課福祉法人監查室	513-8701	鈴鹿市神戸一丁目18番18号	059-382-9012	059-382-7607	kenkofukushiseisaku@city.suzuka.lg.jp
亀山市長	健康福祉部 地域福祉課 福祉総務グループ	519-0164	亀山市羽若町545番地	0595-84-3311	0595-82-8180	fukushi@city.kameyama.mie.jp
津市長	健康福祉部 福祉監査室	514-8611	津市西丸之内23番1号	059-229-3351	059-229-3334	229-3351@city.tsu.lg.jp
松阪市長	健康福祉部 健康福祉総務課 社会福祉法人指導監査係	515-8515	松阪市殿町1340番地1	0598-53-4674	0598-26-9113	fukushi.kansa@city.matsusaka.lg.jp
伊勢市長	健康福祉部 福祉監査室	516-8601	伊勢市岩渕1丁目7番29号	0596-21-5584	0596-21-5555	fukushi-kansa@city.ise.lg.jp
鳥羽市長	健康福祉課 生活支援係	517-0022	鳥羽市大明東町2番5号	0599-25-1181	0599-25-1154	seikatsushien@city.toba.lg.jp
志摩市長	健康福祉部 地域福祉課高齢者福祉係	517-0592	志摩市阿児町鵜方3098番地22	0599-44-0283	0599-44-5260	chiikifukushi@city.shima.lg.jp
伊賀市長	健康福祉部 医療福祉政策課	518-8501	伊賀市四十九町 3 1 8 4 番地	0595-22-9708	0595-22-9673	iryoufukushi@city.iga.lg.jp
名張市長	福祉子ども部 医療福祉総務 室	518-0492	名張市鴻之台1番町1番地	0595-63-7579	0595-62-5058	fukusi@city.nabari.lg.jp
尾鷲市長	福祉保健課 高齢者福祉係	519-3696	尾鷲市中央町10番43号	0597-23-8201	0597-23-8204	hukusi@city.owase.lg.jp
	福祉事務所 社会福祉係 児童福祉係	519-4392	熊野市井戸町796	0597-89-4111	0597-89-3304	hukushi@city.kumano.∃g.jp
것 내 '達개	健康・長寿課 いきがい健康支援係	519-4324	熊野市井戸町1150	0597-89-3113	0597-89-5885	kenkou@city.kumano.lg.jp

第11 社会福祉連携推進法人

社会福祉連携推進法人は、 社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、 地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、 社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設されました。

2以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組 を通じて、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、 人材の確保・育成等の推進が期待されています。

また、社会福祉連携推進法人の設立により、同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能となります。

(連携推進法人の行う業務)

一般社団法人は、次の から までに掲げる業務(以下「社会福祉連携推進業務」という)の全部又はいずれかを行おうとする場合に、認定所轄庁から連携推進法人に係る認定を受けることができます。

地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援(地域福祉支援業務)

災害が発生した場合における社員が提供する福祉サービスの利用者の安全を社 員が共同して確保するための支援(災害時支援業務)

社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図るための支援 (経営支援業務)

資金の貸付けを通じた社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援(貸付業務)

社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援及びその資質の向上 を図るための研修(人材確保等業務)

社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給(物資等供給業務)

(社会福祉連携推進認定申請)

社会福祉連携推進法人を設立する場合には、一般社団法人として設立した上、次の書類を認定所轄庁あて申請を行い、その認定を受けることが必要です。

また、連携推進法人が定款を変更する場合には、認定所轄庁の認可を受けることが必要です。

- 1 社会福祉連携推進認定申請手続き
 - (1) 申請書類提出先 各認定所轄庁(163頁)
 - (2) 提出部数

正本 2通

提出されたもののうち1通は承認後、承認書として交付します。

- (3) 提出書類
 - ア 社会福祉連携推進認定申請書(別記様式2・166頁)
 - イ 定款(社会福祉連携推進法人定款例を参照の上、作成)
 - ウ 社会福祉連携推進方針(別記様式3・169頁)

- エ 登記事項証明書(当該一般社団法人に係るもの)
- オ 役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類
- カ 法第127条各号に規定する認定基準のいずれにも適合することを証する書類(別記様式4・171頁)
- キ 法第128条各号に規定する欠格事由のいずれにも適合しないことを証する 書類(別記様式5・175頁)
- ク 社会福祉連携推進評議会の構成員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類
- ケ 社員の名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類
- コ 役員・社会福祉連携推進評議会の構成員の履歴書及びその就任に係る承諾書 類
- サ 認定申請段階において当該社会福祉連携推進法人に帰属すべき財産の財産目 録
- シ 認定申請を行う会計年度及びその次の会計年度における事業計画書及びこれ に伴う収支予算書
- ス その他認定所轄庁が必要と認める書類
- 2 定款変更認可申請、届出手続き
 - (1) 申請書類提出先 各認定所轄庁(163頁)
 - (2) 提出部数
 - 正 本 2通

提出されたもののうち1通は承認後、承認書として交付します。

- (3) 提出書類
 - ア 定款変更認可申請書(別記様式6・179頁)
 - イ 定款変更後の定款全文
 - ウ理事会議事録
 - 工 社員総会議事録
 - オ その他定款変更に関する参考資料
- (4) 次のアからウまでの事項の変更を行う場合は、別記様式7・181頁)により、認定所轄庁あて届出で足りるとされています。
 - ア事務所の所在地
 - イ 社会福祉連携推進認定による法人の名称の変更
 - ウ 公告の方法

(別記様式2)

令和 年 月 日

都道府県知事

又は殿

市長

一般社団法人 代表理事

社会福祉連携推進認定の認定申請について

社会福祉法第 126 条第 1 項の規定に基づき、社会福祉連携推進認定を受けたいので、別添の申請書に関係書類を添えて、貴庁の認定を申請する。

(添付資料)

定款

社会福祉連携推進方針(別記様式3)

登記事項証明書

役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類

法第 127 条各号に規定する認定基準のいずれにも適合することを証する書類(別記様式4)

法第 128 条各号に規定する欠格事由のいずれにも該当しないことを証する書類(別記様式5)

社会福祉連携推進評議会の構成員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類 社員の名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類 役員・社会福祉連携推進評議会の構成員の履歴書及びその就任に係る承諾書類 認定申請段階において当該社会福祉連携推進法人に帰属すべき財産の財産目録 認定申請を行う会計年度及びその次の会計年度における事業計画書及びこれに伴う 収支予算書

その他認定所轄庁が必要と認める書類

社会福祉連携推進業務のうち、貸付業務を行う場合は、上記に加え、別紙1の4の(2)のからまでに掲げる書類を添付すること。

社会福祉連携推進認定申請書

(表面)

<u></u> ≛ひ弋	☑代表者	住	注所							
以五	210481	Ð	名						物資等供給業務	
	申請年	F月日								
	ふり	がな								
	法人の	2名称								
法人番号										
社会福祉連携推進法人 設立の趣意			去人							
主た	る事務所	所	在地							
従た	る事務所									
あ	る場合のみ	所	在地							
記載	載のこと 									
					<u></u>	会福祉連	携推進	業務 —————	1	その他
	実施する第	€務の内	容	地域福祉	災害時支	経営支援	貸付業額	人材確保	物資等供	業務
	該当するもの	Dに を付	すこと	支援業務	接業務	業務		等業務	給業務	
	/±2欠	**			内			訳		
資産	純資	生		业連携推進 業財産	その他	也の財産	ļ	材産計 +	ţ	負債
		円		F.		円		円		円
会		入会金	<u> </u>		会費(月	額・年額)		その他	
会費等				円			円			円

(裏面)

	代表理事、理事、		の資格	(該当に	-)	氏名	親族等の特殊関係			理事長への 状況
	監事の別	社会福祉識見	福祉サービス実情	財務管理識見	その他	ι ιλ α	者の有無		77.1工	··/////
		III HAVY O		1214,75				1371		727.1
役員										
貝										
職員数										人
安义						+	#ポミの次が	7 <i>5</i> 2 / 1 / 1 / 1	ı – >	
			氏名			↑ 	構成員の資格)
議会						ける立場にある者	関する団体			その他
評議会の構成										
成 員										
		3	去人名和	尔		法人格	の種別		代表者	
社員										
貝										

(注意事項)

・ 行が不足する場合は、適宜追加すること。

(別記様式3)

社会福祉連携推進方針

	冨祉連携推進認 D法人の名称	社会福祉連携推進法人会
理念・運営方針		 社会福祉連携推進業務を通じて、地域住民に安心、安全かつ質の高い福祉サービスの提供を目指す。 福祉人材の育成・確保、定着を目指す。 地域ニーズの変化を踏まえ、地域における福祉サービスを維持・確保していくため、効率的かつ透明性の高い経営の確保を目指す。
社員の)名称	社会福祉法人 、社会福祉法人 、NPO 、株式会社 、 株式会社
社会領域の軍	国祉連携推進区 6囲	県全域、××県 市及び 町
	地域福祉 支援業務	社員が共同で行う「地域における公益的な取組」の企画・立案、実施に 向けた調整業務
社会福	災害時支援 業務	実施なし
社会福祉連携推進業務	経営支援 業務	社員の財務状況の分析・助言
	貸付業務	実施なし
の内容	人材確保等 業務	社員の人材の合同募集、社員間の人事交流、合同研修の実施等の調整業 務
	物資等供給業務	実施なし
その	他業務の内容	実施なし

以下は貸付業務を行う場合のみ記載。

貸付件名	令和5年4月1日の社員 に対する 円の貸付け
貸付契約締結日	令和4年12月1日
貸付対象社員 の名称	社会福祉法人
貸付対象社員への貸 付総額	円
貸付対象社員におけ る重要事項に係る承 認の方法	貸付対象社員の評議員会において、各年度の予算・決算等を決議する に当たっては、あらかじめ社会福祉連携推進法人の理事会において、 承認を受けなければならないものとする。

(注意事項)

- ・ 行が不足する場合は、適宜追加すること。
- ・記載欄中の記述は記載例であること。

(別記様式4)

法第 127 条各号に規定する認定基準のいずれにも適合することを証する書類

1 社会福祉連携推進業務を主たる目的としていること(第1号)

	[(事業費率 (+)/(+ + +	%				
		+ +)]					
		社会福祉連携推進業務に係る	円				
		サービス活動費用計	LJ				
		社会福祉連携推進業務に係る	円				
社会福祉連携推進業務に		サービス活動外費用計					
係る事業費率の見込み			その他業務に係る	円			
ぶる事業員平の兄匹の					İ	ĺ	
		その他業務に係る	円				
		サービス活動外費用計					
		法人本部に係る	円				
		サービス活動費用計	[]				
		法人本部に係る	円				
		サービス活動外費用計	11				

(注意事項)

・ 事業計画書や予算書等において上記の事業費率が50%超であること。

2 社員の構成が適当であること(第2号)

社員の名称	法人格 の種別		1 社員当た			
		社会福祉法人	社会福祉事業経営法人	その他福祉 サービス事業 経営法人	社会福祉事 業従事者養成 機関経営法人	りの議決権 の数

合計数					
口引奴					

(注意事項)

- ・ 社員は、上記の表の から までのいずれかに該当するものであること。
- ・ 社員は2以上であること。
- ・ 社員の過半数は社会福祉法人であること。
- ・ 議決権総数の過半数は社会福祉法人であること。
- ・ 1の社員に対し、議決権総数の半数を超える議決権を配分しないこと。

3 社会福祉連携推進業務を適切かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎があること(第3号)

社会福祉連携推進業務を適切 かつ確実に行うに足りる知識及 び能力	社会福祉法に定める組織機関を全て備えるとともに、会費収入により、法人本部に職員2名を配置している。
財産的基礎	会費により、年間事業費 千万円を確保することにしている。

(注意事項)

- ・ 上記の 及び について、法人において措置している内容を記載すること。
- ・ 記載欄中の記述は記載例であること。

4 社員の資格の得喪につき、不当な条件がないこと(第4号)

	定款第 条の規定により、社員になろうとする者は、理事
社員の資格の取得ルール	会の定めるところにより申込みをし、理事会の承認を得る
	必要がある。
	退社
	定款第 条の規定により、社員は、社員総会において定め
	る退社届を提出することにより、いつでも退社できる。
	除名
	定款第一条の規定により、
	・定款その他の規則に違反したとき
	・本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたと
	충
社員の資格の喪失ルール	・その他除名すべき正当な理由があるとき
	には、社員総会の決議によって当該社員を除名することが
	できる。
	社員資格の喪失
	定款第一条の規定により、
	・会費の支払義務を2年以上履行しなかったとき
	・総社員が同意したとき
	・当該社員に係る法人が解散したとき
	には、その資格を喪失する。

(注意事項)

- · 定款等に定める社員の資格の得喪に関するルールを記載すること。
- ・ 社会福祉連携推進法人の目的に照らし、不当に差別的なルールとなっていないこと。
- ・ 記載欄中の記述は記載例であること。

5 定款に必要事項が記載されていること(第5号)

定款記載事項	記載の有無
社員の議決権に関する事項	有・無
役員に関する事項	有・無
代表理事を1人置く旨	有・無
理事会を置く旨及び理事会に関する事項	有・無

事業の規模が政令で定める基準を超える一般社団法人の記載事項	有	•	無
社会福祉連携推進評議会を置く旨及び構成員の選任・解任の方法	有	•	無
貸付対象社員が予算の決定又は変更等を決定するに当たって、あらか	有	•	無
じめ当該一般社団法人の承認を受けなければならないこととする旨	F	•	***
資産に関する事項	有	•	無
会計に関する事項	有	•	無
解散に関する事項	有	•	無
社会福祉連携目的取得財産残額は国又は地方公共団体等に贈与する旨	有	•	無
清算時に残余財産を国等に帰属させる旨	有	•	無
定款の変更に関する事項	有	•	無

(注意事項)

- ・ 上記事項のほか、一般法人法第 11 条第 1 項の規定により、次の事項の記載が必要。
- ア目的
- イ 名称
- ウ 主たる事務所の所在地
- エ 設立時社員の氏名又は名称及び住所
- オ 社員の資格の得喪に関する規定
- 力 公告方法
- キ 事業年度

(別記様式5)

法第 128 条各号に規定する欠格事由のいずれにも該当しないことを証する書類

区分	事実の有無	
理事及び監事のうちに、次のいずれかに該当する者の有無		
イ 社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった	有 · 無	
日以前1年内に当該社会福祉連携推進法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの		
口 社会福祉法その他社会福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、 又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない 者(八に該当する者を除く。)	有・無	
ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の 執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者	有・無	
二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)	有 · 無	
社会福祉連携推進認定を取り消され、その取消しの日から五年 を経過しないもの	有・無	
暴力団員等がその事業活動を支配するもの	有・無	

(注意事項)

1 の口にいう「その他社会福祉に関する法律」とは、社会福祉法施行令第 34 条に掲げる法律をいうものであること。

児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、 老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、精神保健福祉士法、児童買春・児 童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等 に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、高齢者虐待 の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、就学前の子どもに関する教育、保育 等の総合的な提供の推進に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等 に関する法律、子ども・子育て支援法、国家戦略特別区域法(第12条の5第15項及び第17 項から第19項までの規定に限る。) 公認心理師法、民間あっせん機関による養子縁組のあ っせんに係る児童の保護等に関する法律、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため の調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律

- 2 の二及び の証明に当たっては、次に掲げる者による表明・確約書を添付すること。
 - ・ 当該社会福祉連携推進法人の理事及び監事(別添1)
 - ・ 当該社会福祉連携推進法人の社員(別添2)

表明・確約書

都道府県知事

又は 殿

市長

所属・職名氏名

私は、現在及び将来にわたって、次に掲げる事項のいずれにも該当しないことを表明、 確約します。

- (1)暴力団員
- (2)暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

令和 年 月 日 氏 名(自著)______

表明・確約書

都道府県知事

又は 市長

法 人 名 代 表 者 名

当法人は、現在及び将来にわたって、次に掲げる事項のいずれにも該当しないことを表明、確約します。

- (1)暴力団
- (2)暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する法人

 令和 年 月 日

 法 人 名

 代表者名(自著)

(別記様式6)

令和 年 月 日

都道府県知事

又は殿

市長

社会福祉連携推進法人 代表理事

定款変更の認可申請について

社会福祉法第 139 条第 1 項の規定に基づき、定款変更の認可を受けたいので、別添の申請書に関係書類を添えて、貴庁の認可を申請する。

(添付資料)

当該定款変更後の定款全文 当該定款変更に係る理事会議事録 当該定款変更に係る社員総会議事録 その他当該定款変更に関する参考資料

定款変更認可申請書

(表面)

申請者	主たる事務所			
	の所在地			
	ふりがな			
	法人の名称			
	法人番号			
	代表理事の氏名			
定款変更の内容及び理由	内容			
	変更前の条文		変更後の条文	理由

(裏面)

定	ı	TID	
一数変更の	変更前の条文	変更後の条文	理由
定款変更の内容及び理由			

(注意事項)

- ・ 行が不足する場合は、適宜追加すること。
- ・ 変更前の条文と変更後の条文とを対比表とすることが困難な場合には、対比表の形式によらないことも差し支えないこと。

(別記様式7)

令和 年 月 日

都道府県知事

又は殿

市長

社会福祉連携推進法人 代表理事

定款変更の届出について

社会福祉法第 139 条第 3 項の規定に基づき、定款変更を行ったので、別添の届出書に関係書類を添えて、貴庁に届出を行う。

(添付資料)

当該定款変更後の定款全文 当該定款変更に係る理事会議事録 当該定款変更に係る社員総会議事録 その他当該定款変更に関する参考資料

定款変更届出書

(表面)

	主たる事務所			
届出者	の所在地			
	ふりがな			
	法人の名称			
	法人番号			
	代表理事の氏名			
定款変更の内容	変更前の条文		変更後の条文	

(裏面)

定	変更前の条文	変更後の条文
定款変更の内容		

(注意事項)

- ・ 行が不足する場合は、適宜追加すること。
- ・ 変更前の条文と変更後の条文とを対比表とすることが困難な場合には、対比表の形式によらないことも差し支えないこと。

社会福祉法人 認可申請ハンドブック

令和6年5月 三重県子ども・福祉部 福祉監査課 〒514-8570 津市広明町13番地 電話(059)224-2258

E-mail: kansa@pref.mie.lg.jp